

第1章 総則

第1節 計画の目的・内容等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、北方町地域防災会議が町の地域に係る災害の対策に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心にして、防災関係機関と住民の積極的な協力を含めた総合的な計画を定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

2 計画の内容

この計画は、「一般対策計画」編と「地震対策計画」編の両計画をもって構成するものとし、水防法(昭和24年法律第193号)とも十分な調整を図る。

「一般対策計画」編は、風水害等災害に対し、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、防災業務に関するマニュアル等については別途定める。また、関係機関は、平素から研究、訓練、その他の方法によりこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対し周知徹底を図る。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

4 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 町本部とは、北方町災害対策本部をいう。
- (2) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (3) 県支部とは、岐阜県災害対策本部岐阜支部をいう。
- (4) 町計画とは、北方町地域防災計画をいう。
- (5) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (6) 町本部長とは、北方町災害対策本部長をいう。

- (7) 現地本部長とは、北方町災害対策現地本部長をいう。
- (8) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (9) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部岐阜支部長をいう。

なお、本計画中の組織の名称は災害対策本部の設置の如何により、それぞれつぎのとおり読みかえる。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時(平常組織)
町本部	北方町(総務危機管理課)
町本部長	北方町長
町副本部長	総務危機管理課長
総括本部員	教育長 総務危機管理課長 岐阜市消防本部本巢消防署長 消防団長
本部員	政策財政課長 会計室長 税務課長 住民保険課長 福祉 子ども課長 健康推進課長 上下水道課長 都市環境課長 学校教育課長 教育総務課長
本部連絡員	総務危機管理課主幹 政策財政課主幹 福祉子ども課主幹 教育課主幹
町本部の班編成	①総務班 ②消防班 ③出納班 ④税務班 ⑤住民保険班 ⑥福祉班 ⑦健康班 ⑧上下水道班 ⑨都市環境班 ⑩教 育班 ⑪保育園班 ⑫生涯学習班 ⑬学園班 ⑭こども園 班 ⑮給食調理場班
本部事務室	北方町役場総務危機管理課
県本部	岐阜県(危機管理部)
県本部長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇課
県支部	危機管理政策課岐阜地域防災係
県支部長	岐阜地域危機管理監
県支部〇〇班	危機管理政策課岐阜地域防災係 (〇〇事務所等)

第2節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

町及び町地域に係る公共機関、団体等の処理すべき事務又は業務は、概ね次のとおりとする。

1 町

機関の名称	事務又は業務の大綱
北方町	(1) 北方町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集等 (4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (5) 災害の防除と拡大の防止 (6) 被災者の救護、救助その他保護 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置 (8) 災害復旧資材の確保 (9) 被災産業に対する融資等の対策 (10) 被災町営施設の応急対策 (11) 災害時における文教対策 (12) 災害対策要員の動員、雇上 (13) 災害時における交通、輸送の確保 (14) 民生の安定及び社会経済活動の早期安定 (15) 被災施設及び設備の復旧 (16) 関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (17) その他の応急対策

2 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
岐阜県	(1) 岐阜県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集等 (4) 災害の防除と拡大の防止 (5) 救助、防疫等被災者の救助及び保護 (6) 災害復旧資材の確保及び物価の安定

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害時における公安の維持 (11) 災害対策要員の動員、雇上 (12) 災害時における交通、輸送の確保 (14) 被災施設及び設備の復旧 (15) 市町村が処理する事務の指導、指示
--	---

3 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
北方警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民の安全確保と避難の指示及び誘導 (2) 交通安全対策及び犯罪の予防 (3) 被災者の救護、救助その他保護

4 消防

機関の名称	事務又は業務の大綱
岐阜市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災の警戒、防御及び避難誘導 (2) 関係機関と連携し、災害の防除と拡大防止 (3) 災害応急対策等の調整 (4) 火災原因の調査及び損害調査 (5) り災者等の救助保護 (6) 防火査察、立入検査及び消防用設備の調査、指導

5 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第 35 普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する調査推進 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 災害派遣計画の作成 (4) 防災に関する訓練の実施 (5) 災害情報の収集 (6) 災害派遣及び応急対策の実施

6 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東海農政局岐阜農政事務所	(1) 災害時における主要食糧の需給調整
岐阜地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 (2) 気象、地象、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災意識の普及啓発

7 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社	(1) 電気通信施設の整備と防災管理 (2) 災害時における緊急通話の取扱い (3) 被災施設の調査と復旧
日本赤十字社	(1) 医療、助産その他の救助 (2) 救援物資の備蓄及び配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の募集配分 (5) 赤十字奉仕団の指導
中部電力パワーグリッド株式会社	(1) 電気施設等の整備と防災管理 (2) 災害時の電力供給 (3) 被災施設の調査と災害復旧
東邦ガス株式会社	(1) ガス施設等の整備と防災管理 (2) 災害時のガス供給 (3) 被災施設の調査と災害復旧
日本放送協会	(1) 観測施設の整備、維持及び観測資料等の収集、整理 (2) 防災気象情報の発表及び伝達 (3) 情報伝達及び連絡体制の整備 (4) 関係機関との連携による防災体制の強化 (5) 防災に関する知識の普及及び意識の啓発

8 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
社団法人岐阜県エ ルピーガス協会	(1) ガス施設の整備及び災害防止 (2) 災害時におけるガス供給 (3) ガス施設の調査と復旧
鉄道、輸送事業者	(1) 鉄道、運輸施設の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における輸送の確保 (3) 災害対策用物資の緊急輸送 (4) 被災施設の調査と災害復旧
報道機関	(1) 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知 (2) 住民に対する災害応急対策の周知 (3) 放送設備の保守および整備

9 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
農業協同組合	(1) 農業関係の被害調査等応急対策への協力 (2) 農作物等の災害応急対策についての指導 (3) 被災農家に対する融資又は斡旋 (4) 農協施設の災害応急対策及び復旧
商工会	(1) 融資希望者の取りまとめ、斡旋についての協力 (2) 物価安定についての協力、徹底 (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 (2) 義援金及び義援物資の募集及び配分 (3) ボランティア活動の推進
もとす医師会 もとす歯科医師会 もとす薬剤師会	(1) 医療及び助産活動の協力 (2) 防疫その他保健衛生活動の協力 (3) 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理

10 防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
病院等医療施設の 管理者	(1) 避難施設の整備、避難訓練の実施 (2) 被災時における収容者の保護

	(3) 災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設の管理者	(1) 避難施設の整備、避難訓練の実施 (2) ボランティア活動の推進 (3) 社会福祉施設の災害復旧
金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資、その他緊急措置
学校法人	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練の実施 (2) 災害時における避難その他児童生徒の保護対策 (3) 被災時における教育の対策 (4) 被災施設の災害対策
ガソリン等危険物取扱機関	(1) ガソリン等危険物の防災管理 (2) 災害時におけるガソリン等の供給
高圧ガス取扱機関	(1) 高圧ガス等の防災管理 (2) 災害時における高圧ガスの供給

11 地域住民の自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織	(1) 自主防災組織の整備 (2) 防災思想の普及 (3) 防災訓練への参加 (4) 防災資機材の整備 (5) 避難情報、災害情報等の伝達 (6) 組織的初期消火 (7) 負傷者等の救出救護 (8) 組織的避難 (9) 給食給水活動 (10) 要配慮者・避難行動要支援者の支援及びその他の相互扶助

第3節 本町の概要

1 地形的条件

本町は岐阜県の南西部、濃尾平野の北部に位置し、東に岐阜市、西及び北に本巣市、南に瑞穂市と隣接している。東西 1.85 km、南北 4.2 km、面積 5.17 km²の南北に細長い町である。本町付近は、むかし根尾川より流下集積した、砂礫、粘土等が厚層をなす沖積層で第4紀層に属している。町内を流れる主要な河川は、糸貫川、天王川、長谷川があり、これらに注ぐ小河川、用排水路も多数ある。

町役場の位置を経緯度でみると次のとおりである。

	所在地	北緯	東経	海拔(平均)
町役場	北方町長谷川 1-1	35° 26' 08"	136° 41' 03"	10.5m

2 気象条件

本町は太平洋式気候に属し、雨は、年間約 2,000 mm前後で特に7月～9月に多い。夏は南東の季節風の影響を受け、冬は北西の季節風及び伊吹おろしを受ける。

3 災害条件

本町は地勢その他悪条件が重なり、従来から風水害等大規模災害が発生しており、昭和22年災害救助法施行後においてすでに3回その適用災害が発生している。原因別の災害の概要と将来予想される災害の状況は、概ね次のとおりである。

(1) 水害

水害は本町の地理的条件から主流、支流川の溢水等による浸水が多い。昭和51年9.12集中豪雨では、河川の溢水等により役場付近及び南部地区が床上浸水した。その後河川、排水路等の改修が行われているものの降雨量によってはこのようなことが発生すると予想される。

(2) 火災

火災は、本町地域において特記すべきものはなく、特に近年消防力の整備強化に伴い、最も危険視される既成市街地においても大火災は発生していないが、台風烈風下や震災時の特殊条件下にあっては、既成市街地一帯の大規模火災発生のおそれがある。

(3) 風害

台風のみによる直接の被害は沿岸地帯に比べ少ないが、昭和34年の伊勢湾台風や昭和36年の第2室戸台風のように大型台風が琵琶湖を北上する場合、両台風程度の被害が予想される。

第4節 災害及び被害想定

1 台風

伊勢湾台風級の大型台風が中部地方に上陸した場合を想定する。

- (1) 規模
 - 台風の暴風半径 (25m/s) 350km
 - 中心気圧 930hPa (上陸時 945hPa)
 - 降雨量 230mm
 - 最大風速 毎時 40km
- (2) 暴風継続時間 約 11 時間
- (3) 中心通過時 深夜
- (4) 進路 本町西方 30km 北北東進

2 豪雨

前線が北方町付近に停滞し、町内全域に昭和 51 年 9.12 豪雨程度の降雨があった場合を想定する。

- (1) 総雨量 839mm
- (2) 日雨量最大 220mm
- (3) 時間雨量 92.5mm
- (4) 降雨時 深夜

3 その他

- (1) 航空機事故による災害
- (2) 道路事故による災害
- (3) 危険物の爆発等による災害
- (4) 可燃性ガスの拡散
- (5) 有毒ガスの拡散
- (6) 大規模な火災による災害
- (7) その他特殊災害

第5節 災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防止活動に即応する体制を確立するため、国、県、町及びその他公共機関相互の有機的連携を図ると共に、住民の協力により総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

1 北方町防災会議

災害対策基本法第16条の規定により北方町の地域に係る地域防災計画の作成及びその対策の推進のため北方町防災会議をおく(北方町防災会議条例)。

2 北方町災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づく北方町災害対策本部の組織は、北方町災害対策本部条例(昭和37年北方町条例第12号)の規定に基づき、災害の発生への防御又は拡大防止のための各種措置を実施する。災害情報の収集、応急対策の実施方針の作成、防災関係機関等との連絡調整等を図るとともに、必要に応じて連絡要員を受け入れる。

(1) 編成

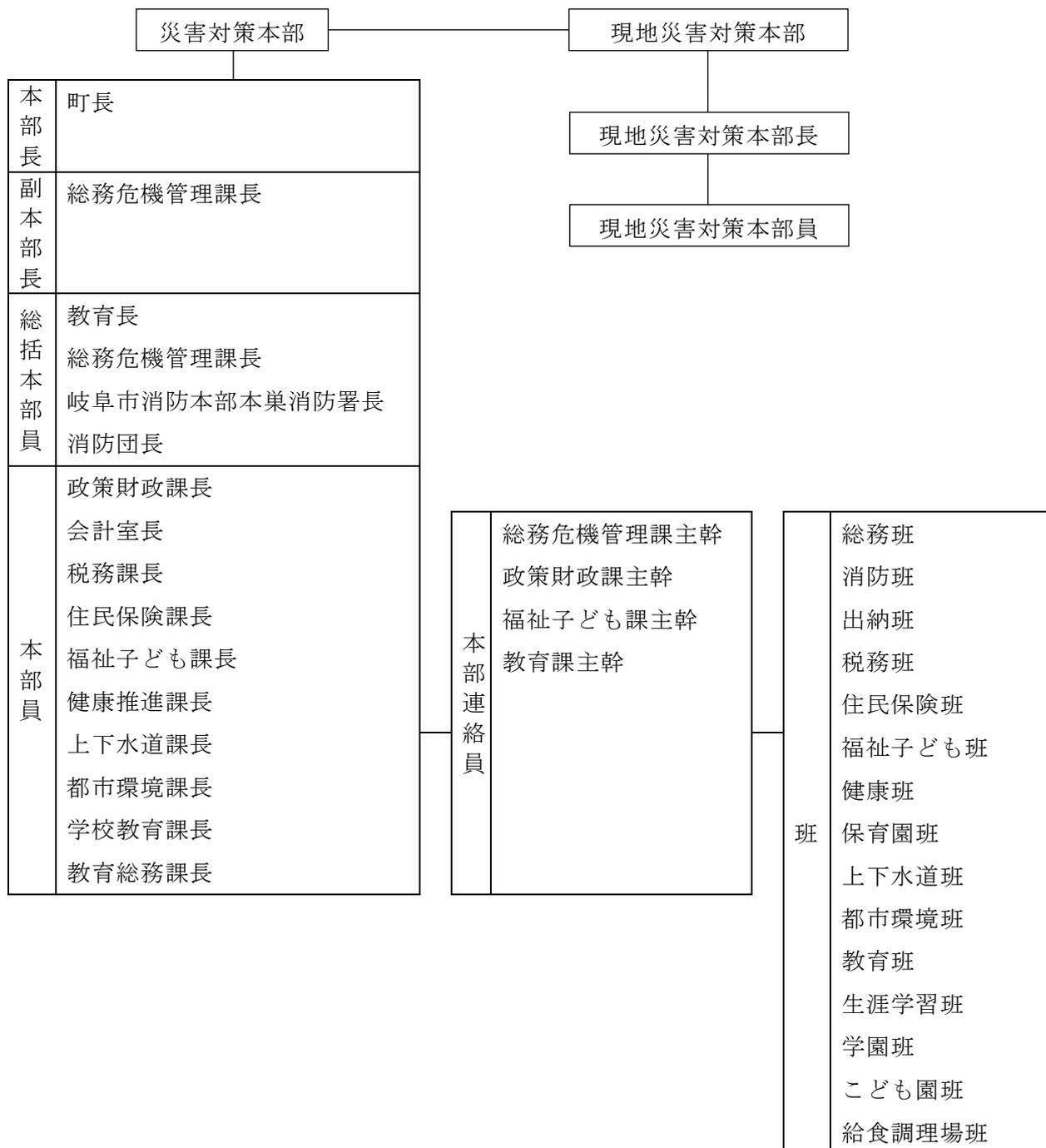
町本部の編成は、次表のとおりとする。

ア 町本部の系統

北方町災害対策本部	
北方町役場内	TEL 058-323-1111 (代表) FAX 058-323-2963

現地災害対策本部 (必要に応じて設置)

イ 町災害対策本部編成



(2) 分担任務

各組織の分担任務等は、次による。

ア 町本部長

町本部長（町長）は、町本部を総括する。

イ 町副本部長

町副本部長（総務危機管理課長）は、町本部長を補佐し、町本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 総括本部員

総括本部員は、町本部長、町副本部長を補佐し本部員の任務遂行の調整と円滑を図る。

エ 本部員、班長

町本部に本部員を置き、本部員が班長を務める。

班長は、本部長の命を受け班に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮、監督する。

町本部の各部及び各班別の分担任務は、別表のとおりである。

オ 本部員会議

本部員会議は、町本部長、町副本部長及び総括本部員、本部員をもって組織し、災害対策本部に係る災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進に当たる。

カ 本部連絡員

本部連絡員は、災害対策について本部と各班の連絡及び本部員会議の庶務等に関する事務の処理に当たる。

本部内の連絡を図るため、各班に班連絡員を置くものとする。

班連絡員は、各班において定め、本部連絡員に通知しておく。

キ 町現地災害対策本部

町現地災害対策本部は、災害の規模、程度に応じ設置するもので、その都度町本部長が町本部の班長のうちから町現地災害対策本部長を任命し、町現地災害対策本部員は、町現地災害対策本部長の要請に基づき、関係各班の長が所属班員のなかから指名する。

町現地災害対策本部員は、町本部長の特命事項を処理するとともに、現地における関係機関等との連絡調整にあたる。町現地災害対策本部員は、町現地災害対策本部長の指示に基づき、災害対策業務を分担する。

ク 県現地災害対策本部への連絡員の派遣

県計画第1章第5節「県災害対策本部の組織」の定めるところにより、町内に県現地災害対策本部が設置された場合は、県現地災害対策本部と町本部との連絡調整等を図るため現地連絡員を町本部より派遣する。現地連絡員は、町本部の職員の中から町本部長が指名する。

別表 災害対策事務分掌

担当班(責任者)	分掌任務
総務班 (総務危機管理課長)	1 災害対策全般に関すること 2 災害関係職員の動員、派遣等に関すること 3 消防団の出動及び調整に関すること 4 本部長(町長)の秘書に関すること 5 各班及び各地区との連絡協議に関すること 6 総合被害状況調書の作成及び報告に関すること 7 災害関係文書及び物品の受理、配布発送に関すること 8 災害対策用物資の確保に関すること 9 災害業務に従事した者に係る損害補償に関すること 10 電話その他の施設の災害用使用に関すること 11 警報の伝達等に関すること 12 防災無線の発受信及び管理に関すること 13 災害の予算等財政の運営に関すること 14 町有財産の災害対策に関すること 15 災害時の広報に関すること 16 交通関係機関との連絡調整に関すること 17 商工業・観光施設等の被害調査及び報告に関すること 18 観光客の避難対策に関すること
消防班 (消防団長)	1 消防全般の連絡調整に関すること 2 消防施設等の被害調査及び報告に関すること 3 消防施設、機械器具等の管理に関すること 4 危険物の災害対策に関すること 5 消防の教育、訓練に関すること 6 水防活動に関すること 7 避難所の開設等についての協力に関すること 8 防災訓練等の協力に関すること
出納班 (会計室長)	1 災害関係経費の出納に関すること 2 災害時必要物品の出納に関すること
税務班 (税務課長)	1 災害記録及び報告資料に関すること 2 被害家屋及び被害世帯の調査に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 3 災害に伴う町税の減免等に関する事 4 県税事務所との連絡調整に関する事
住民保険班 (住民保険課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時の国民健康保険税の減免に関する事 2 災害時の医療費の減免に関する事 3 国民年金保険料の免除に関する事 4 災害による国民健康保険国庫負担金の繰上交付に関する事 5 住民からの安否情報の問合せに関する事
福祉班 (福祉子ども課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害救助の全般的な計画実施に関する事 2 被害世帯に対する厚生資金の融資に関する事 3 福祉施設全般に対する災害対策及び被害の調査報告に関する事 4 義援金品の募集、配分に関する事 5 災害時の死体処理に関する事 6 福祉事務所、保健所等の連絡、調整に関する事 7 炊き出しに関する事 8 避難所の開設に関する事 9 災害時における防疫に関する事 10 災害時の清掃に関する事
健康班 (健康推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 救護所開設に係る調整に関する事。 2 避難所における食品衛生管理に関する事。 3 避難所における被災者の健康調査に関する事。 4 町内医療機関、医師会等との調整に関する事。 5 保健所等の連絡調整に関する事。 6 災害時の医療、助産に関する事。
保育園班 (園長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 園児の避難等の対策に関する事 2 保育施設の災害対策に関する事 3 被災児童の臨時保育に関する事 4 避難所を開設することについての協力に関する事
上下水道班 (上下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の災害対策及び被害調査、報告に関する事 2 災害時における飲料水の供給に関する事 3 消火栓の復旧等に関する事 4 下水道施設の災害対策及び被害調査、報告に関する事 5 災害時における下水道処理対策に関する事

<p>都市環境班 (都市環境課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防の対策に関する事 2 道路、河川等土木施設の災害対策に関する事 3 被災住宅等建設対策に関する事 4 被災者に対する住宅公庫の融資に関する事 5 災害復旧資材の調達、輸送に関する事 6 土木事務所等の連絡、調整に関する事 7 災害時の主要食料に関する事 8 農地、農作物及び農業用施設の災害対策に関する事 9 災害時における生産資材等に関する事 10 災害時における病虫害の駆除に関する事 11 被害農家に対する農林金融に関する事 12 災害時における防疫に関する事 13 災害時の清掃に関する事
<p>教育班 (学校教育課長) (教育総務課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害活動に協力する婦人会等の連絡、調整に関する事 2 公民館や総合体育館等に避難所を開設することについての協力に関する事 3 文化財、公民館等の災害対策に関する事 4 教育関係の災害対策全般に関する事 5 教育関係義援金品の受付等に関する事
<p>生涯学習班 (所長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の避難等の対策に関する事 2 避難所を開設することについての協力に関する事 3 ボランティアの受入れについての協力に関する事 4 図書館利用者の避難等の対策に関する事 5 体育館利用者の避難等の対策に関する事 6 避難所を開設することについての協力に関する事
<p>学園班 (校長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 生徒、児童の避難等の対策に関する事 2 災害時の授業その他対策に関する事 3 学校等に避難所を開設することについての協力に関する事 4 被災児童・生徒に対する教科書等の支給に関する事 5 災害活動に協力する生徒の連絡、調整に関する事
<p>こども園班 (園長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 園児の避難等の対策に関する事 2 施設の災害対策に関する事 3 被災児童の臨時保育に関する事

	4 避難所を開設することについての協力に関すること
給食調理場班 (所長)	1 災害時における学校給食の対策に関すること 2 災害時における炊き出しに関すること

- 注1 各班は、この分担任務によるほか必要に応じ他班の応援にあたる。
- 2 分担の明確でない対策は、本部長の指示する班において担当する。
- 3 この他、災害時における班編成により事務を分担すること。

第2章 災害予防

第1節 災害危険地域調査等

町地域内において、災害による危険が予想される地域及び箇所の調査計画及びその状況は概ね次のとおりである。

1 調査

町は単独又は関係機関と共同して災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を期するため、地域内において予想される単独で災害救助法が適用される程度の大規模災害については自然的、人工的災害条件の調査を行い、既往災害の経験等を参考にして災害の種類ごとに各地域別の被害想定を作成する。

2 計画の樹立

町は単独又は関係機関と共同して危険地域調査結果の想定被害に対処するための平常時における予防対策及び災害時における応急対策を各想定被害別に樹立するとともに、その内容を広報誌等で適宜住民に周知する。

第2節 防災組織の整備

町の災害対策実施組織は「第1章第5節災害対策本部の組織」に定めるところによるが、職員別の分担任務及び配備場所あるいは、町区域内の他の防災関係機関の防災組織体制の整備は次による。

1 町本部職員の配置

各班は、災害時の職員別分担任務及びその配備場所等についてあらかじめ定めておく。

2 事前措置等の代行

災害対策基本法に基づき、町長が行う次の権限のうち、町長が報告を受けてその執行をするいとまのない緊急を要する事項は、その場に居合わせる消防吏員等本部職員が町長に代ってその場で執行する。

- (1) 避難の指示
- (2) 警戒区域の設定、その区域への立入禁止制限あるいはその区域からの退去命令

3 関係機関の防災組織の整備

農業協同組合、町地域内の公共団体及び防災上重要な施設の管理者は独自の防災体制を整備し、それぞれの応急措置の実施に万全を期す。

4 総合的防災体制の整備

防災行政機関等は次の事項に留意し、町の総合的な防災体制の確立及びその強化に努める。

(1) 防災会議の活用

町は防災会議を随時開催し、防災関係機関の連携確保に資すること。

(2) 関係機関と連携した防災対策の整備

災害対策を実施するうえで、民間事業者の協力又は応援が必要となる事項について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(3) 災害対応経験市町村との連携

風水害等の災害のほか、雪害対応に係る経験が豊富な市町村との協定締結等により平時から連携を図り、災害時における対応能力の向上を図る。

第3節 建築物防災対策

建築物にかかる災害発生を防止し、あるいは被害の軽減を図るため、建築物の災害予防に努める。

1 防火地域の指定

家屋密集地帯で災害の危険性のある区域について関係機関と協議して防火地域の整備を図り、地域内の建築基準法による建築物の防災規制を強化する。

2 建築基準法第22条の区域指定

防火地域及び準防火地域以外の地域で災害の危険性のある地域について、県と協議し建築物の屋根を不燃材料で造り又は建築基準法第22条に基づき、建築物の防災化に努める。

3 公共施設の耐震化

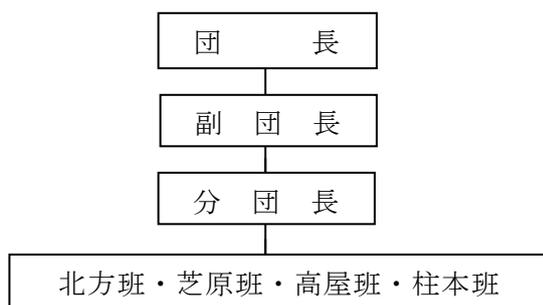
災害時における広域消防防災対策の拠点である岐阜市消防本部本巢消防署など公共施設の耐震化に努める。

第4節 火災予防対策

火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るための火災予防に関する対策を講ずる。尚、常備消防については岐阜市消防本部の消防計画による。

1 組織に関する計画

(1) 消防団の組織



(2) 消防団の陣容

団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計
1	2	2	3	4	3	49	64

(3) 車輛等の編成

種別 班	普通 ポンプ車	小型動力 ポンプ付 積載車	照明車	小型動力 ポンプ	防災行政無線 デジタル移動系無線	
					車載無線	携帯無線
本 部				1		4
芝原班		1		1	1	3
北方班	1				1	3
柱本班		1	1	2	2	3
高屋班	1				1	3
合計	2	2	1	4	5	16

2 施設整備計画

(1) 消防施設等整備計画

ア 消防団の消防車両等については、車両状態を考慮しながら、町内4か所の消防車等を順次更新する。

イ 消防水利の整備計画

消防施設整備計画によって逐年充実を図ってきたが、今後、耐震用防火水槽等必要な箇所について逐時検討する。

(2) 消防施設等の保全計画

消防用機械器具、消防水利施設及び消防用施設等の保全については、消防団員は次のとおり行う。

ア 消防用機械の保全計画

消防団員において管理する消防用機械は、毎月一定期日(月1回)を定めて、それぞれ点検を実施し、その保全に努める。

イ 消防水利施設の保全計画

防火水槽、消火栓等消防水利施設は、消防団員により、常時巡視点検清掃等を実施し、不良施設等の整備に努める。消防水利等の現有数は次のとおり。

(平成27年3月現在)

水利施設	現 有
消火栓	610
防火井戸	109
防火水槽	9
プール等	4

(3) 地震対策消防施設整備計画

ア 小型動力ポンプ整備計画

小型動力ポンプ4台が配備されているが、今後は必要に応じ、さらにその増強に努める。

イ 消火作業障害物除去のための工作用具の整備計画

障害物を除去するための応急工作用具の更新充実等に努める。

3 点検整備

(1) 通常点検

消防団は、分団の責任者の指揮により毎月1回実施する。

(2) 現場点検

団長は、火災等の消防活動終了後、ただちに現場において人員機械器具等について異状の有無の点検を実施させる。

4 水利調査計画

消防活動を実施するため、道路及び水利(河川・消火栓)等の地水利調査を実施

し、消防機械等の配備及び出動計画等を検討し、消防活動の一層の適正迅速化の推進に努める。

5 消防団員に対する訓練計画

消防団員の資質の向上と火災等、災害の予防及び消防活動の万全を期すため次のように訓練を実施する。

訓練	消防訓練
	点検と礼式訓練
	消防操法

6 住民等に対する指導の徹底

火災の発生を防止し、被害の軽減を図るため、防火知識の普及と初期消火等の一般的技術の習得等に努める。

(1) 関係機関との連携

住民に対する火災予防の普及及び初期消火体制の万全を期するため、自主防災組織、女性防火クラブ、幼年少年防火クラブ等の育成を促進する。

(2) 火災予防広報

住民に対する防火知識の普及は、次による。

ア 広報誌に防火に関する記事を掲載する。

イ 防火ポスターの掲示・パンフレット等の配布を行う。

ウ 春秋2回の火災予防週間時に「火災予防運動」を効果的に推進する。

エ 異常気象時、その他必要の都度、広報車や消防車等により防火パトロールを実施する。

7 関係機関と連携した防災対策の整備

町の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第5節 火薬、ガス、危険物、毒物劇物等保安対策

火薬、高圧ガス、危険物等の漏洩流出、火災、爆発等により多数の死傷者が発生する危険物災害を防止し、又は災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

1 管理体制

火薬類、高圧ガス、危険物等の管理者及び取扱者はこれらの管理に十分注意し、災害により保管場所が危険となったときは災害を防止するため応急の措置を講ずるとともに直ちにその旨を岐阜市消防本部本巢消防署その他関係機関へ連絡する。

2 保管場所の把握

町は、火薬類、高圧ガス、危険物等の取扱者及び関係機関の協力を得てこれらの保管場所の把握に努める。

3 規制、立入検査等

火薬類、高圧ガス、危険物等の貯蔵等の設置、変更等に関しては、法に定める技術上の基準に基づいて岐阜市消防本部本巢消防署が検査するとともに、これら製造所等については、必要の都度、立入検査を実施し、予防規定等の遵守、定期点検や自主点検の実施等施設の安全性を確保するよう指導する。

4 輸送対策（移送を含む）

火薬類、高圧ガス、危険物等の運搬等については容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、車両火災の予防などについて岐阜市消防本部本巢消防署が指導する。

5 防災のための教養、訓練等自主保安体制の強化

火薬類、高圧ガス、危険物等の管理者等は、これらの保安管理について講習会、災害の場合の訓練等の実施、施設の整備点検等自主保安体制の強化に努めると共に、使用者に対する啓発に努める。

6 都市ガス保安計画

都市ガス事業者は、都市ガスによる災害の防止あるいは、災害時における都市

ガスの保安を確保するよう努める。

(1) 危険時の通報

都市ガス事業者は、都市ガス施設からのガス洩れ等危険な状態を発見したときは、災害の発生を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに関係の防災機関に連絡をする。

(2) 緊急措置

町は、災害の発生を防止するため必要があると認めた時は、都市ガス事業者に連絡し都市ガス施設の保安確保について設備の点検、操作の更新等の対策を要請する。

(3) 訓練等

都市ガス事業者は、都市ガスによる危険発生時の適切な処置と災害時における都市ガスの保安確保の計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置など必要な訓練を実施する。

第6節 渇水等予防対策

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設等について、安定した給水等を行うため施設の改善整備、協力体制の整備を行う。

1 現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等と飲料水の給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、利用者の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努める。

2 水道等の普及

公衆衛生の向上と生活環境の改善のため、水道事業の整備と普及に努める。

3 渇水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水は、次による。

(1) 広報活動

- ア テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の利用
- イ 広報車、掲示板等の活用
- ウ 自治会、大口利用者等に節水協力の要請

(2) 応急給水

- ア 給水車(給水タンク搭載車)
- イ 各戸給水容器
- ウ 防火井戸の設置(暫定)
- エ 他の水源からの導水等

4 給水資器材の確保等

緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資器材として、給水タンク(搭載用)、ポリ容器等の資材の確保又は備蓄に努める。

5 飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保が当該施設で困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

第7節 ライフライン施設の予防対策

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動に欠くことができないものであり、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

1 上水道施設

災害発生時の上水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても水道の安定供給を行えるよう整備する。

(1) 上水道の確保

取水、配水施設等の耐震性の強化を図るとともに、二次災害の防止及び応急用飲料水等の確保を図る。

(2) 水源のネットワーク化

本町と本巢市、瑞穂市との間に相互通水のため、連絡管を整備し、水源のネットワーク化を図っている。

(3) 応急給水用器材の備蓄

応急給水活動を実施するための給水タンク等の整備に努める。

(4) 応援要請

岐阜県の相互応援協定に基づき、県を通じて隣接水道事業者に応援を要請する。

2 下水道施設

災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても各施設の機能を維持できるよう整備する。

(1) 下水処理機能の確保

各施設の耐震性の強化を図り、施設が損傷した場合でも最低限の処理機能を確保できるよう努める。

(2) 電力設備の確保

下水施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び自家発電装置等の予備動力を設置する。

(3) 施設の点検

常に主要幹線管路及びマンホールポンプ、処理場の機械設備の整備点検を実施するとともに、必要な増強を行う。

3 電気施設対策（中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社）

電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

- (1) 電力供給施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
- (3) 要員の確保
- (4) 被害状況収集体制の整備
- (5) 広域的応援体制の整備

4 都市ガス施設対策（東邦ガス株式会社岐阜営業所）

都市ガス事業者は、災害発生時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに被害拡大防止を図るため、次の対策を行う。

- (1) 都市ガス施設の安全性の確保
- (2) 遮断バルブの設置促進（ブロックごとに遮断バルブの設置）
- (3) 防火、消火施設設備の充実
- (4) 保安電力の確保
- (5) 要員の確保
- (6) 代替熱源による供給体制の整備
- (7) 防災資機材及び緊急資機材の整備
- (8) 広域的相互応援体制の整備

5 LPガス対策（岐阜県LPガス協会本巣支部）

LPガス事業者は、災害発生時のLPガス施設の災害及びLPガスによる二次災害を未然に防止するとともに被害拡大防止を図るため、次の対策を行う。

- (1) 貯蔵施設、充填施設の安全性の確保
- (2) 高圧ガス保安法に基づく供給設備、消費設備の設置
- (3) 要員の確保
- (4) 防災資機材及び緊急資機材の整備
- (5) 広域的相互応援体制の整備

6 電話（通信）施設対策

電話通信事業者は、災害発生時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の混乱を防止するため、次の対策を行う。

- (1) 電話通信施設、設備の安全確保

- (2) 災害対策機器の配備
- (3) 重要通信の確保
- (4) 要員の確保

7 放送施設対策

放送事業者は、災害発生時における住民への情報伝達手段として放送の有効性を認識し、大規模災害時においても放送機能を確保するため、次の対策を行う。

- (1) 送信所、放送所の建物、構造物の安全性の強化
- (2) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全対策
- (3) 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の設置
- (4) 二次災害発生防止のための防止設備等の配置
- (5) 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

8 ライフラインの代替機能の確保

ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

- (1) 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- (2) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (3) 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- (4) 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- (5) 各種メディアの活用（アマチュア無線、インターネット）
- (6) 太陽光エネルギーなど新エネルギーシステムの導入

第8節 文教関係の予防対策

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建築物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全の確保を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。また、文化財の保護のため、住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

1 文教施設、文化財施設の不燃化、耐震構造の促進

学校等の管理者は、施設を災害から保護するため、次の事項に留意して施設の整備に努める。

(1) 文教施設

教育の確保と児童、生徒の安全を図るため、文教施設の建設にあたっては構造物の不燃化、耐震化に努める。

(2) 文化財施設

文化財等の施設を災害から防護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。

2 文教施設の防災機能の向上

文教施設は、指定避難所に位置付けているため、教育機能に併せ、施設のバリアフリー化や災害用トイレの整備等防災機能の向上を図る。

3 施設の予防対策

学校等の管理者は、常に施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分に留意して災害の予防に努める。

(1) 文教施設

ア 組織の整備

施設の補強、補修等(台風時における準備作業等)が迅速、的確に実施できるよう、職員の任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時よりその組織を整備しておく。

イ 施設、設備の点検

平常時から施設、設備の点検、調査を実施し、危険箇所又は設備の故障等の早期発見に努めるとともに、異常を発見した場合には、迅速に補修、補強

又は修理に当たる。

ウ 資材等の整備

災害時の施設等の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

(2) 文化財施設

文化財などを火災等の災害から防護するため、建造物等には、消火栓、消火器等を設置し被害の拡大防止に努めると共に、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

4 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱い、又は保管する学校等にあつては、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならない。特に災害発生時における安全の確保について、適切な予防措置を講じておく。

5 防災教育

町教育委員会及び学校等の管理者は、職員に対して講習会、研究会等を開催して防災に関する知識の醸成及び技術の向上に努める。また、各学校は、職員の協力を得て、常に児童、生徒の防災知識の普及に努めると共に、児童、生徒を通してその地域における防災知識の普及、防災意識の向上を図り、併せて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させる。なお、このため学校等は、次の事項に留意してその普及に努める。

(1) 文教施設

ア 防災知識の普及は、通常の教育課程に位置づけて実施すること。特に学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練等の場合においては、事前の指導として防災知識の普及に努める。

イ 災害時においては、児童、生徒の生命尊重、安全退避を最優先とし、火災、風水害等、それぞれの場合における生命の安全確保について万全を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮して、適切な退避計画を策定し、事前に児童、生徒等に周知を図る。この場合特に低学年の児童、生徒にはよく理解させ徹底するとともに、身体に障害のある児童、生徒等の在学する学校等においては、避難方法や救助方法について詳細な計画を策定し、その安全確保に努める。

ウ 児童、生徒の通学路に沿う危険箇所について事前に調査し、登下校の指導や災害予防の知識について理解させ徹底しておく。

エ 児童、生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず生命身体の安全を確保した上で実施させる。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期す。

(2) 文化財施設

文化財の所有者又は管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設の職員等に対して講習会等を開催して、火災予防に努める。

6 避難その他訓練

学校等の管理者は、関係職員に対して防災に対する認識を深めさせるとともに、災害時に適切な処置がとれるよう気象情報等の伝達、児童、生徒の避難誘導等防災上必要な計画を策定し、災害状況に適応した訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施においては、次の点に留意する。

(1) 文教施設

ア 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童、生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。

イ 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と児童、生徒の自主的活動と相まって十分な効果をおさめるよう努める。

ウ 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施すること。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、実効性のあるものとする。

エ 訓練は、毎学期 1 回程度実施する。特に「防災週間」(8 月 30 日～9 月 5 日)、「県民防災の日」(10 月 28 日)、「防災とボランティア週間」(1 月 15 日～1 月 21 日)の期間等に実施することが、より訓練の重要性を認識できることから、この期間に実施するよう努める。

オ 訓練の実施にあたっては、事前に施設、設備、器具及び用具等について点検し、訓練による事故防止に努める。

カ 災害時における組織活動の円滑を期すため、平素から全職員及び児童、生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくよう努める。

(2) 文化財施設

ア 文化財の所有者又は管理者は、毎年 1 月 26 日の「文化財防火デー」にあわせて文化財防火訓練を実施するよう努める。

イ 計画の策定及び訓練の実施においては、消防機関の協力を得る。

ウ 訓練実施後は、十分な評価を行い、課題を明らかにして、必要に応じ関係

計画の修正を図る。

7 臨時休校の特例

災害の発生が予想される場合の学校の臨時休校等については、次による。

(1) 町立学校

町教育委員会が決定して行う。

(2) 県立学校

県の計画による。

(3) 私立学校

学校管理者が決定し、徹底を期す。

第9節 防災思想・防災知識普及活動

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策の推進を図り、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を講ずる必要がある。また、災害による被害を最小限に食い止めるには、住民一人ひとりが日頃から、「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身につけ、災害に対する備えを心掛けることが必要であるため、あらゆる機会を通じて住民の防災意識の向上を図る。また、超広域災害や、複数の災害が同時に発生することも考慮し、これに備える必要性についても啓発する。

1 地域住民に対する普及

住民が、正しい知識と判断を持って行動ができるよう、パンフレット、ハザードマップ、チラシ等の配布、防災に関する講習会、研修等の開催、報道機関への情報提供や広報誌、ホームページ掲載等を通じた広報により、災害予防、災害応急対策等の知識普及に努める。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

2 幼児、児童、生徒等に対する普及

学校（園）等は、幼児、児童、生徒等に対する防災指導資料を作成配布し、災害の発生等に関する基礎知識、災害への対応など防災に関する知識を身につけさせるとともに、自主防災組織と協力した防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、自助共助の意識啓発及び防災技術の向上に努める。

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

3 職員に対する防災教育

防災関係法令、地域防災計画、各課において処理すべき防災事務又は業務、要配慮者の特徴とニーズ等に関する研修会等を各課担当者に実施する。また、各課において、災害活動を迅速、的確に行うため、所属毎で作成する災害応急対策マニュアルを所属職員に周知徹底する。

4 企業に対する普及

企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進に努める。また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域貢献、地域との共生について意識啓発を図る。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害から避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

5 防災訓練への積極的参加

町、県及び防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

6 男女双方の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に係る知識の普及に努めるとともに、防災の現場における女性の参画拡大など、男女共同参画の視点に配慮した防災体制の確立に努める。

7 災害伝承

町は、地域住民や児童生徒等に対し、地域で過去に発生した災害をはじめ災害教訓の伝承の重要性について普及啓発を行い、災害の教訓が後世まで伝承されるよう努める。

第 10 節 防災訓練

防災訓練は、災害応急対策が迅速かつ的確に実施されることを目的に行い、毎年その内容を見直し、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

1 訓練方法

町内の防災機関及び防災上重要な施設の管理者は、水害、火災等それぞれの地域(施設)において発生が予想される災害の具体的想定に基づき、実施又は図上において、次の事項に留意し訓練を実施する。

(1) 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2) 住民の防災意識の向上

住民一人ひとりが、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、危機(自然災害、事故等)に対する備えや適切な行動が行えるよう実践的な訓練を実施することにより、防災意識の向上を図る。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 訓練種別

(1) 総合防災訓練

町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関等が一体となって、同一想定に基づき実践的な内容の応急対策活動を実施する。

訓練科目	訓練実施機関
通信訓練	町、県及びその他防災機関等
避難訓練	警察、消防機関、学校等施設
救出訓練	警察、消防機関
消・水防訓練	消防機関等

その他訓練	関係機関
-------	------

(2) 消防訓練

消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて他の市町村、県、事業所等と合同して訓練を実施する。

(3) 避難等救助訓練

避難救助等の関係機関と連携を保ちつつ、それぞれ関係計画に基づく避難救助の円滑な遂行を図るため、岐阜市消防本部本巢消防署と連携し、又は単独で訓練を実施する。

なお、社会福祉施設、工場、その他多数の者が出入りし、勤務又は居住する施設にあつては、収容者の人命保護のため、訓練の実施に努める。

また、次の機関にあつては警察官、消防職員等の指導を得てそれぞれに示す訓練を実施しなければならない。

施設名	訓練内容
保育園	園児の避難訓練を毎月 1 回実施する。
こども園	園児の避難訓練を年 3 回 //
学園	児童の避難訓練を年 3 回 //

(4) 地域防災訓練

地域住民による自主防災組織が主となり、地域住民による情報収集及び伝達、出火防止、初期消火、避難誘導、応急救護訓練及び避難所開設訓練等を実施する。訓練は集合型防災訓練、発災型防災訓練又は災害図上訓練（D I G）などにより実施する。

第 11 節 自主防災体制の育成と強化

大規模災害が発生した場合には、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が重要であることの認識を広め、それぞれ地域あるいは施設の実情を勘案しながら、女性の参画を促進するなど自主防災の体制を推進する。

1 地域における自主防災体制

自治会等の組織ごとに自主防災の体制を進める。なお、体制の確立において次の事項に留意する。

- (1) 地域内の危険箇所の把握、点検
- (2) 災害発生時の連絡方法
- (3) 避難先と避難路の確認
- (4) 地域における救助体制と町本部等への連絡方法
- (5) 地域住民に対する防災知識の普及と向上
- (6) 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握

2 消防団との連携強化

自主防災組織は、消防団との連携を強化し、迅速、的確な自主防災活動を推進する。

3 災害奉仕団との連携強化

自主防災組織は、地域の災害奉仕団との連携を強化し、迅速、的確な自主防災活動を推進する。

奉仕団名	事務局	電話
北方町赤十字奉仕団	北方町役場 福祉子ども課	058-323-1119

4 防災計画等の作成

自主防災組織は、災害時の活動を迅速、的確に行うため、防災計画及び地域防災コミュニティ計画を策定するよう努める。なお、当該計画が災害対策基本法第42条第3項に規定する「地区防災計画」としての性格を併せ持つ場合、当該計画を「地区防災計画」として町に提案することができる。

町は、地区防災計画の提案を受けた場合、その内容を精査し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

5 施設における自主防災体制

町は、事業所、施設等の自衛消防組織の整備充実を指導する。次に掲げる施設等においては、特に自主防災の体制を確立する。

- (1) ショッピングストア、学校、病院など、多数の人が利用する特殊建築物
- (2) 一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所又は取扱所
- (3) その他一定規模及び人員を有する事業所、施設における体制は、概ね次の事項について確立する。

ア 平常時の活動

- (ア) 組織の編成に関すること。
- (イ) 防災訓練に関すること。
- (ウ) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄に関すること。
- (エ) 防災知識の高揚に関すること。

イ 災害時の応急活動

- (ア) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (イ) 被災者の救難、救護及び保護に関すること。
- (ウ) 避難に関すること。

第12節 避難対策

災害が発生又は発生するおそれがある場合、住民が、速やかに危険な場所から避難するために、避難路の安全を確保し、避難誘導體制の整備を図る。また、住宅の倒壊等により長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態も予想されるため、避難所の安全性と避難所における良好な生活環境の確保に努める。

1 避難計画の策定

災害発生時に安全かつ迅速な避難誘導や住民の安否情報の収集などが行えるようあらかじめ避難計画を策定する。特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、危険区域内の居住者等の自主的な避難を促進するなどの避難支援の充実を図る。

2 行政区域を越えた広域避難の調整

町域や県域を越えた避難所開設や運営等については、平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに、県を通じて県内市町村や周辺県と調整を図る。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

3 避難場所の指定

町は、避難所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自主防災組織ごとに一時的に集合して待機する場所として避難場所をあらかじめ確保、指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、地域住民に周知徹底する。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

4 指定緊急避難場所の指定

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難による住民の安全を確保するため、災害種別ごとに管理条件や構造条件等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定し、地域住民への周知徹底を図る。

5 避難所

(1) 指定避難所の指定

町は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、被災者を一時的に滞在させて避難生活を送ることが可能な施設を指定避難所として指定し、地域住民に周知徹底を図る。なお、指定にあたっては、施設のバリアフリー化や災害用トイレの整備など避難所施設の充実を進めるほか、要配慮者への配慮や男女双方のニーズの違いを踏まえた環境整備を図る。

(2) 福祉避難所の指定

一般的な指定避難所では生活に支障をきたす要配慮者のために、円滑な利用を確保するための措置が講じられた社会福祉施設等との協定締結を図り、福祉避難所として指定する。また、地域や障がいの特性に配慮した物資の備蓄に努める。

6 車中避難地の確保

町は、あらかじめ、規模の大きな運動場や、北方町北部避難場所・北方町南部避難場所の一部などを、車中避難者を集約する屋外避難所の候補地として選定しておくものとする。

名称	所在地
北方町北部避難場所	北方町春來町 1-81
北方町南部避難場所	北方町高屋分木 2-28-1～2, 2-29～32

7 避難所運営マニュアルの充実

町は、住民やボランティア主導の避難所運営を確立するため、避難所運営マニュアルの充実を図る。特に、責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、女性専用の更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着等の女性による配布など、女性や子育て世帯のニーズに配慮する。また、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため

に、専門家との定期的な情報交換に努める。

8 避難所開設状況の伝達

町は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定める。

9 避難場所、避難所及びその周辺道路の交通規制

警察機関は、平時から避難場所、避難所及びその周辺道路について、災害発生時の安全かつ迅速な避難に配慮した交通規制を実施する。

10 要配慮者の避難誘導體制の整備

町は、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握及び共有及び避難支援計画の策定等の要配慮者の避難誘導體制の整備に努める。

11 避難に関する広報

町は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知するものとする。

第 13 節 必需物資の確保対策

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合においても、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要に対応できないことが予想されるため、個人、地域での備蓄や広域応援が必要である。また、被災者の性別、年齢や時間の経過によりニーズは異なり、多種多様な物資の確保が必要である。そのため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関等との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料、物資等の確保を図る。

1 公共備蓄

町は、公共備蓄の充実を図るとともに、その保管場所として防災備蓄倉庫の設置を進める。

(1) 食料、飲料水等

備蓄倉庫に食料、飲料水等を備蓄しており、更にその充実を図るとともに、アレルギー体質などにも考慮した食料の備蓄に努める。また、生活必需品として紙おむつ、生理用品等を備蓄しており、更に女性、乳児、障がいのある人等に配慮した、生活必需品等の備蓄に努める。その他、新型コロナウイルス感染症対策として、マスク、消毒液、パーティション等の備蓄に努めるものとする。

(2) 防災資機材

特定の避難所や備蓄倉庫に救助に必要な防災資機材等を配備しており、災害時に使用できるよう点検整備を行う。

2 協力体制の整備

町は、生活物資確保のため各機関と生活物資の確保等に関する応援協定を締結し、供給体制の整備充実に努める。

3 個人備蓄等

(1) 住民は、各自 7 日間程度の最低生活を確保できる食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておく。なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮するとともに、飲料水は、1 人 1 日 3ℓを基準とし、世帯人数分を目標に備蓄する。また、貯水容器は、衛生

的で安全性が高く破損しないものとする。

(2) 住民は、各自非常持出品の準備に努める。

第14節 医療（助産）救護体制の整備

大規模災害発生時には、多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の機能停止、混乱も予想されるため、医療（助産）救護活動が迅速に実施できるよう、医療（助産）体制の整備拡充を図る。

1 災害時医療救護体制の確立

町は、もとす医師会、もとす歯科医師会、もとす薬剤師会と締結する災害協定に基づき、医療救護班として医療救護施設（救護所）や搬送などの医療救護活動を行う。なお、健康班は、必要に応じ協定に基づいた災害時医療救護計画の策定に努める。

2 効率的な医療を確保するための研修

効率的な医療を確保するため、町及び医療機関は連携して、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療に関する技術等の修得に努める。

3 災害医療の普及・啓発

町は、救急蘇生法、応急手当、トリアージの実施方法、必要性等に関し、住民への普及啓発に努める。

4 医薬品等の確保体制の確立

町は、次のとおり医薬品等の確保に努める。

- (1) 救急医薬品、医療用資機材等の調達体制の整備、在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄(岐阜県赤十字血液センター)、輸送体制の確保、献血促進

第 15 節 ボランティア活動の環境整備

大規模災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われる活動環境の整備を図るため、日本赤十字社岐阜県支部、北方町社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、平常時の登録、研修制度、受入れ体制等を整備する。

1 ボランティア意識の啓発

町は、北方町社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及び各種ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

2 ボランティアの組織化推進

町は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

3 災害ボランティアの登録

町は、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、北方町社会福祉協議会に受入れ体制づくりについて指導、支援する。また、ボランティアの登録状況について把握する。

(1) 対象者

災害救援活動を希望する個人、グループ又は団体を対象とする。

(2) 登録後の活動要請

次の場合に北方町社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ 災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

北方町社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、メディアを活用した広報等によりボランティアの募集を行うとともに、受入れ側との連絡調整等を行うなどボランティア活動の推進を図る。なお、町は、ボランティアセンターの設置、運営について指導・支援し、センター運営には積極的に参画する。

(2) ボランティアコーディネーターの設置

北方町社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアコーディネーターの設置、育成に努める。なお、町は、ボランティアコーディネーターの設置、育成について指導、支援する。

5 ボランティア活動拠点の整備

町は、災害時に災害ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターに、必要な情報機器、設備等の整備を図る。

6 連絡体制の確立

町は、北方町社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体との連携を保つため、福祉子ども課が調整係として、生活支援、医療など分野ごとにボランティアを所管する組織との連絡調整を図る。

第 16 節 広域応援体制の整備

大規模災害発生時には、一地域の防災機関では対応が不十分になることが考えられるため、他の防災関係機関と相互応援協定を締結するなど、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、広域的な応援体制の整備を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

1 県域を越えた広域相互応援

(1) 県外の都市との災害時相互応援協定（町が協定を締結）

町は、同時に被災する可能性の少ない遠隔市町村や、県外の近隣市町村との災害時の相互応援に関する協定等の締結を推進する。

(2) 他の都道府県との災害時相互応援協定（県が協定を締結）

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、中部 9 県 1 市の災害時等の応援に関する協定、隣接県（石川県、福井県）との相互応援に関する協定等が締結されている。

2 県内の災害時相互応援

(1) 岐阜県広域消防相互応援協定

消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防に関して相互に応援するため岐阜県広域消防相互応援協定を締結している。

(2) 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定

災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し相互に応援するため、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定を締結している。なお、この協定では、被災市町村からの応援要請に基づかない自主的な相互応援体制についても規定している。

3 その他の応援体制

(1) 緊急消防援助隊

大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域応援等を行う緊急消防援助隊の要請及び活動を円滑、迅速に実施するよう努める。

(2) 広域緊急援助隊

県警察は、国内の大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応ができ、高度の救出能力と自活能力を有する管区警察局単位等の広域緊急援助隊の要請及び活動を円滑、迅速に実施するよう努める。

(3) 広域航空消防応援

消防組織法第 44 条に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いて行う消防に関する応援は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱により、その要請及び活動を円滑、迅速に実施するよう努める。

(4) 現地情報連絡員（リエゾン）

町は、重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合、協定に基づき、国土交通省中部地方整備局に現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請し、公共土木施設の被災状況等の情報交換の実施に努める。

(5) 応急対策職員派遣制度の活用

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

4 応援の受入体制の整備

町は、応援を求めた場合、必要に応じてその応援の受入体制を整備するものとする。また、他団体から応援職員を受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。

5 防災拠点施設の整備

町は、大規模災害発生時に迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する防災拠点施設の指定に努める。

(1) 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受入れるための拠点。

(2) 地域内輸送拠点

県外から、又は市町村域を超えて届く多種・大量の支援物資を効率的に配分するための拠点。

(3) ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点。

第 17 節 防災行政無線施設等の整備

大規模災害発生時には、通信の途絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは応急対策の遅れに直結する。また、被災者のニーズにあった対策を講ずるためにも、迅速な情報収集伝達体制を確立するとともに情報通信の多重化を図る。

1 町

(1) 北方町防災行政無線

平成 18 年度に同報系防災行政無線のデジタル化を完了、平成 19 年度には防災行政無線移動系のデジタル化を完了している。今後も住民への情報伝達を確実に実施できるよう、時代にあわせた機能強化を図っていくものとする。

(2) エリアメール（緊急速報メール）

株式会社 N T T ドコモ、K D D I 株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社、楽天モバイル株式会社と契約し、住民及び旅行者など町内の当該契約会社の携帯電話所有者に対し、災害情報をメール配信することで、住民等への情報伝達の充実を図っている。

(3) 登録制メール

行政情報等をメール配信している「きたがた情報メール」の登録者に対し、災害情報メールを配信することで、情報伝達の多重化を図っている。

2 県

(1) 岐阜県防災行政無線

県は、電話やインターネット等が途絶した場合でも、市町村及びその他防災関係機関との通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充を図っている。

(2) 被害情報集約システム

県は、災害発生時に市町村が災害情報を入力することにより、関係機関の間で情報の共有化を図るとともに、報道機関に情報を提供し、メディアを活用した情報伝達を行う被害情報集約システムを導入している。

第 18 節 緊急離着陸場の整備

町は、大規模災害発生時に災害情報の収集、人命の救出、救援物資の輸送等のために要請した防災ヘリコプター等が、安全に離着陸できるよう緊急離着陸場の設定を図る。

1 緊急離着陸場の選定

町は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となる場合に備えて、ヘリコプターによる空輸又は救急、救助基地として、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保する。

第 19 節 要配慮者・避難行動要支援者対策

近年の災害は、高齢者、障がい者、知的障がい者、乳幼児、重篤な傷病者、妊婦、外国人、傷病者などの災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）が災害の発生時において、犠牲になることが多くなっている。また、急速な人口の高齢化により、今後、高齢者等の要配慮者の数は益々増加することが予想される。町、社会福祉施設の管理者等は、本計画及び避難支援プラン全体計画に定めるところにより、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者支援体制を確立する。

1 地域ぐるみの支援体制づくり

町は、災害発生時に地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織、民生委員、児童委員、消防団、警察等の避難支援等関係者との連携のもと、災害時における迅速、的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。

2 要配慮者の状況把握

町は、日頃から要配慮者の詳細情報の把握のため、北方町避難支援プラン個別計画の整備・更新に努める。なお、整備・更新に当たっては北方町避難支援プラン全体計画に定める方法により行う。

3 避難行動要支援者名簿の作成及び利用等

町は、北方町避難支援プラン個別計画を基に、災害対策基本法第 49 条の 10 に規定する避難行動要支援者名簿を作成して、避難について特に支援が必要な者の把握をし、災害時に迅速に対応できる支援体制の確立を図る。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、北方町避難支援プラン対象者のなかで次表に該当する者とする。

対象者	条件等
要介護認定者	介護保険における要介護 3 以上の認定者
障がい者	身体障がい者 1～3 級
	精神障がい者 1 級・2 級
	知的障がい者 A
難病患者	
支援希望者	上記に掲げる者のほか、特別の事情を有し支援を希望する者

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

北方町避難支援プラン全体計画に定める方法により次のとおり整備する。

ア 町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。

イ 難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が名簿作成に必要な場合は、県知事その他の者に対して情報提供を求める。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は、避難行動要支援者名簿を毎年1回更新する。また、特別な事情を有し支援を希望する者については、随時登録を受け付け、受け付けた次の名簿更新時に反映する。

(4) 避難行動要支援者名簿の記載事項

ア 氏名（ふりがな）

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする理由

キ その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

(5) 避難行動要支援者名簿の提供

町は、災害発生時における迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者本人から避難支援関係者に避難行動要支援者名簿を提供することについて同意確認を行い、拒否の意思表示がない限り、避難支援等関係者や町社会福祉協議会等に提供する。また、現に災害が発生又は、発生するおそれがあるときは、「災害対策基本法」に基づき、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な程度で、避難支援等関係者等に提供する。

(6) 名簿提供に際し情報漏えいを防止するための措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するため、避難支援等関係者に次の措置を講じる。

ア 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に供用、利用されないように努める。

ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する。

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

キ 避難行動要支援者名簿の取扱状況を定期的に報告させるよう努める。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報への取扱いに関する研修を開催するなど、個人情報の取扱いに関する知識の普及に努める。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援においては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。町等は、避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう次のとおりの配慮を行う。

ア 地域において避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

イ 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

ウ 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っただけでルールを決め、周知する。

エ 避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらい、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらおうよう努める。

(8) 円滑に避難のための立退きを行うための通知又は警告の配慮

町が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおりの配慮を行う。

ア 高齢者等避難の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる高齢者等避難は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難にあたって重要であるため、その発令及び伝達においては、次のとおり配慮する。

(ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現により、的確に伝わるようにする。

(イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

(ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで伝達する。

イ 多様な手段の活用による情報伝達の実施

町は、緊急かつ確実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を実施するよう努める。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報が入手できれば自力で避難可能な者もいるため、避難支援等関係者の負担を軽減することにも繋がることを踏まえ、町は、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、多様な情報伝達の手段の確保に努める。

4 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

町は、要配慮者自身が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者を対象に、防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域で防災訓練、防災教育等が行われるよう協働して実施する。

また、要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

5 施設、設備等の整備

町は、要配慮者が緊急時に通報する緊急通報システムを順次設置するとともに、要配慮者の所在等を把握した防災マップの作成、普及に努める。また、福祉施設管理者の協力により、一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者等の受入れ態勢の充実を図る。また、障害のある方が、避難所生活において必要とする日常生活用具の円滑な調達供給に努める。

6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の保安対策

町は、浸水想定区域内にある、要配慮者利用施設における災害の発生及び拡大を未然に防止するため、防災対策等必要な措置をとる。

(1) 情報伝達

町は、水防法第 13 条の 2 の規定による河川管理者からの洪水情報等の情報が伝達されたときは、水防法第 15 条第 2 項の規定により、浸水想定区域内の

要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、洪水時に適切な対応ができるよう、洪水情報等の的確かつ迅速な伝達に努める。情報伝達手段としては、電話、FAX、電子メール等を利用する。

(2) 避難確保計画の策定

■ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

No.	施設名	所在地	電話	対象河川		
				長	伊	天
1	やすらぎの家 譲	曲路 2-104	201-7200	○		
2	ファミリーコート北方	柱本 3-90	324-3833	○		
3	ナーシングケア北方	柱本白坪 2-3	322-4165	○		
4	きたがたりハビリセンター	高屋白木 2-77	216-7222	○	○	
5	デイサービスセンター円苑	高屋白木 2-38	323-6294	○	○	
6	レジデンスうれし野	高屋伊勢田 1-83	320-5283	○	○	
7	障がい福祉サービス事業所もちの木	高屋白木 2-38	323-6294	○	○	
8	ひだまり	高屋太子 2-77 ルビナス北方 103	372-2185	○		
9	キッズボンド北方	春来町 2-7	322-3730	○		
10	リトル☆スター北方	柱本白坪 2-3	322-4120	○		
11	みなみ子ども館	高屋分木 2-20-1	322-2350	○	○	
12	町立南保育園	高屋勅使 1-52	324-0611	○		
13	ちびっこ園。	高屋白木 1-55-2	324-1101	○	○	
14	和光会保育園バンビ北方	曲路 2-137	216-8111	○		
15	鹿野クリニック託児所アリス	高屋白木 2-77	201-7222	○	○	
16	鹿野クリニック企業主導型保育園 プルート	高屋白木 2-73	216-8222	○	○	
17	敬愛学園北方幼稚園	春来町 3-38	324-6151	○		

第 20 節 原子力災害事前対策

災害対策基本法及び原子力災害特別措置法に基づき、原子力災害の発生及び拡大を防止するため、予防体制の整備を図る。

1 対策を実施すべき地域

当町は、最寄りの原子力事業所からは、原子力規制委員会の定める原子力災害対策指針における原子力施設から概ね半径 5km の予防的防護措置を準備する区域 (PAZ) 及び原子力施設から概ね半径 30km の緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ) の区域外であるが、岐阜県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果 (平成 24 年 9 月公表)」によれば、原子力災害の規模や気象条件等により、その直接的な影響が本町に及ぶことも予想されるため、町全域を対象とする。

2 応急対策の備え

(1) 情報の収集、連絡体制の整備

ア 体制の整備

町は、原子力災害に万全を期すため、平常時から国、県及びその他防災関係機関との間において確実な情報の収集、連絡体制を図る。

イ 人材育成・確保

町は、県の協力のもと、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成、確保に努めるとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるような体制の整備に努める。

ウ 情報の分析整理

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、それらの情報が関係機関において円滑に利用されるよう整理する。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各機関が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。

3 避難活動体制の備え

町は、国又は県により屋内退避を行うべきことの指示が示されたときを想定し、本編第 2 章第 12 節「避難対策」に基づき避難対策を検討する。

(1) 避難計画の作成

町は、速やかに屋内退避及び避難誘導が実施できるよう、国及び県の支援のもと避難計画作成に努める。

(2) 広域避難体制の整備

町は、気象条件等により町内の避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の支援のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制の整備に努める。

4 行政機関の業務継続体制の整備

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るよう努める。

5 原子力に関する知識の普及啓発

町は、住民に対し、原子力に関する知識の普及と啓発のため、次の事項について広報活動に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に町、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 緊急時に取るべき行動

第 21 節 竜巻災害対策

竜巻災害は、台風や大雨等に比べて発生頻度は低いですが、突発的かつ局地的に甚大な被害をもたらす特性を有する。そのため、町は、竜巻の特性に関する知識を深めるとともに、竜巻による被害を軽減するための事前対策に努める。

1 竜巻災害の特性

(1) 竜巻災害固有の特性

- ア 発生タイミングは突発的である。
- イ 被災直後に被災者が、その原因を竜巻と認知することが困難である。
- ウ 被害が局地的であり、被災地の外で災害を覚知することが困難である。

(2) 他の災害と共通する特性

被害が住家の屋根や壁、納屋や車庫、ビニールハウス等に発生するなど台風と酷似しており、予防及び応急対策はほぼ同じである。

2 竜巻に関する気象情報

竜巻等の激しい突風に関する気象情報は、発生可能性に応じて次のとおり段階的に気象庁（県内に関する情報は岐阜地方気象台）が発表する。

(1) 気象情報

災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に発表され、特に「竜巻等の激しい突風のおそれ」と明記して注意喚起される。

(2) 雷注意報

積乱雲に伴う落雷、ひょう、急な強い雨、突風等の激しい現象の発生により被害が予想される数時間前に発表され、特に「竜巻」と明記して特段の注意喚起がされる。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻等による激しい突風が発生しやすい状況になったと判断される場合、雷注意報を補足する情報として、県全域を対象に発表される。有効期間を発表から1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

(4) 竜巻注意情報（目撃情報を活用する場合）

竜巻発生を目撃情報が得られた場合に、目撃情報のあった地域の周辺で更なる竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている場合に発表される。なお、竜巻の目撃情報は、全国の気象庁職員によるものを活用する。

3 町の体制

(1) 気象情報の収集

町は、平時から竜巻に関する気象情報の収集に努める。特に竜巻注意情報が発表された場合、その有効期間が1時間であることから、竜巻注意情報の継続の有無について随時確認するとともに、発災時に備え、情報伝達系統の確認を行う。

(2) 施設等の確認

平時から町有施設や街路樹等について点検を行い、倒壊等の危険性がある場合には、修繕や剪定等を実施する。

4 竜巻に関する知識の普及啓発

町は、住民に対し、竜巻に関する知識の普及と啓発のため、次の事項について広報活動に努める。

- (1) 竜巻の特性に関すること
- (2) 竜巻に関する気象情報に関すること
- (3) 竜巻に対する事前対策に関すること
- (4) 竜巻が発生した時に取るべき行動

第3章 災害応急対策

第1節 町本部活動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の町本部の運用に関する計画は、次による。なお、本計画に定めるもののほか、地震災害については、地震災害対策計画編による。

1 町本部の運用

(1) 体制等

注意報、警報、特別警報が発表されたとき、あるいは町本部が開設されたときの体制は、次による。

種別	体制（人員）	基準	摘要
準備体制	総務班 (宿日直者)	1 次の注意報のうちいずれかが発表されたとき。 大雨注意報 洪水注意報 大雪注意報 竜巻注意情報（有効期間1時間） 2 次の河川のうちいずれかが水防団待機水位を超え、なお水位が上昇すると予想されるとき。 長良川 伊自良川 糸貫川 3 その他県から連絡のあったとき	1 災害対策本部は原則として設置されない。 2 活動内容は各情報の収集連絡。
警戒体制	総務班 (2) 健康班 (1) 都市環境班 (2)	1 次の警報のうちいずれかが発表されたとき。 暴風警報 大雨警報 洪水警報 大雪警報 暴風雪警報	1 災害対策本部は原則として設置されない。 2 降雨量や水位等の各種情報の収集連絡。

		<p>2 竜巻注意情報（目撃情報を活用する場合）が発表されたとき</p> <p>3 次の河川のうちいずれかが氾濫注意水位を超え、なお水位が上昇すると予想されるとき。</p> <p>長良川 伊自良川 糸貫川</p>	
第二警戒体制	<p>総務班 （4） 健康班 （1） 都市環境班 （3） 災害時出動班 （別に定める） その他町長が指名した者</p>	<p>1 次の警報のうちいずれかが発表されたときで、下記に該当するとき。</p> <p>暴風警報 大雨警報 洪水警報 大雪警報 暴風雪警報</p> <p>(1) 町及び町周辺で局地的集中豪雨が発生すると予想されたとき。</p> <p>(2) 次の河川のうちいずれかが避難判断水位を超え、なお水位が上昇すると予想されるとき。</p> <p>長良川 伊自良川 糸貫川</p> <p>(3) 台風の接近が予想されるとき。 ※台風の接近に伴う暴風、大雨警報が同時に発表されたときは、自主避難所を開設する。</p> <p>2 特別警報に準ずる気象現象の伝達を県から受けたとき。</p>	<p>1 避難情報発令等町長が必要と認めたときは災害対策本部が設置される。</p> <p>2 担当班は、必要に応じ出動人員を増員する。</p> <p>3 担当班以外の班も必要に応じて応援する。</p>

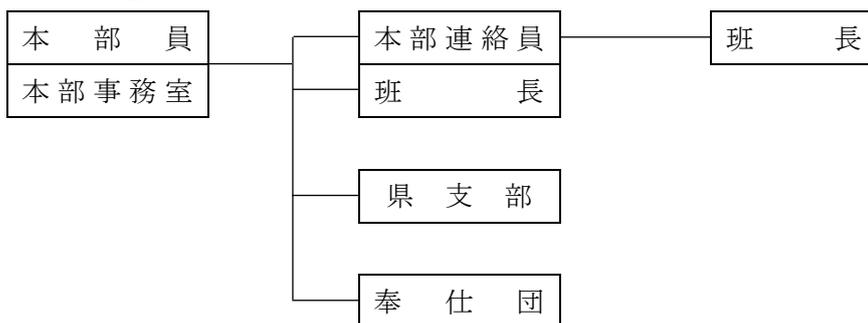
非常体制	全職員	1 災害が発生し大規模な被害が予想されるとき。 2 災害救助法が適用される災害が発生したとき。 3 次の特別警報のうち、いずれかが発表されたとき。 暴風特別警報 大雨特別警報 洪水特別警報 大雪特別警報	1 災害対策本部が設置される。
救助体制	総務班 関係する班	1 災害救助法が適用され、又はこれに準ずる災害で、救助体制のみで対応できる程度の災害が発生したとき。	1 災害対策本部が設置される。

(2) 体制等の特例

町長(町本部長)は、災害の種類、状況その他により 1 (1)に定める体制により難しいと認めるときは、特定の課(班)に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができる。

2 伝達系統

町本部の設置、体制あるいは閉鎖等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達する。



3 本部等の開設場所

町本部は、特別の場合(例えば町庁舎被災時等)を除き庁内に設け、その室は庁舎2階大会議室とする。

4 本部長の職務代理者

町長が不在又は事故のある場合は、職務代理者順位を次のように定める。

第1順位 総務危機管理課長

5 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で町本部長（不在時は副本部長又は代理者）がその必要を認めるときは「本部員会議」を開催し、概ね次の事項を協議する。本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないとき等にあつては、災害対策本部の開設、その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき町本部長が決定する。

- (1) 災害対策本部の開設及び配置並びに職員の動員、応援に関する事。
- (2) 現地連絡所の設置及び現地指揮者の選定に関する事。
- (3) 災害防除（拡大防止）対策に関する事。
- (4) 被災者の救助保護に関する事。
- (5) 交通、通信その他総合実施を要する対策の調整、推進に関する事。
- (6) その他災害対策に関連した重要な事項。

6 職員の配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各職員は、町本部の設置又は配置のいかんにかかわらず、それぞれの任務につく。また、職員が被災した場合など人員が不足し任務に支障が出る場合は、各班間において配置を調整する。

本部員（本部連絡員）は直ちに本部室に集合できるようそれぞれ所属課において待機（勤務）し、体制が出来上がるまでの初動対応の指示を受ける。

7 現地本部

災害現地との連絡が十分にできないときは、現地の適当な場所を開設し、現地における応急対策の実施及び連絡に当たらせる。なお現地連絡所を開設したときは、連絡所勤務職員を任命する。

8 本部職員の証票等

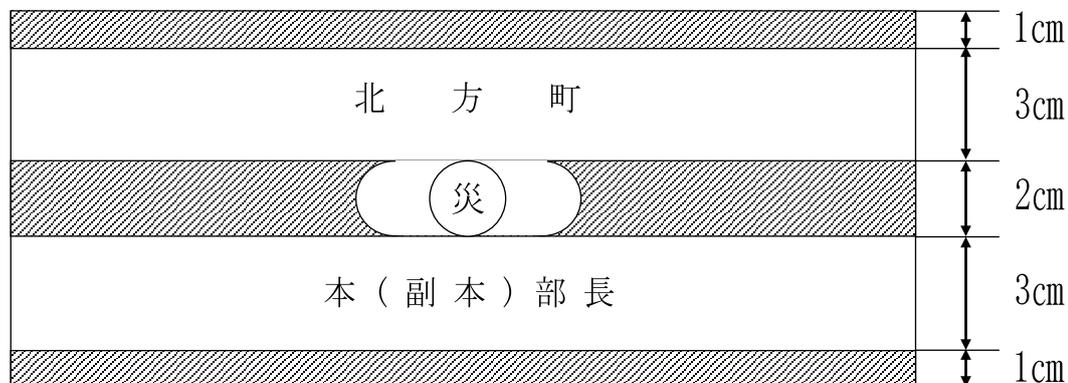
(1) 身分証明

本部職員の身分証明は「北方町職員証」をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第83条第2項（強制命令の執行に立ち入り検査時の身分証票）による身分を示す証票とする。

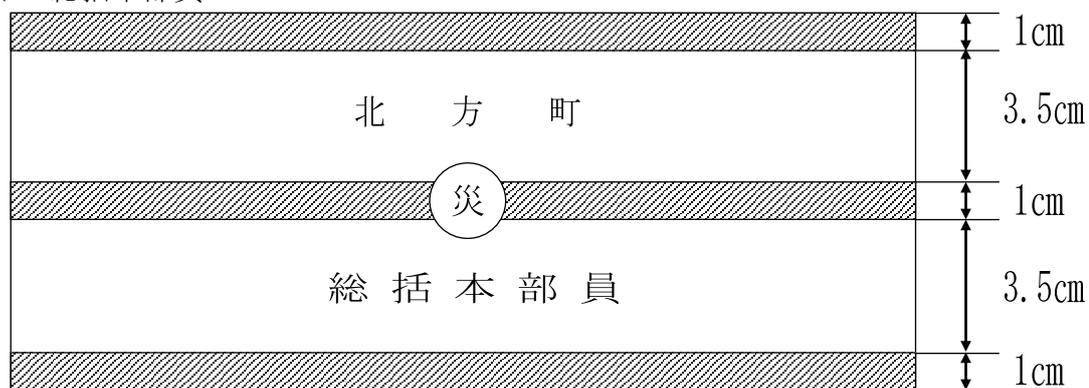
(2) 腕章

災害応急対策の実施又はその業務に当たるものは、次の腕章を着用する。

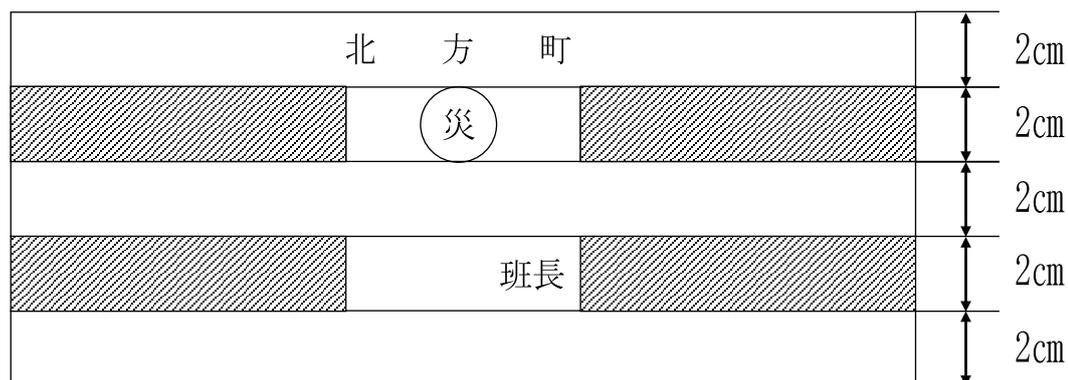
ア 本部長、副本部長



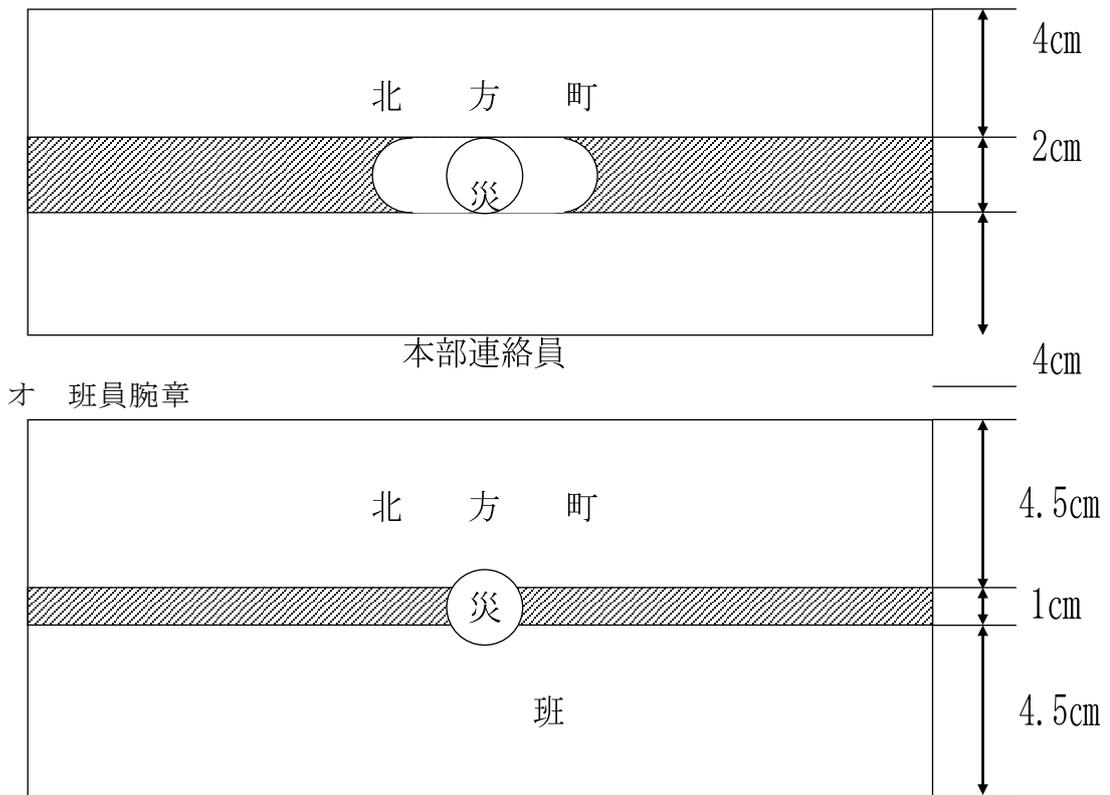
イ 総括本部員



ウ 班長、副班長



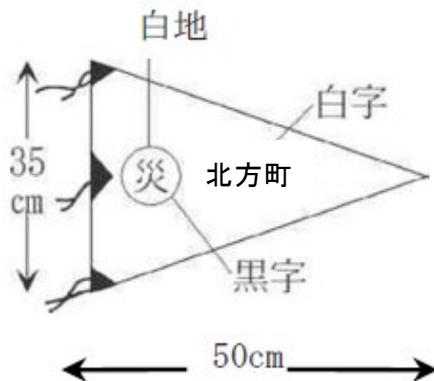
エ 連絡員腕章



- (注)1. 腕章の大きさは、長さ 38cm、幅 10cm とする。
 2. 地は白地、字は黒色とし、線は赤色とする。

(3) 標旗

災害応急対策に使用する自動車には、次の標旗を付する。



第2節 災害対策要員の確保

災害発生時において、災害応急対策を迅速かつ確実に実施するため、災害対策要員を確保する。

1 職員の動員

町本部における職員等の動員は、次による。

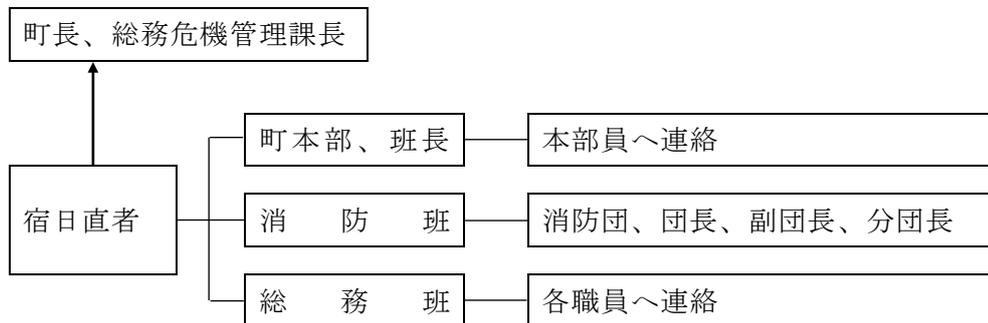
(1) 就務時における動員の伝達の系統



(2) 退庁時における動員の伝達と職員の心構え

町本部職員は、常に気象状況に注意し、災害の発生を承知し、又は発生のおそれが予想される時は速やかに登庁し、又は待機する。なお、宿日直者は、災害発生の通報を受けた時は速やかに状況判断し、適宜次の処置をとる。

ア 職員に対する通知は電話によるものとするが、電話不通時にあつては、役場に最も近い職員に連絡し、その職員をもって次の系統により連絡する。



イ 消防班の動員は、消防及び水防信号による防災無線及びサイレンのほか、メール等による。

ウ 町内(付近)に在住している者で登庁できないような事態にあるときは、その付近の指導をとる。

(3) 警報発令時の宿日直者数

警報発令時で町本部長が必要と認めた場合は宿日直者数を増員することができる。

(4) 参集報告

各班は参集人数を取りまとめ、「参集状況・被害状況報告書」(様式1号)を速やかに町本部に提出する。

(5) 応援の要請

各班における災害応急対策に当たって職員が不足するときは、総務班に口頭で要請し、事後速やかに「職員の応援に関する要請書」（様式 2 号）を提出する。総務班は、本部員会議で決定された応援方針に基づき、余裕のある班のうちから適当な班を決定し、通知する。なお、町本部内における応援で不足し、その作業（事務）が単純なもので奉仕労力によって補うことのできるものは、奉仕団に要請し、なお不足するときは県支部総務班（教職員にあっては県支部教育班）に職員の応援又は派遣を要請する。

職員の応援要請に当たっては次の事項を明示して行う。

- ア 従事すべき作業の内容
- イ 就労（勤務）の場所及び集合の場所（要員移送の方法）
- ウ 職種及び男女の別（特に必要があれば機関名又は職員名）、所要人員
- エ 就労の期間
- オ 携帯品その他必要事項

2 労務者等の雇上げによる動員

災害応急対策の実施が町本部の職員の動員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労務者等の雇上げによる動員を行う。

(1) 実施者

町本部における雇上げは、各班の担当業務ごとに各班において実施する。

雇上げの実施に当たっては、事前に町本部長の許可を得るものとするが、許可を得るいとまのないときは、事後において町本部長に報告する。

(2) 給与の支払

賃金等の給与額は、その時における地域の慣行料金以内（職業安定所の業種別標準賃金以内）によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものは、これによる。

(3) 労務者従事記録

労務者を雇い上げた班は、次の記録を作成し、整備保管しておく。

ア 労務者出役表（様式 3 号）

日々の出役の状況を確認記録する。

イ 賃金台帳（様式 4 号）

日々の出役状況を記録し、賃金等の計算、支払状況等を記録する。

(4) 災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための賃金職員雇上げの範囲その他の基準等は、次による。

ア 賃金職員雇上げの範囲

(ア) 被災者避難のための賃金職員

町本部長の指示する避難で特に誘導賃金職員を必要とする場合。

(イ) 医療及び助産の移送賃金職員

医療救護班では、処置できない重症患者若しくは医療救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院や診療所に運ぶための賃金職員又は医療救護班の移動に伴う賃金職員(医療救護班員を背負って急流を渡るような賃金職員)を必要とするとき。

(ウ) 被災者の救出

被災者を救出するための賃金職員を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に賃金職員を必要とするとき。

(エ) 飲料水の供給

飲料水供給のための機械器具の運搬操作、又は飲料水を浄水するための医薬品の配布等に賃金職員を必要とするとき。

(オ) 生活必需物資の支給

被服、寝具その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊飯用品(食料品、調味料品、燃料)の整理(種類別、地区別の区分、整頓、保管)、輸送(積降し、上乗り、運搬)又は配分に賃金職員を必要とするとき。

(カ) 遺体の捜索

遺体の捜索に賃金職員を必要とするとき、及び捜索に要する機械器具その他資材を操作し、又は後始末に賃金職員を必要とするとき。

(キ) 遺体の処理

遺体の洗浄、消毒等の処置又は遺体を仮安置所まで輸送するため等に賃金職員を必要とするとき。

(ク) その他の処理

上記以外の救助作業のため賃金職員の必要が生じたときは、県支部救助班を経由して県本部防災班に範囲外賃金職員について要請する。

県本部防災班は、要請その他により範囲外賃金職員を認めたときは、内閣総理大臣にその旨を申請し、承認を得て実施することを原則とする。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- a 賃金職員の雇上げを要する目的又は救助種目
- b 賃金職員の所要人数

- c 雇上げを要する期間
- d 賃金職員雇上げの理由
- e 賃金職員雇上げを要する経費

イ 賃金職員雇上げの期間
各救助の実施期間中とする。

ウ 費用の限度
「(2) 給与の支払」に示す費用による。

エ 報告その他事務手続

本部は、各班において賃金職員を雇い上げたときは、「救助日報」(様式5号)により、毎日その状況について県支部救助班を経由して県本部防災班に報告する。なお、賃金職員雇上げに関する記録は「労務者従事記録」(様式6号)によるが、災害救助分については判然と区分し整理する。

3 従事命令による動員

災害応急対策実施のための要員が、一般の動員等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないとき若しくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行する。

(1) 従事命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助)	従事命令	災害救助法第24条	県知事、町長(委任を受けた場合)
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事、町長(委任を受けた場合)
	協力命令	災害対策基本法第71条	
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項、第3項	警察官・自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

(2) 命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による 町長の従事命令)	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

(3) 従事命令の執行

従事命令の執行については、消防作業及び水防作業のための従事命令は消防吏員、「災害対策基本法」による従事命令は町本部長から委任を受けた吏員が担当する。なお、「災害対策基本法」第 65 条に基づいて警察官又は自衛官が従事命令を発した場合は、町本部に通知する。

(4) 公用令書の交付

従事命令を発したとき及び発した命令を取り消すときは下記の「公用令書」を交付する。なお、町長が発する以外の従事命令については、公用令書の交付は必要としない。上記公用令書を発したときは、従事者から公用令書の受領書を受け取る。

ア 災害救助法による従事命令（様式 7 号）

イ 災害救助法による従事命令の取消命令（様式 8 号）

ウ 災害対策基本法による従事、協力命令（様式 9 号）

エ 災害対策基本法による従事、協力命令の変更命令（様式 10 号）

オ 災害対策基本法による従事、協力命令の取消命令（様式 11 号）

(5) 実費弁償

消防法第 29 条第 5 項、水防法第 24 条及び災害対策基本法第 65 条第 1 項による従事命令を発した場合の実費弁償は行わない。ただし、災害対策基本法第 71 条第 2 項及び災害救助法第 30 条第 1 項により、町長が従事命令等が発した場合の実費弁償は県が行う。

(6) 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡したものの遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区分	災害救助(知事命令)	災害対策基本法(知事命令)	町長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	北方町消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償
支給額	施行令に定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	様式 12 号	様式 13 号	基金が定める様式

(7) その他

ア 従事者台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、「従事者台帳」(様式 14 号)を作成し、整備保管する。

イ 従事できない場合の届出

公用令書の交付を受けたものが、やむを得ない事故等により作業に従事することができない場合は、理由書を添付して町長に届出る。

4 奉仕団及び他の機関の応援等による動員

(1) 奉仕団の編成

奉仕団は概ね次の団体等で構成し、各団体別に名称を付し、団長、副団長および班長を置き、災害奉仕活動の実態に即した編成をする。

ア 日本赤十字奉仕団

イ その他申し出のあった団体

(2) 奉仕作業

奉仕団は、主として次の作業に従事する。

ア 炊き出しその他災害救助の実施

イ 清掃の実施

ウ 防疫の実施

エ 災害対策物資の輸送及び配分

オ 上記作業に類した作業の実施

カ 軽易な事務の補助

(3) 動員等の担当班

奉仕団の動員要請は町本部長の了解を得て各班において直接行う。

(4) 記録保管

奉仕団の奉仕を受けた班は、次の事項を記録保管すると共に、事前にその概要を町本部に報告する。

ア 奉仕団の名称及び人員又は氏名

イ 奉仕した作業内容

ウ その他参考事項

(5) その他の機関の応援等による動員

相互応援協定等に基づく職員の派遣要請の手続は、各協定の内容による。

第3節 ボランティア対策

災害発生時におけるボランティア活動が、無秩序に行われては現地が混乱することが予想されるので、ボランティア活動拠点の提供等の環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

1 災害ボランティアの支援に関する対応

(1) 災害ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、町本部と協議のうえ災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、受付、登録、ボランティア活動プログラムの作成、提供などを行う。

(2) 運営資機材の調達

災害ボランティアセンターの運営に必要な情報機器等の設備や事務用品は町本部にて調達する。

(3) ボランティア部会の設置

災害ボランティアセンターが設置された場合には、町本部内にボランティア部会を設置し、災害ボランティアセンターとの調整を図る。

2 町社会福祉協議会の活動

町社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めたときは、町社会福祉協議会災害対策本部を設置するとともに、町本部との協議のうえ、災害ボランティアセンターを設置する。運営は町本部及び県社会福祉協議会と連携を図り、活動内容は主に次のとおりとする。

(1) 災害救援計画の策定及び実施

(2) 救援活動に必要な情報の発信

(3) 災害ボランティアの調整

(4) 災害ボランティアの受付、登録

(5) ボランティア登録者への活動要請

(6) 災害ボランティアの受入れ及びコーディネート

(7) 災害ボランティアの救援活動の支援

3 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアの活動内容は、主に次のとおりとする。

- (1) 災害情報、安否情報、生活情報の収集伝達
- (2) 避難生活者の支援
- (3) 要配慮者等の在宅支援
- (4) 物資集積拠点での活動
- (5) その他、被災者の生活支援など復旧、復興に必要な活動

4 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護、建物診断等の専門知識や技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受入及び派遣に係る調整を行う。

5 日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、日本赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行う。また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤援助事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかける。

第4節 自衛隊派遣要請計画

1 要請による自衛隊派遣

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

(1) 災害派遣要請の基準

ア 災害が発生し、人命、財産を保護するための応急対策の実施が、自衛隊以外の機関では不可能又は困難であると認められるとき。

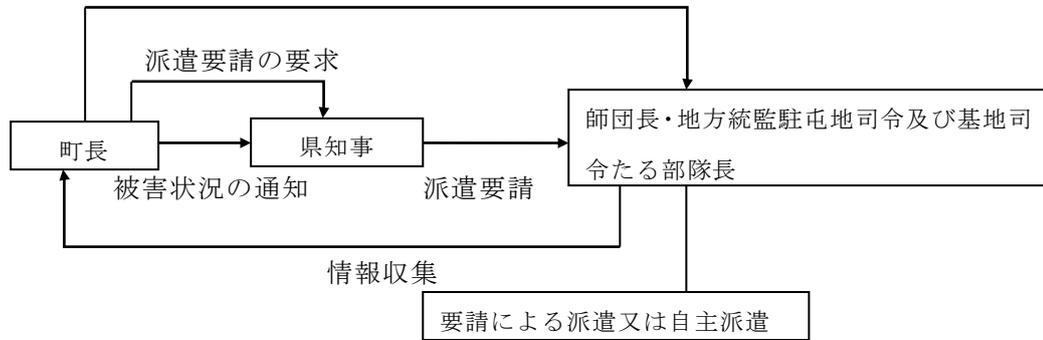
イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊派遣以外に方法がないとき。

(2) 災害派遣要請の手続き

ア 町長は、自衛隊派遣要請を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書」（様式15号）により、県知事に自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い、事後速やかに文書を提出する。

イ 町長は、県知事に自衛隊の派遣要請が出来ない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに当該通知した旨を県知事に通知する。

(派遣要請の要求ができない旨及び災害の状況を通知)



2 自衛隊情報連絡員の派遣依頼

災害が発生又は発生する恐れがある場合は、自衛隊に対して町本部に自衛隊情報連絡員の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図る。

連絡先 自衛隊岐阜地方協力本部総務課 電話 058-232-3127

3 連絡調整窓口

(1) 岐阜県防災課

電話 058-272-1111 (内線 2746・2747) 058-272-1125 (直通)

FAX 058-271-4119 400-2-2235 (防災行政無線)

(2) 陸上自衛隊第 35 普通科連隊 (守山)

電話 052-791-2191 (内線 4832 夜間、休日内線 4509)

FAX 052-791-2191 (内線 4839)

(3) 航空自衛隊小牧基地

電話 0568-76-2191 (内線 4832 夜間内線 4032)

FAX 0568-76-2191 (内線 4839)

(4) 航空自衛隊岐阜基地

電話 058-382-1101 (内線 2682 夜間内線 2226)

FAX 058-382-4899

4 自衛隊の自主派遣

自衛隊は災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

5 自衛隊の活動

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 避難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消火活動

火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合には、それらの啓開、又

は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(9) 炊飯及び給水の支援

被災者に対する炊飯及び給水を実施する。

(10) 救援物資の無償貸付又は譲渡

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づいて救援物資を無償貸付し、又は譲渡する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

6 受入れ体制

町本部は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力し、効率的に実施できるよう次の事項に留意し、その受入れ体制に万全を期す。

- (1) 派遣部隊と町の連絡窓口及び責任者の決定（本部長が状況に応じ決定する）。
- (2) 作業計画及び資器材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導
- (6) 活動状況の報告

7 県警の協力

総務班は、自衛隊派遣を円滑に実施するため必要があると認めたときは、県本部警察部（警備第二班担当）と協議し、白バイ、パトロールカー等による派遣部隊の先導を依頼する。

8 要請事項の変更

町本部は、派遣に当たって要請した事項を変更する必要があるときは、直ちに順序を経て、県本部危機管理班に連絡する。連絡をうけた県危機管理班は、陸上自衛隊第10師団長又は航空自衛隊岐阜基地司令と協議して変更する。

9 経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた町等が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料。

イ 派遣部隊の宿営並びに救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料。

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費。

(2) その他

上記負担区分に疑義が生じた場合は、県本部が調整して、その都度決定する。

10 撤収時の手続き

(1) 町本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、「自衛隊の撤収要請依頼書」（様式16号）を提出し、撤収を依頼する。

(2) 災害部隊が派遣期間の活動を終了したときは、本部長が派遣部隊の指揮官と協議して帰待措置を講ずる。

11 自衛隊ヘリコプターの派遣要請に関する留意事項

(1) 派遣要請

ア 派遣要請は、「災害派遣要請依頼書」（様式15号）にその旨を明示し、事前又は早期に行う。

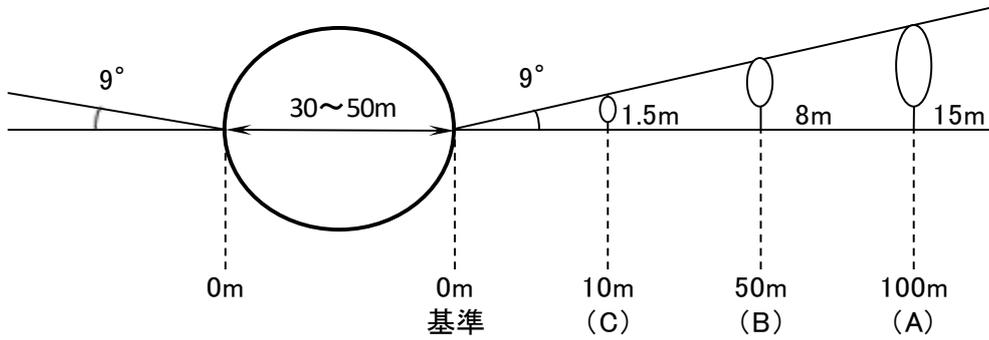
イ 派遣要請は事実を確認し、他に方法がないときのみ行う。

(2) 発着場選定基準

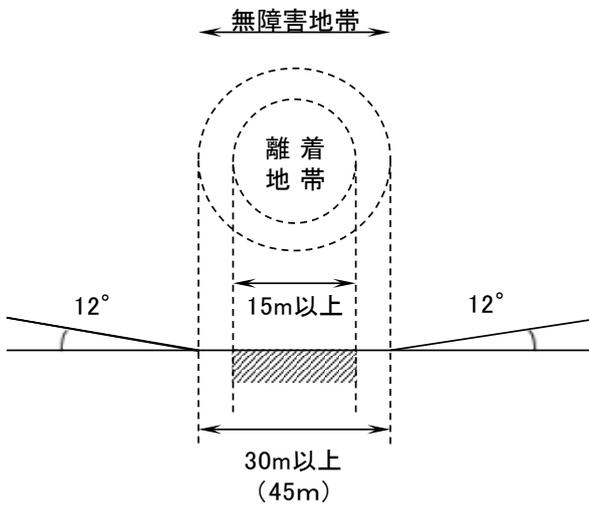
ア 地面は堅固で傾斜6度以内であること。

イ 周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば、下図のとおり障害物があっても離着陸は可能である。

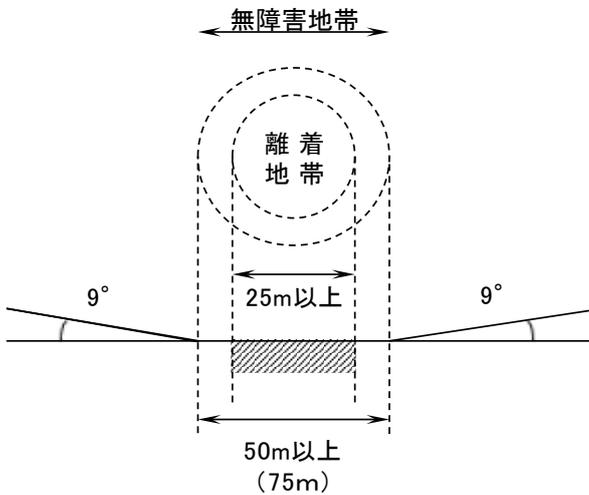
<発着場>



① 小型機 (0H-6) の場合 (カッコ内は夜間)

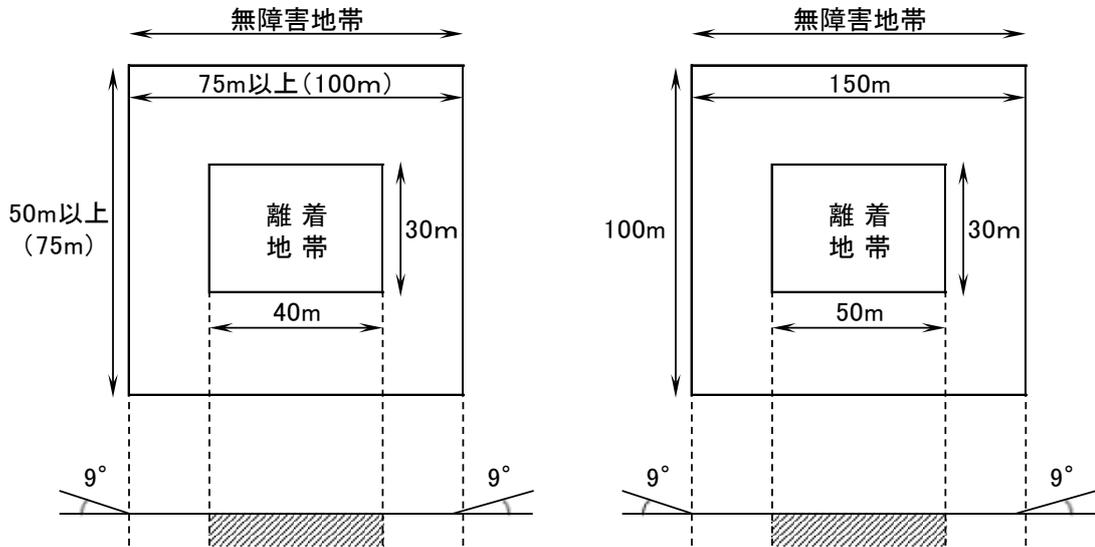


② 中型機 (HU-1) の場合 (カッコ内は夜間)



③ 大型機 (V-107) の場合

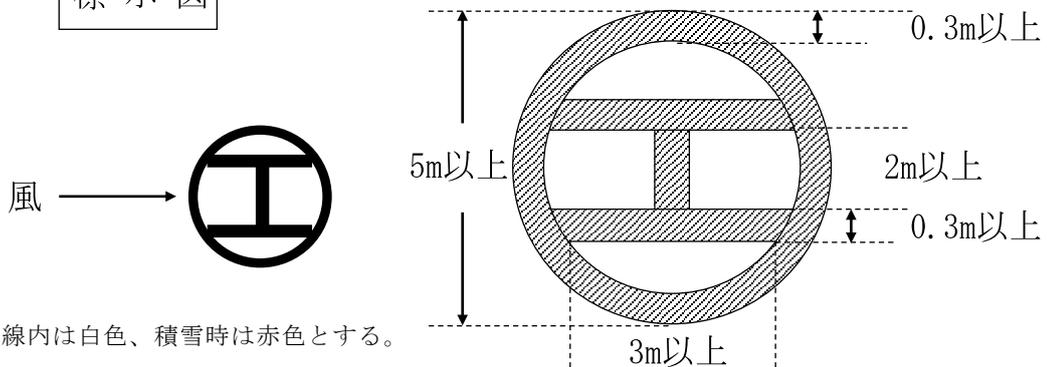
(CH-47J) の場合



(3) 発着場の表示

ア 風向に対して、石灰等で  を書くこと。

標示図

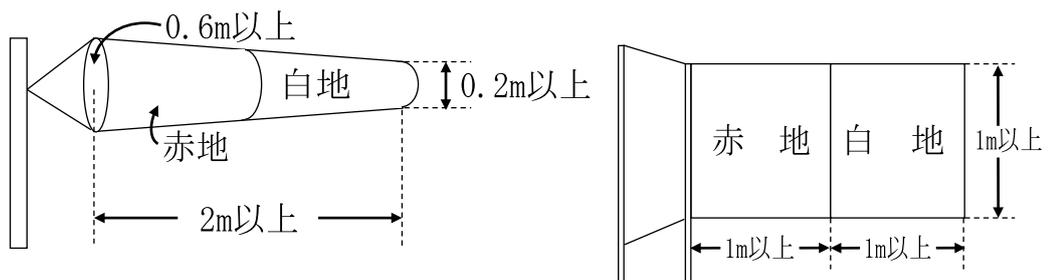


(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

イ ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるように吹流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒 (積雪時は赤色又は着色したもの) を併用すること。

(吹流し)

(旗)



(4) 発着場における安全

ア 発着場は平面にし、必要に応じて散水し、積雪時は踏み固めること。

イ 発着場の半径 25m 以内には人が入らないこと。

ウ ヘリコプターにより物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

エ 町は緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートの確保に努め、ヘリコプター発着周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際してヘリコプターの発着の障害とならないようにすること。

第5節 交通応急対策

災害により道路橋梁等の交通施設（以下本節において道路施設という）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下規制という）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

1 輸送道路の確保

(1) 道路施設の被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後速やかに道路パトロールを実施し、道路及び交通の状況を把握する。

町本部は、県、警察等から道路に関する情報を入手し、救援、災害復旧体制の早期確立を図る。

(2) 情報の提供

道路管理者は、災害発生箇所、被害の概要、通行規制状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。また、国及び県は、道路管理者に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

(3) 道路啓開等

ア 警察官は、災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制が実施された区間において、一般の車両等が緊急通行車両の通行の障害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある場合は、当該車両等を道路外の場所に移動するよう命じる。なお、当該車両等の所有者等がその場にいない場合は、警察官が自ら移動させる。この場合において、警察官がその場にいない場合は、消防吏員が警察官に代わって当該措置を行う。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等を命じる。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(4) 応急復旧の実施

都市環境班は、災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合は、速やかに応急復旧作業を行う。

(5) 警備事業者との連携

町本部は、緊急輸送の確保のため必要がある場合は、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用し交通規制を行う。

2 発見者等の通報

(1) 発見者等の通報

災害発生時に、道路施設の被害等により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は町本部に通報する。

(2) 町本部における措置

町本部は、通報を受けたとき、町道にあつては速やかに必要な範囲の規制をするとともに、その旨を警察機関に連絡し、その他の道路にあつては、その路線管理機関又はその地域を所管する警察機関に速やかに通報する。

3 交通規制の実施

(1) 規制の種別

ア 道路法に基づく規制(第46条第1項)

道路管理者は、道路施設の破損、決壊等により、その保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合は、道路の通行を禁止し、又は制限する。

イ 道路交通法に基づく規制(第4条から第6条)

県警察は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

ウ 災害対策基本法に基づく規制(第76条)

県公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

エ 災害対策基本法に基づく規制(第76条の6)

道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があると認めるときは、区間を指定し、当該車両等の占有者等に対し、道路外の場所への移動、その他緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(2) 規制の実施者等

規制の実施は、関係道路管理者と警察機関と密接な連絡をとり、特に規制の時期を失しないよう留意し、次の区分により行う。

区分	実施者	範囲
道路管理者	県(県支部土木班)	町内国県道
	町本部(都市環境班)	町道
警察機関	県支部警察班(北方署)	緊急を要する一時的な規制

(3) 応急的な規制

- ア 町本部は、町道において規制をするいとまのない場合は、直ちに道路交通法に基づき規制を実施するよう警察関係機関に通報する。
- イ 町長は、「災害対策基本法」第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、退去を命ずる等の方法によって規制を行う。この場合において町本部は、できる限り速やかに道路管理者又は警察機関に連絡する。

(4) 交通規制の周知徹底

道路管理者は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底する。

4 規制実施の報告等

(1) 報告系統

都市環境班は、交通規制を行ったときは、県支部土木班に報告するとともに、県支部警察班に通知する。

(2) 都市環境班は、報告、通知等に当たっては次の事項を明示して行う。

- ア 禁止、制限の種別と対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路の道路、幅員、橋梁の状況等

5 規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は、(1)により標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、(2)の方法により、応急的に通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地で規制を行う。

(1) 規制標識

道路法又は道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路

標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日号外総理府、建設省令第 3 号）及び
道路交通法施行令（昭和 35 年 10 月 11 日政府令第 270 号）第 1 条の 2 の規定
又は災害対策基本法によって規制した場合は、災害対策基本法施行規則（昭和
37 年総理府令第 52 号）様式第 9 の規制標識を設置する。

(2) 規制条件の表示

道路標識（様式適宜）に、次の事項を明示して表示する。

- ア 禁止、制限の対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 指定路の表示

6 緊急通行車両の届出等

(1) 緊急通行車両等の届出等

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定め
る「緊急通行車両等確認申請書」を、県又は県公安委員会に提出する。なお、
県又は県公安委員会は、緊急通行車両であると認定したときは、「緊急通行車
両確認証明書」及び「標章」を申請者に交付する。

(2) 事前届出制度

消防班は、緊急通行車両として使用する車両について事前に県公安委員会に
届出を行い、「事前届出済証」の交付を受け、災害時には、県公安委員会に「事
前届出済証」を提示し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受
ける。

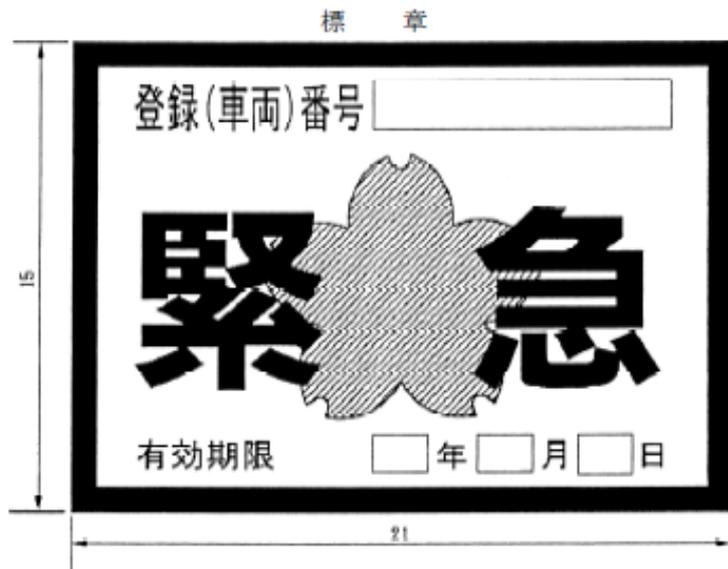
(3) 標章の掲示

緊急通行する車両は、「標章」を当該車両の見やすい箇所に掲示するととも
に、「緊急通行車両確認証明書」を当該車両に備える。

第 号		平成 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		岐阜県知事 氏 名	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 岐阜県 知事印 </div>
番号表に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行距離	出発地	目的地	
備考			

第 号		平成 年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		岐阜県公安委員会	Ⓔ
番号表に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行距離	出発地	目的地	
備考			

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。



- (注) 1 色彩は、記号を黄色、線及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の面積が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 この標章は運転者の視野を妨げないようにして車両の前面の見やすい箇所に貼付する。

第6節 輸送計画

大規模災害時には、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送、あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

1 輸送及び確保担当

(1) 輸送を実施する班は、自動車等の輸送力の確保を要するときは、町本部に次の輸送の条件（以下本節において「輸送条件」という）を明示して確保を要請する。

- ア 輸送区間又は借上げ期間
- イ 輸送量又は車両の台数
- ウ 集合の場所及び日時
- エ その他の条件

(2) 町本部は、前記要請があったときは、車両等保有班の状況等を考慮し、使用車両等を決定する。

(3) 町本部以外の車両等を使用することを決定したときは、総務班が担当して確保する。

2 災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち最も適切な方法により実施する。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送
- (2) ヘリコプター等による空中輸送
- (3) 賃金職員等による輸送

3 輸送力の確保等

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、概ね次による。

(1) 確保順位

- ア 町所有車両
- イ 公共的団体所属の車両
- ウ 事業者所有の車両
- エ その他自家用車両

(2) 事業用貨物自動車の借上げ

- ア 小型車両 本部連絡班及び県本部

イ 大型車両 県本部

ただし、緊急を要するときは、直接大型車両を借り上げ使用する。

(3) 空中輸送

町本部は、一般交通途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をする。なお、空中輸送時の町内におけるヘリコプター発着可能の予定地は、次のとおりである。

■ 発着可能予定地

施設名	所在地	地積 m×m	電話	座標
北学園 (前期課程) グラウンド	北方 1367-1	75×156	324-4121	E136° 41' 09" N 35° 25' 54"
北学園 (後期課程) グラウンド	北方 1367-1	88×95	324-4121	E136° 41' 20" N 35° 25' 50"
南学園 グラウンド	高屋分木 2 丁目 23 番地	72×100	320-0088	E136° 41' 23" N 35° 25' 13"
北方中央公園	柱本 2 丁目 3 番地	95×92	323-1111 (管理者)	E136° 41' 13" N 35° 25' 42"

(4) 賃金職員等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、賃金職員等により輸送する。輸送のための労力の確保は、「本章第 2 節 2 労務者等の雇上げによる動員」に定めるところによる。

(5) 強制従事による輸送力の確保

一般の方法により、自動車等輸送力の確保ができないときは、強制命令を執行して確保する。強制命令の方法は、「本章第 2 節 3 従事命令による動員」に定めるところによる。

4 物資の引継ぎ等

災害輸送にあたっては、総務班長は、輸送責任者を定め、車両等に同乗させ、あるいは同行させる等適確な輸送に努め、その引継ぎに当たっては、物資等の授受を明らかにしなければならない。

5 輸送の応援

総務班は、町地域内において、自動車等が確保できないとき、あるいは町のみ

では輸送ができないときは、県本部に輸送条件を明示して、応援の要請をする。
ただし、緊急を要するときは、隣接市町に直接応援を要請する

6 輸送記録

災害輸送を行った班は、次の記録を作成し、整備保管する。

- (1) 車両使用書（様式 17 号）
- (2) 輸送記録簿（様式 18 号）

7 費用の基準及び支払

輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）による。なお、自家用車等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付き等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（概ね 8 割程度以内）で所有者と協議し定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手付きの場合は賃金）程度の費用とする。

輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、「輸送明細書」様式 19 号を請求書に添付して提出する。

8 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、「災害救助法」による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次による。

(1) 輸送、移送の範囲

ア り災者を避難させるための移送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づく長距離避難のための移送

イ 医療及び助産のための移送

重篤患者のため、医療班で処置できない者等の移送及び医療班関係者の移送

ウ 被災者救出のための輸送

救助のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

エ 飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び確保のために必要な人員、ろ過機その他機械器具、資材の輸送

オ 生活必需物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、学用品及びその他救助に必要な医療衛生材料、医薬品の輸送

カ 遺体捜索のための輸送

遺体の捜索のために必要な人員、資材等の輸送

キ 遺体処理のための移送

遺体処理のための医療班員又は衛生材料等の移送及び遺体を移動させるために必要な人員、遺体の移送

(2) 上記輸送範囲外の輸送

総務班は、県支部救助班を経由して、県本部防災班に範囲外輸送について要請する。なお、要請、申請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 輸送の種類及び輸送物資の内容

イ 輸送区間又は距離

ウ 輸送を要する物資等の数量、積載台数等

エ 輸送を実施しようとする期間

オ 輸送のために必要とする経費の内容及び金額

カ 輸送を要する理由

キ その他

(3) 輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

(4) 費用の限度

本節 7 の「費用の基準及び支払い」に示す費用の基準による。

(5) 報告その他手続事務等

総務班は、輸送及び移送を実施した各班の実施状況を取りまとめ、「救助日報」(様式 5 号)により毎日その状況を県本部防災班に報告する。なお、輸送に関する記録は、災害救助分と区分し、総務班において整理、保管する。

9 留意事項

(1) 輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等、的確な輸送に当たる。

(2) 緊急輸送車両等の確保に必要なときは、関係者に対して車両等の準備を要請するなど緊急輸送の実施に備える。

10 緊急物資の地域内輸送拠点の運用

(1) 地域内輸送拠点

町は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間、次の場所を**地域内輸送拠点**として使用する。

■地域内輸送拠点

名称	所在地
北学園第一体育館	北方1367-1

(2) 滞留防止対策

ア 総務班は、**地域内輸送拠点**に輸送された物資を食料、生活必需品、薬品等に分別し、その品目、数量を町本部に報告する。

イ 町本部は、各地域に必要な物資の品目、数量を把握し、緊急物資受け入れ、輸送の調整を行う。

総務班は、町のホームページに**地域内輸送拠点**の地図及び必要な緊急物資の品目、数量を掲載する。なお、緊急物資が充足した場合には、その旨を町のホームページに掲載する。

ウ 都市環境班は、道路の被災状況等から緊急物資の輸送経路を決定する。

エ 総務班、住民保険班は、都市環境班が決定した輸送経路により、避難所等に緊急物資を迅速に搬送する。

11 物資支援の事前準備

県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第7節 災害通信計画

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を迅速、的確に行えるよう、災害発生後直ちに通信手段の確保に努める。

1 利用可能な通信種別

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況によっても異なるが、概ね次の方法により実施する。

(1) 有線通信施設

ア 一般加入電話による通信

災害時においても通常の使用方法により一般加入電話を利用するが、災害時優先電話から行う。

なお、「災害時優先電話」は、災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ指定されており、災害時に優先的に通話を利用することができる。

イ 警察電話による通信

防災行政無線及び消防無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼する。

(2) 無線通信施設による方法

ア 岐阜県防災行政無線による通信

災害時において、有線電話途絶等で緊急を要するときは「岐阜県防災行政無線通信取扱規定」の定めるところにより通信を行う。

イ 北方町防災行政無線による通信

町本部は、同報系防災行政無線を使用し、災害情報を住民に伝達する。また、移動系防災行政無線及び同報系防災行政無線のアンサーバック機能を使用し、災害の情報収集、伝達を行う。

ウ その他の無線施設による通信

(3) インターネット、携帯電話、携帯メールによる通信

災害発生時に、災害対策本部においてインターネット及び携帯電話を利用した画像伝送により被災状況等を把握するとともに、携帯Eメールを利用して災害に関する情報を伝達する。

(4) 電報による通信

災害時における電報（非常）の取扱いは、発信紙の余白に「非常」と書いてNTT西日本に申込む。

(5) 急使による方法

(1)から(4)までの方法により通信できないときは、急使によって連絡する。町本部からの急使は、本部員（総務班員又は、総務班員が不足するときは、総務班から各班に依頼して指名された者）があたるが、各地域における急使（伝令）は、自治会長、班長及び消防団員等があたる。

(6) 広報車等による方法

町地域内の多数のものに対する徹底事項があるときは、広報車等により徹底する。

(7) 文書による方法

通信で行った場合は、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報する。なお、通信の発受記録及び文書による通報は、本章9節「災害情報等の伝達、収集、報告」及びそれぞれの「災害応急対策の計画」に定めるところによる。

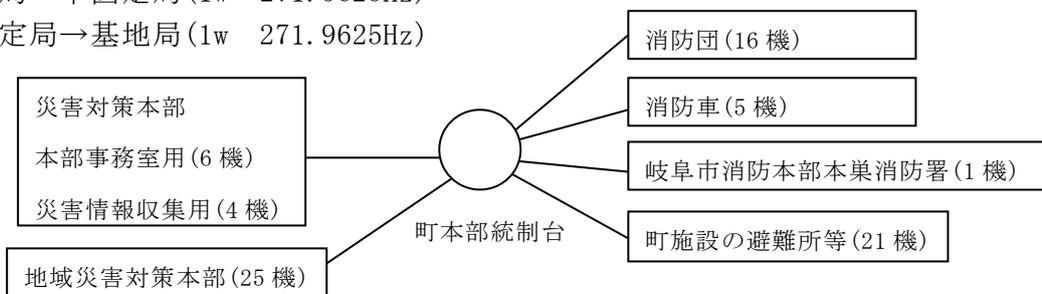
2 通信の系統

情報命令の伝達あるいは被害の状況の収集、報告等町本部内及び県機関等に対する通信の系統は、通信施設の被害によっても異なるが、一般加入電話可能時等にあつては、平常時各課又は係において行政上連絡する県機関及び町内機関の部門別に基づいて行うことを原則とする。なお、一般加入電話途絶時における県機関等の通信にあつては、できる限り総務班において取りまとめ一括して行う。

無線系統図

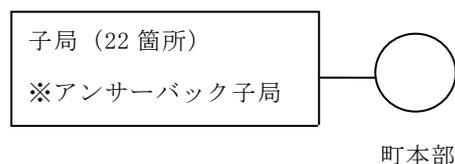
(1) 北方町移動系防災行政無線 79機

- ・ 基地局→半固定局(1w 271.5625Hz)
- ・ 半固定局→基地局(1w 271.9625Hz)



(2) 北方町同報系防災行政無線

- ・ 基地局→子局 (0.1w 65.030MHz)



(3) 消防無線による通信

被災現地と町本部との通信で消防無線によることが適当なときは、移動局(消防無線車)を現地に派遣して町本部との通信を行う。

3 通信の調整

災害のため平常な方法で通信の確保ができず他機関の通信施設を利用し、あるいは急使を派遣するような場合にあっては、町本部は、優先順位その他について調整を行う。調整にあたっては次の事項について留意する。

(1) 優先順位

町本部は、多数の通信を必要とするために施設が不足し、通信の確保が出来ないときは、災害防除、災害救助にかかる通信を優先させ、特に他機関の専用施設による通信の依頼を行う場合にあっては、必要に応じ災害の防除と救助の通信に限定する。

(2) 報告等の統制

普通電話途絶時の被害報告あるいは現地本部等に対する指示連絡等にあつては、各部門別の通信をさけ、できる限り一括して行うようにする。特に急使(伝令)派遣時等にあつては、本部事務室は町本部各班のほか警察機関等にも連絡し、一括通報する。

4 専用施設による通信の依頼

- (1) 他機関の専用施設を利用して通信を行うときは、緊急必要な事項に限定し、できる限り簡略に要点を明示して当該施設機関に通信の伝達を依頼する。
- (2) 依頼にあつては、書類によるものとする。なお、無線による通信を要する場合にあつては、電文の長さは簡素化しなければならない。
- (3) 通信の依頼は、通信を行おうとする班が、町本部に協議し、その結果に基づき、その班又は町本部がまとめて依頼する。

第 8 節 警報・注意報・情報の受理伝達

災害応急対策を実施するうえで必要な気象、水防、火災に関する警報、注意報及び情報の収集を迅速に行い、伝達及びその周知徹底等に努める。

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

国、県および町は、町民等が防災情報の意味や、取るべき行動を直感的に理解できるように、防災情報を、災害の切迫度に応じて 5 段階の警戒レベルにより提供する。

各警戒レベルにおいて取るべき避難行動、発令する避難等の情報、警戒レベルに相当する気象情報等は下表のとおり。

警戒レベル	取るべき行動	避難情報	相当する情報（※2）
警戒レベル 5	・命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保 （※1）	氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4	・危険な場所から全員避難する。	避難指示 （※1）	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3	・危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難（※1）	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報 等
警戒レベル 2	・自らの避難行動を確認する。	洪水注意報（※2） 大雨注意報（※2）	
警戒レベル 1	・災害への心構えを高める	早期注意情報（※2）	

※1 町が発表する避難情報等に関する詳細は、第 3 章第 16 節避難対策 3 高齢者等避難、避難指示の実施を参照

※2 国又は県が発表する気象等の情報の詳細は、本節 8 警報・注意報・情報の受理伝達を参照

2 気象情報等の発表及び解除

(1) 気象警報等

岐阜地方気象台は、「気象業務法」第 11 条、第 13 条、第 14 条及び第 14 条の 2

の規定により、気象警報、注意報、情報及び洪水警報、注意報（以下「気象警報等」という）を公表する。なお、気象警報等の種類及び予報区は次のとおり。

気象情報の種類

種類		概要
特別警報	1 大雨	<p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</p> <p>（具体的な発表基準）</p> <p>下記の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合</p> <p>①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現</p> <p>②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）</p> <p>（北方町の50年に一度の値）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・48時間降水量：358mm ・3時間降水量：142mm ・土壌雨量指数：222
	暴風	<p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表</p> <p>（具体的な発表基準）</p> <p>伊勢湾台風級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合</p>
	暴風雪	<p>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表</p> <p>（具体的な発表基準）</p> <p>伊勢湾台風級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合</p>

	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表 (具体的な発表基準) 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合
2	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 (具体的な発表基準) 平均風速が17m/s以上と予想される場合
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 (具体的な発表基準) 降雪を伴い平均風速が17m/s以上と予想される場合
	大雨警報 (浸水害)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 (北方町の発表基準) 表面雨量指数が35以上と予想される場合
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 (北方町の発表基準) 12時間降雪の深さが20cm以上と予想される場合
3	洪水警報	大雨・長雨・融雪などによって河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 (北方町の発表基準) ・長良川(忠節)の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれる又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれる場合 ・流域雨量指数が基準値に到達すると予想される場合 (糸貫川流域=9.5)
4	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象警報に含めて行い、浸水警報の標題は用いない。
5	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表

気象注意報		(具体的な発表基準) 降雪を伴い平均風速が 12m/s 以上と予想される場合
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 (具体的な発表基準) 平均風速が 12m/s 以上と予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 (北方町の発表基準) ・表面雨量指数が 18 以上と予想される場合 ・土壌雨量指数が 148 以上と予想される場合
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表 (北方町の発表基準) 12 時間降雪の深さが 10cm 以上と予想される場合
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合に発表 (具体的な発表基準) 濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合
	雷注意報	落雷等により被害が起こるおそれがあると予想される場合に発表
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想されたときに発表 (具体的な発表基準) 気象官署の実効湿度が 60% 以下で、最小湿度が 25% 以下になると予想される場合
	着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が発生するおそれがあると予想される場合に発表
	融雪注意報	融雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表
	霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が発生するおそれがあると予想される場合に発表 (具体的な発表基準) 早霜、晩霜等に最低気温が 3℃ 以下になると予想される場合
低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が発生するおそれがあると予想される場合に発表	

6	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 (北方町の発表基準) ・流域雨量指数が基準値に到達すると予想される場合 (糸貫川流域=7.6)
7	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合、気象注意報に含めて行い、浸水注意報の標題は用いない
8	岐阜県気象情報	24時間先から2~3日先までを対象とする予告情報として注意を喚起する必要がある場合や、注意報・警報の補完情報として、気象現象の推移、観測成果等を具体的に解説し周知する必要がある場合などに発表
	岐阜県記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測・解析した場合に発表(岐阜県の基準は、1時間に100mm以上を観測、解析した場合に発表)
	岐阜県竜巻注意情報	雷注意報の発表中に、竜巻等による激しい突風のおそれが高まった場合に発表。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(2) 警報及び注意報の予報区

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市 山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町 笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町 神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町 大野町、池田町、北方町
		東濃	多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市 中津川市
		中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市 郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町 八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
	飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
		飛騨南部	下呂市

(3) 特別警報に準ずる気象現象に関する情報（岐阜県独自基準）

基準 1（48 時間降水量）	基準 2（3 時間降水量）
48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値を超過した 5km 格子が 5 格子以上出現	3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値を超過した 5km 格子が 1 格子以上出現
（参考：大雨特別警報の発表基準） 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値を超過した 5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現	（参考：大雨特別警報の発表基準） 3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値を超過した 5km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現

(4) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

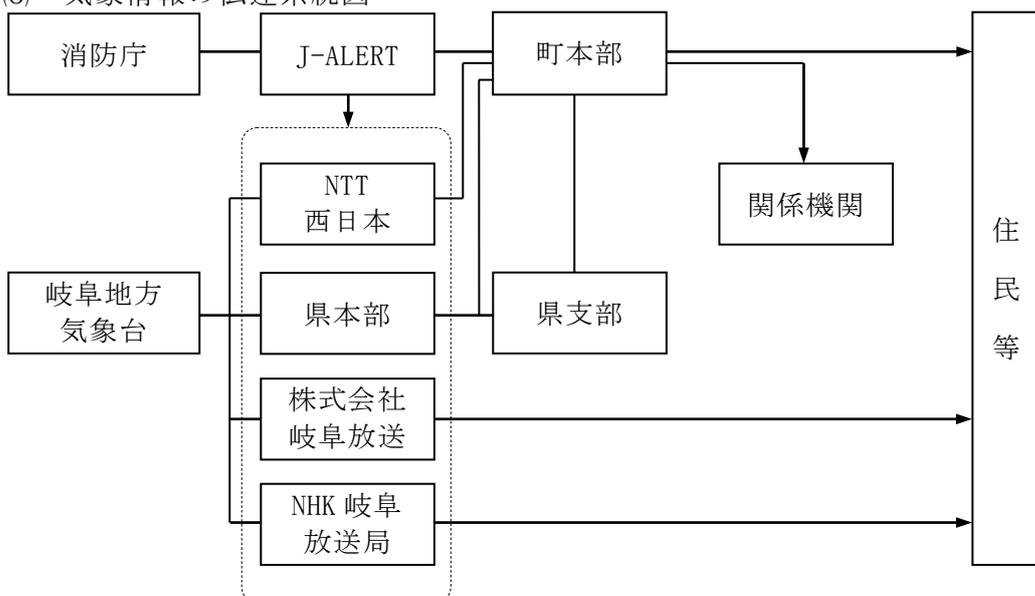
種 類	概 要
大雨警報 （土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
大雨警報 （浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報 の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができ

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。</p>

(5) 早期注意情報（警報級の可能性）

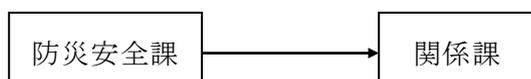
5 日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に [高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

(6) 気象情報の伝達系統図

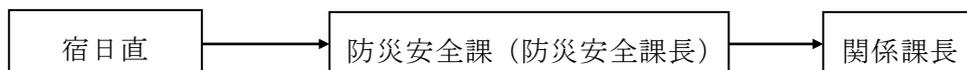


(7) 町本部の組織内の伝達方法

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



(8) 住民への周知

住民等への周知徹底が必要と認めるときは、同報系防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制メール、エリアメール、自主防災組織の伝達組織により伝達する。また、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。特に、特別警報及び特別警報に準ずる気象現象に関する情報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民へ伝達する。なお、警報等の周知徹底を図るため、報道機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県を通じて行う。

2 水防警報等

国土交通大臣が指定した河川については木曾川上流河川事務所が、県知事が指定した河川については県が、水防警報を発表又は解除する。

(1) 国土交通大臣が発表する水防警報

ア 水防警報の段階と内容

段階	種類	内容
第1段階	準備	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの
第2段階	出動	水防団員等の出動を通知するもの
第3段階	解除	水防活動の終了を通知するもの
適宜	情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの

イ 水防警報の発令基準

種類	内容
準備	対象水位観測所の水位が警戒水位に達し、出水判断の参考となる機関にお

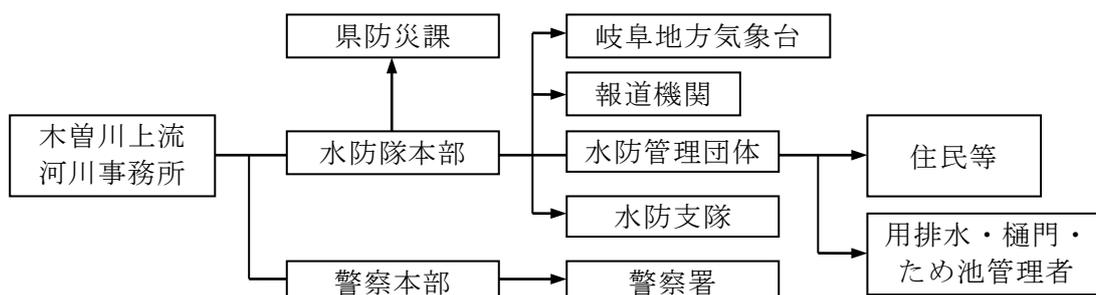
	ける状況等から、なお水位上昇のおそれがあるとき
出動	水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき
解除	水防活動の終了を通知するもの 水防警報の発令を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする
情報	適宜

ウ 水防警報発令基準点

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	計画高水位
長良川	忠節	岐阜市忠節町	1.00m	2.00m	3.50m	6.68m
伊自良川	古川橋	岐阜市木田柿ヶ瀬	2.40m	4.20m	5.40m	6.20m

※解除は、氾濫注意水位を下回って、水防活動の必要がなくなったとき

エ 伝達系統



(2) 知事が発表する水防警報

ア 水防警報の段階と内容

種類	内容
準備	水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの
解除	水防活動の終了を通知するもの
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの

イ 水防警報の発令基準

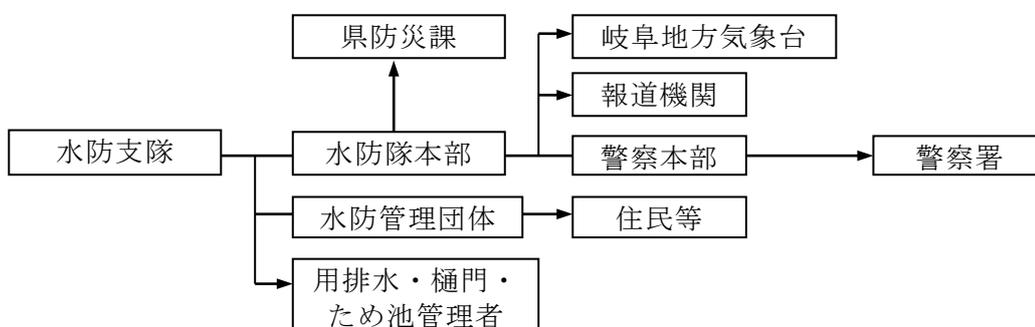
種類	内容
準備	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇の恐れがあるとき
解除	水防活動の終了を通知するもの 水防警報の発令を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警

	戒水位)を下回った後、1~2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする
情報	適宜

ウ 水防警報発令基準点

河川名	区域	発表責任者	対象水位観測所			
			名称	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位
糸貫川	本巣市乙井樋門から、瑞穂市長良川合流地点まで	岐阜土木事務所長	北方	本巣郡北方町柱本南	1.40m	2.00m

エ 伝達系統



3 氾濫危険情報

水防法第 13 条に基づき、国土交通省が指定した河川については木曾川上流河川事務所が、県知事が指定した河川については県が、氾濫危険（氾濫危険水位到達）情報を発表し、情報の通知及び周知を行う。

(1) 氾濫危険水位（特別警戒水位）の内容

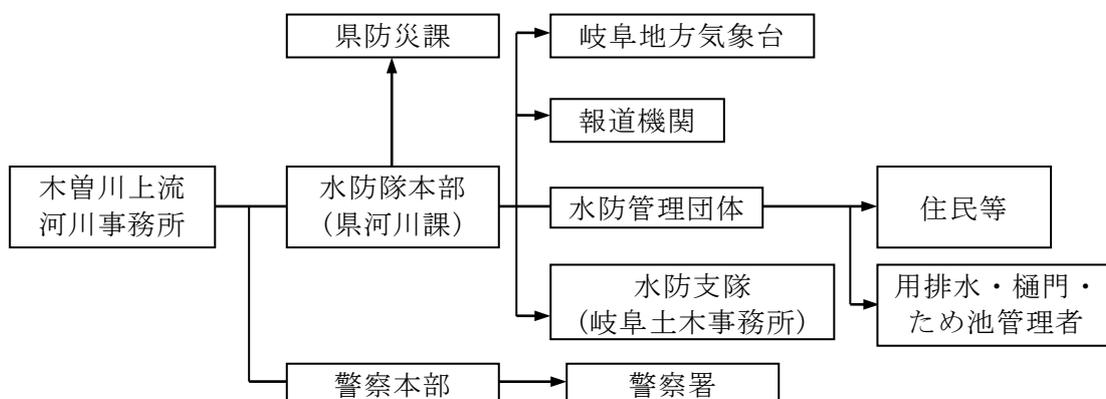
名称	内容
氾濫危険水位 (特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれのある水位

(2) 国土交通大臣が発表する氾濫危険情報

ア 避難判断水位到達情報発表基準点

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位
伊自良川	古川橋	岐阜市 木田柿瀬	2.40m	4.20m	5.40m	5.50m	5.70m

イ 伝達系統



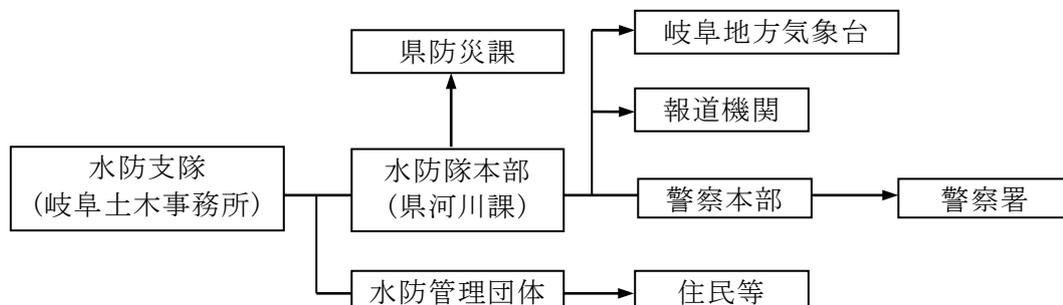
(3) 知事が発表する氾濫危険情報

ア 避難判断水位到達情報発表基準点

河川名	区域	発表責任者	対象水位観測所					
			名称	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
糸貫川	本巣市乙井樋門から、瑞穂市長良	岐阜土木事務	北方	北方町柱本南	1.40m	2.00m	2.20m	2.60m

	川合流地点 まで	所長					
--	-------------	----	--	--	--	--	--

イ 伝達系統



4 洪水予報

水防法第 10 条第 2 項に基づき、国土交通省が指定した河川については木曽川上流河川事務所が、県知事が指定した河川（当町に關係する河川は該当なし）については県が、洪水予報を發表し、情報の通知及び周知を行う。

(1) 洪水予報の内容と基準

種類	基準	洪水予報の表題	發表する時期
洪水予報	破堤氾濫等により、重大な災害を生じるおそれがあるとき	氾濫発生情報 (レベル 5)	堤防から越水又は破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき
		氾濫危険情報 (レベル 4)	氾濫危険水位に達したとき
		氾濫警戒情報 (レベル 3)	基準地点の水位が氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき、若しくは、避難判断水位を超え、なお上昇が見込まれるとき
洪水注意報	基準地点の水位流量が氾濫注意水位流量を突破するおそれがあるとき 氾濫注意水位流量を越え、注意を要するとき	氾濫注意情報 (レベル 2)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき
		發表しない (レベル 1)	水防団待機水位（通報水位）に到達したとき
解除	洪水注意報の必要がなくなったと認	氾濫注意情報解除	氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき

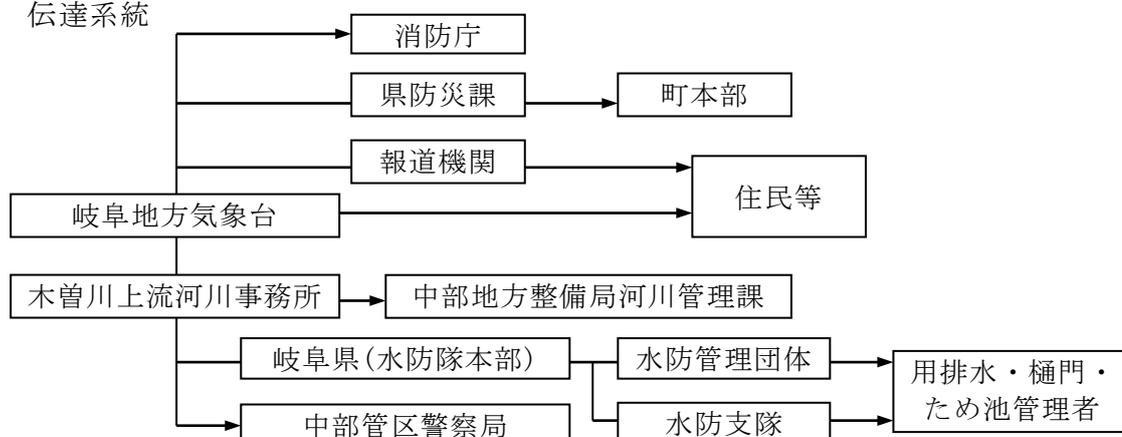
	められるとき		
--	--------	--	--

(2) 洪水予報発表基準点

河川名	観測所名	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位
長良川	忠節	岐阜市忠節	1.00m	2.00m	3.50m	5.30m	5.50m

※解除は、氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき

(3) 伝達系統



5 火災警報

町は、火災気象通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認める場合は、火災警報を発するとともにその周知徹底と火災予防上の必要な措置をとる。

6 異常現象発見時の対策

(1) 発見者の通知

災害の発生あるいは災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は都市環境班に、火災に関する場合は消防班に、その他に関する場合は、総務班又は警察官に通報する。

(2) 警察官の通報

異常現象を発見し又は通報を受けた警察官は、速やかに町に通報する。

(3) 町の通報

上記(1)及び(2)によって異常現象を承知した町は、直ちに県、岐阜地方気象台及びその異常現象によって災害の予想される隣接市に通報又は連絡する。

(4) 周知徹底

町は、異常現象を発見し又は通報を受けたときは、その異常現象によって予

測される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第9節 災害情報等の収集・伝達・報告

町は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関との連携や応報収集、さらには報道機関への情報提供は不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策実施状況等の調査、報告(即報)及び収集、伝達体制を確立する。

1 被害状況調査、報告等

町は、「災害対策基本法」第53条、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号)」及び「火災・災害等即報要領(平成20年5月1日消防応第69号)」に基づき、県にその状況を報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。ただし、通信等の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防長に報告し、連絡が取れ次第県に報告する。

2 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査報告は、概ね次の各号の基準のいずれかに該当したときに、被害のあった事項について行う。

- (1) 本章第1節の1により準備体制、警戒体制をとったとき。
- (2) 県又は、町が災害対策本部を設置したとき。
- (3) 町内において、自然災害により住家の被害が発生したとき。
- (4) 災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき。
- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき。
- (6) 小規模な災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるとき。

3 被害情報の収集

町本部は、災害による被害規模の早期把握のため、次により情報収集を行う。

- (1) 各班は、各部門ごとに被害の状況及び災害応急対策実施状況を調査し取りまとめる。
- (2) 各班は、取りまとめた情報を県本部又は県支部各班に報告した後、総務班に報告し、総務班はこれを集計し、町本部に提出する。ただし、取りまとめるまでもない少量の情報の場合は総務班の集計業務は省略するものとする。
- (3) 総務班は、上記報告内容のうち関係機関に連絡を要する事項については、当

該関係機関に連絡するものとする。

- (4) 本部員は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。
- (5) 参集職員は、途上における被害状況等の情報収集を行い、本部連絡員に報告する。
- (6) 甚大な被害を受けた職員を自宅待機させ、自宅周辺の情報収集に当たらせる。

4 町本部内における連絡等

町本部内における被害状況の取りまとめ、災害情報の連絡等は、次の方法による。

(1) 情報収集

各班は、収集した被害状況その他の情報について、町本部を通じて町本部長に報告する。

(2) 連絡

町本部において承知し、収集した情報のうち各班において必要な事項については、その事項を所管する担当班長に連絡する。

(3) 伝達

町本部の決定事項及び本部長の指示命令等は、その班の班長が班長及び班員に伝達する。

5 被害状況の調査責任者

被害状況の調査は、次に掲げる班において関係の機関及び団体と協力し、あるいは応援を得て実施する。ただし、被害の調査に技術を要する場合あるいは被害が甚大で町単独での調査が困難な場合は、県支部に連絡し、関係機関等の応援を求めて行う。

調査事項	調査実施担当班	県報告事項等
住家等一般被害	税務班 住民保険班	住家等の一般被害状況の調査、報告
社会福祉施設被害	福祉班	社会福祉施設被害状況の調査、報告
医療衛生施設被害	健康班	医療・衛生施設被害状況の調査、報告
商工業関係被害	総務班	商工関係被害状況の調査、報告
観光施設被害	総務班	観光施設被害状況の調査、報告
農業関係被害	都市環境班	農業関係被害状況の調査、報告

土木施設被害	都市環境班	土木施設被害状況の調査、報告
都市施設被害	都市環境班	都市施設被害状況の調査、報告
上下水道施設被害	上下水道班	水道施設被害状況の調査、報告
教育・文化関係被害	教育班	教育・文化関係被害状況の調査、報告
町有財産被害	総務班	町有財産被害状況の調査、報告
火災の情報	総務班 消防班	消防団員の活動状況 火災等の被害状況等の収集、報告
水防の情報	総務班 消防班 都市環境班	水防の情報収集、報告
総合被害状況	町本部	総合被害状況の調査、報告

6 報告事項及び報告様式

調査事項	報告様式
住家等の一般被害状況の調査、報告	<ul style="list-style-type: none"> ・住家等一般被害状況報告書（様式 20 号） ・住家等一般被害調査票（様式 21 号）
社会福祉施設被害状況の調査、報告	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書（様式 22 号） ・社会福祉施設等被害調査票（様式 23 号）
医療衛生施設被害状況の調査、報告	<ul style="list-style-type: none"> ・医療衛生施設被害状況等報告書（様式 24 号） ・医療衛生施設等被害調査票（様式 25 号）
商工業関係被害状況の調査、報告	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業関係被害状況等報告書（様式 27 号）
観光施設被害状況の調査、報告	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設被害状況等報告書（様式 28 号）
農業関係被害状況の調査、報告	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係被害状況等報告書（様式 29 号） ・農作物（農産）被害状況報告書（概況、中間、確定）（様式 30 号） ・樹体被害報告書（概況、中間、確定）（様式 31 号） ・畜産関係被害状況報告書（概況、中間、確定）（様式 32 号） ・農地（耕地）被害状況報告書（様式 33 号）
土木施設関係被害状況の	<ul style="list-style-type: none"> ・土木施設被害状況等報告書（様式 34 号）

調査、報告	
都市施設被害状況の調査、報告	・都市施設被害状況等報告書（様式 35 号）
上下水道施設被害状況の調査、報告	・医療衛生施設被害状況等報告書（水道施設）（様式 26 号）
教育関係被害状況の調査、報告	・教育、文化関係被害状況等報告書（様式 36 号）
町有財産被害状況の調査、報告	・町有財産被害状況等報告書（様式 37 号） ・町有財産被害調査票（様式 38 号）
消防団員の活動状況	・消防職団員活動状況報告書（概況、中間、確定）（様式 39 号）
火災等の被害状況等の収集、報告	・「火災報告取扱要領」による。
水防の情報	・「岐阜県水防計画」による。
総合被害状況の調査、報告	・総合被害状況調（様式 40 号） ・法定被害状況報告書（様式 41 号） ・災害総合被害状況調（様式 42 号）

7 報告区分

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、概ね次表の区分によって調査、報告をする。

種別区分	調査報告事項	報告時限
災害概況即時	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時 （様式 43 号）
災害状況報告	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時 （様式 44 号）
中間調査即報	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況が概ね 確定した時 （様式 44 号）
確定（詳細）調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告する。	応急対策を終了した 後 20 日以内 （様式 44 号）

(注) 毎日定時に報告を必要とする場合、県からその時刻、回数、期間の提示がある。

8 報告の留意事項

被害状況の調査報告は、次の事項に留意すること。

(1) 即時報告(災害即報)

「火災・災害等即時要領」第3直接即報基準に該当する火災、災害等を覚知したときは、県への第一報に加え、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引続き消防庁に対して行う。

さらに、震度6弱以上の地震を観測した場合(総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む)は、総務省が別に定める方法等により、県に報告するものとする。

(2) 概況報告

本調査報告は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるため、速やかにその概要を的確に調査し、報告する。

(3) 中間(変動)調査、報告

この調査報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基礎となるため、変動あるいは判明の都度速やかに調査報告する必要がある。

(4) 確定(詳細)調査、報告

本調査報告は、災害応急対策災害復旧の基礎となるものであり、かつ、各種経費の費用負担を決定する場合もあるので正確な被害調査、報告を要する。なお、本調査にあたって応急対策の計画で定める調査報告事項と併せて行う等、できる限り正確を期す。

(5) 電話報告と文書報告との関係

本計画による報告は、通常、電話報告することになるが、確定報告及び特に県本部が指示する事項については、文書によって重ねて報告する。

(6) 情報発受記録の整備

情報の発受信に当たっては、発受信両機関とも記録を整備保管する。なお、電話、口頭等による発受信は様式によって記録する。

(7) 被害情報集約システムの活用

町本部は、被害状況を県被害情報集約システムに入力する。

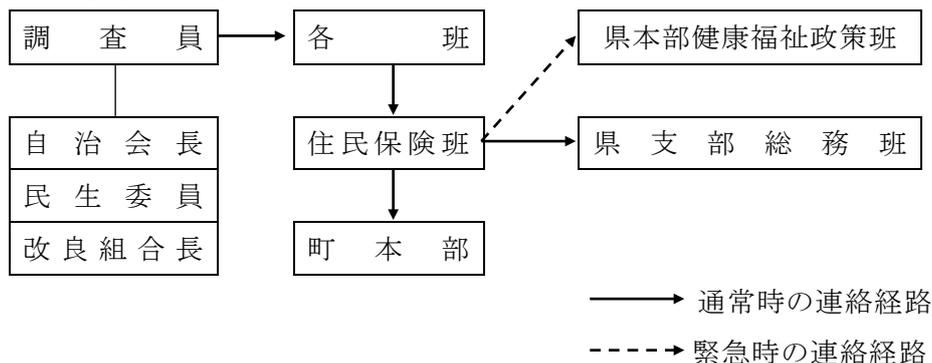
9 部門別被害状況の調査、報告

各部門別の被害その他の情報と、実施し又は実施しようとしている各種応急対策等の情報は、次の区分に従って行う。

(1) 住家等の一般被害状況の調査、報告

人的被害及びこれにつながる被害状況を掌握し、災害救助法その他による応急救助等実施の基礎資料とするための必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統



イ 調査、報告事項

「住家等一般被害状況等報告書」（様式 20 号）に定める事項については、「住家等一般被害調査票」（様式 21 号）によって調査、報告する。

- (ア) 概況調査のうち水害による浸水の調査等において、個々についての調査が不可能な場合は、浸水地域（自治会等）の世帯数、面積、水深の状態等を考慮の上、当該地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する等の方法により、また、被災人員についても当該地域の平均世帯人員等により計算する方法もやむを得ない。
- (イ) 詳細（確定）調査に当たっては、「住家等一般被害調査表」（様式 21 号）によって各自治会別に調査員を派遣し、世帯別に調査し、これを住民保険班において集計して確定被害とする。なお、調査にあたっては現地調査のみによることなく、住民登録、食料配給事務等の諸記録とも照合し、確認を期す。
- (ウ) 人的被害のある場合に福祉班は、死者、行方不明者、負傷者の住所、氏名、人数の確認に当たる。
- (エ) 福祉班、出納班で調査が困難な場合又は公営住宅及び町有建物の被害については、総務班が都市環境班の協力を得て行い、住民保険班に報告し、これを住民保険班が集計する。
- (オ) 「災害救助法」適用の被害については、本報告の責任者及び副責任者は本部長が指名し、毎年 4 月 30 日までに報告責任者、同副責任者の所属、職名、氏名を県本部防災班に報告する。

ウ 被害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分は、概ね次の基準による。

■災害救助法による被害状況認定基準

被害等区分	判定基準
死者	遺体を確認できた者又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者
行方不明	・所在不明となり、かつ死亡した疑いのある者 ・家屋倒壊のため生理め、下敷きとなった者等生死不明の者
重傷	1 か月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	1 か月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全失 (全壊・全焼・全流出)	・損失部分の床面積がその建物の延面積の 70%以上に達した程度のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、その住家の損失割合が 50%以上に達した程度のもの ・被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半失 (半壊・半焼・半流出)	・損失部分の床面積がその建物の延面積の 20%以上 70%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損失割合で表し、その住家の損失割合が 20%以上 50%未満のもの ・被害住家の残存部分を補修すれば元どおり再使用できる程度のもの
床上浸水	住家の浸水が床上以上に達した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子を数枚破損した程度の軽微な被害は認めない。）
住家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
一棟	「棟」とは、1 つの独立した建物をいう。なお母屋に付属している風呂、便所等は母屋に含めて 1 棟とするが 2 つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は 2 棟とする。
一戸	住家として居住するのに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離座敷等を

	含めた一群の建物単位をいう
世帯	生計を一つにしている実際の生活単位(寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについてはその寄宿舍等を一世帯とする。)

注1 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位を被害として扱う。

- ①全失 ②半失 ③床上浸水 ④床下浸水 ⑤一部破損
- 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。
 - 住家の付属建物(便所、浴場等)の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する(比率が小さければ住宅の一部破損とする。)
 - 遺体の調査計上は、被災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合で、被災地が明確でない場合にあっては、その者の被災地が確定するまでの間は、遺体の保存(処置)市町村の被害として計上する。
 - 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上する。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調べにおいて調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上する。

■被災者生活再建支援法による被害状況認定基準

被害状況の認定は「災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括監(防災担当)通知)」に規定される住家の損失割合による場合の具体的な調査方法や判断方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成21年6月付内閣府(防災担当))」により行う。

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、消失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な養成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模

	な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

注1 「住家被害戸数」については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

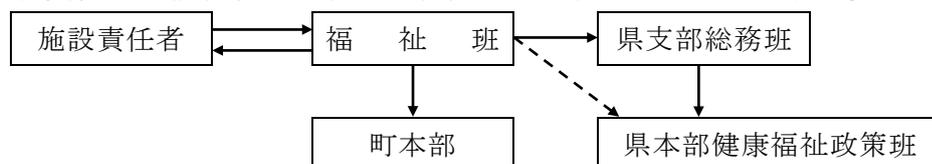
- 2 「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修をしなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 「構造耐力上主要な部分」とは、住家の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（はり、たけ、その他これらに類するもの）等を指し、構造耐力上重要ではない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

(2) 社会福祉施設被害状況の調査、報告

社会福祉施設の災害による被害状況を把握し、収容者の保護と施設応急対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

施設責任者が被害状況を調査し、次により報告するものとする。



イ 調査、報告事項及び様式

「社会福祉施設等災害対応（休所・避難）状況報告書兼社会福祉施設等被害状況等報告書」（様式 22 号）に定める事項について調査、報告する。

ウ 被害程度の判定の基準

建物の全失、半失、浸水等の被害区分は本節 9 の(1)のウの「被害状況判定の基準等」の例による。

エ 調査、報告の方法

- (ア) 建物及び人的被害は、ともに「住家等一般被害状況等報告書」（様式 21 号）と重複計上されるため、調査、報告、集計にあたって留意して扱う。
- (イ) 確定報告を文書によって行うときは、「社会福祉施設等被害調査表」（様式 23 号）を添えて提出する。

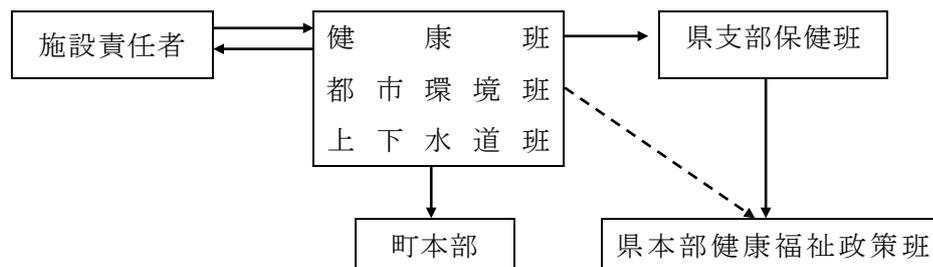
オ 報告書記載作成の方法

- (ア) 各施設責任者は、報告書を作成し、福祉班に報告する。福祉班はこれらを集計して本報告を作成する（文書による提出に当たっては、各施設別報告書を添える）。
- (イ) 報告に当たっては、施設名称、被害室名及び収容者の措置並びに今後の対策等を備考欄に記載する。

(3) 医療衛生施設被害状況の調査、報告

医療、衛生施設の災害による被害の状況を掌握し、医療、衛生対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統



イ 調査、報告事項及び様式

「医療衛生施設被害状況等報告書」（様式 22 号）に定める事項について調査、報告する。なお、水道施設については、「医療衛生施設被害状況報告書（水道施設）」（様式 26 号）に定める事項について調査、報告する。

ウ 医療、衛生施設の範囲

本調査は、公営、民間経営すべてについて計上する。

エ 調査、報告の方法

- (ア) 施設の調査に当たっては「医療衛生施設被害状況報告書（概要・中間・

確定)」(様式 25 号) によって行い、確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。

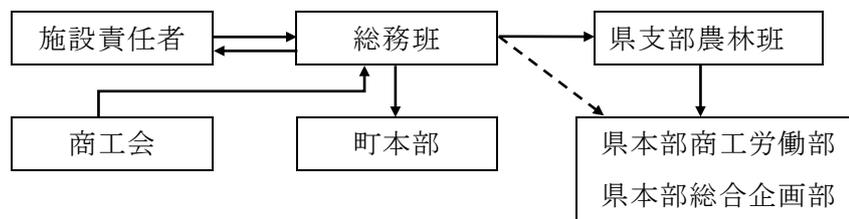
- (イ) 被害状況のうち、建物については、「住家等一般被害状況等報告書」(様式 20 号) と重複計上されるため、調査、報告、集計に当たっては留意して扱う。ただし、建物が住宅と併用されているものは、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみ計上する。

(4) 商工業施設被害状況の調査、報告

町内の商工業及び観光施設の災害による被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

総務班が商工会と協力して行う。



イ 調査、報告事項及び様式

「商工関係被害状況等報告書」(様式 27 号) 及び「観光施設被害状況等報告書」(様式 28 号) に定める各事項について調査、報告するほか、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。

ウ 調査の基準 (商工業関係)

- (ア) 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず件数と被害額のみを計上する。
- (イ) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は、()外書として計上する。
- (ウ) 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- (エ) 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協同組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。
- (オ) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価格の減少額等を計上する。
- (カ) 被害計上にあたっては、農林被害との関係に留意し重複、脱ろうの防止

に努める。(例：材木、農産加工製造品等)

エ 調査の基準（観光施設関係）

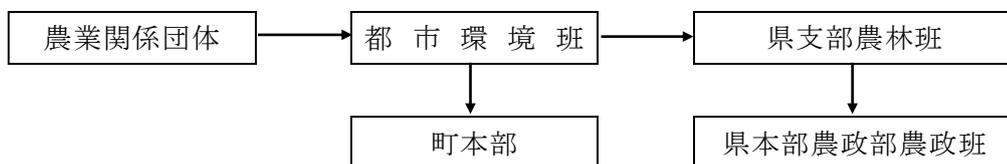
- (ア) 区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- (イ) 建物、施設欄のうち建物被害は、一部破損以上の被害建物を騎乗する。
- (ウ) 浸水による被害については、浸水の程度を床上、床下に区分し調査する。
- (エ) 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書」（様式 20 号）の非住家と重複計上される。

(5) 農業関係被害状況等の調査、報告

農業関係の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

被害状況調査は、都市環境班にて行う。ただし、実際の調査に当たっては、県支部地域農業改善班、県支部農林班、農業委員会、農政推進委員会、土地改良区、農業協同組合と協力し、又は協力を得て行う。なお、特に農作業に被害調査は、県支部地域農協改善普及班員の立会応援を求めて、統一した的確な被害の把握に努める。



イ 調査、報告事項及び様式

農改、農産、耕地関係に区分し、農業関係については（様式 29 号～33 号）の定める事項について調査、報告する。

ウ 報告期限

- (ア) 概要報告については、災害発生 3 日以内
- (イ) 中間報告については、災害発生 9 日以内
- (ウ) 確定報告については、災害終息後 15 日以内

エ 調査の基準等

被害状況調査に当たっての判定の基準は、概ね次による。

(ア) 農地等の被害区分

流失 その筆の耕地の厚さ 1 割以上が流失した状態のもの。

埋没 土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。

冠水 作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。

- (イ) 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想(推定)

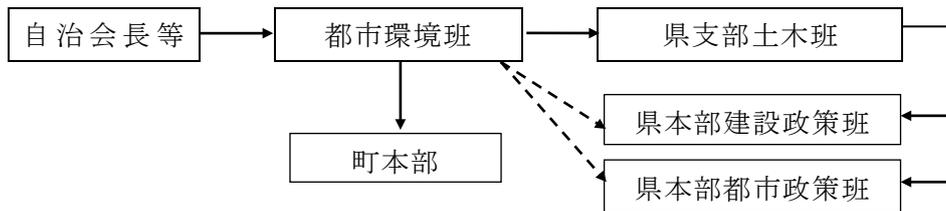
して計上する。

(6) 土木施設及び都市施設関係被害状況の調査、報告

土木施設及び都市施設の被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

調査は、都市環境班が県本部建設班又は県支部土木班の協力を得て行い、報告は次の系統により行う。



イ 調査、報告の範囲

土木、都市施設全般について行う。ただし、土木施設のうち国の直轄施設の被害は参考的に調査、報告する。

ウ 調査、報告事項及び様式

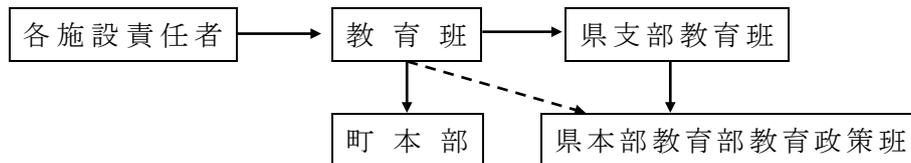
「土木施設被害状況等報告書」(様式 34 号)・「都市施設被害状況報告書」(様式 35 号)に定める各事項について調査、報告する。

(7) 教育関係被害状況の調査、報告

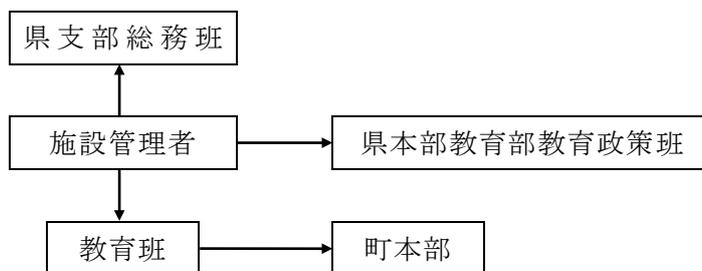
教育関係(私立を含む)の被害状況を掌握し、施設の応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

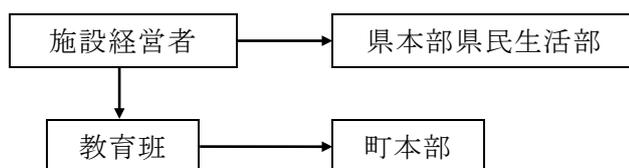
(ア) 市町村施設等



(イ) 県施設



(ウ) 私立施設



イ 調査、報告事項及び様式

「教育・文化関係被害状況等報告書」（様式 36 号）に定める各事項について、調査、報告する。

ウ 被害程度判定の基準等

被害程度の区分の判定は、概ね次の基準による。

(ア) 全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

(イ) 半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。なお、当該建物が復旧してもその安全保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

(ウ) 一部破損

建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態をいう。

エ 用途別区分基準

(ア) 当該学校の使用に供されている建物

教員住宅を除き、それ以外の建物に付属する建築設備及び付帯設備をいう。

(イ) 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物、例えば、自転車置場、吹き抜けの渡り廊下等をいう。

(ウ) 土地

学校敷地、運動場、実習地等の校地及び校地造成施設をいう。（校地造成施設とは、崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物（樹木は除く）等）をいう。

(エ) 設備

校具、教材、教具、机椅子等の物品、例えば、生徒用及び教師用の机、

椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等をいう。

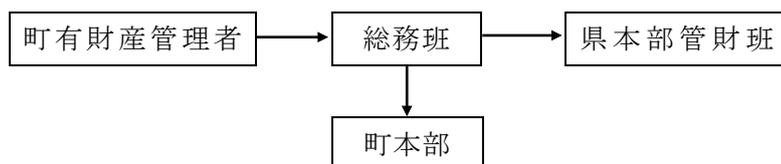
オ 報告書記載作成方法

- (ア) 報告書の区分欄は、次のように区分する。
 - こども園、学園、体育施設、図書館等
- (イ) 文化財に被害があったときは、「その他」欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載し報告する。
- (ウ) 建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上する。したがって、要補修以上の被害がある建物は重複して計上される。

(8) 町有財産被害状況等の調査、報告

町有財産等の被害状況を掌握し、その応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統



イ 調査施設の範囲

町有財産（物品を含む）のほか借用財産（無籍建物等を含む）にあっても、その修復等が町の責任において実施しなければならないものを含める。なお、施設についての調査報告は、それぞれの施設被害状況調査によるが、町本部各班の町有財産被害の集計に当たっては（ ）外書きする。

- (ア) 庁舎
- (イ) その他の町有財産、物品

ウ 調査、報告事項及び様式

「町有財産被害状況等報告書」（様式 37 号）に定める各事項について調査、報告する。

エ 調査、報告の基準

被害状況の調査計上に当たっての基準は次による。

- (ア) 建物の被害区分は、「住家等一般被害状況等報告書」の判定基準による。
- (イ) その他欄の被害件数は、次の例示にならって計上する。
 - a 給食施設と給水施設の被害があったときは 2 件
 - b 自転車 2 台と更紙 2,000 枚の被害は 3 件（備品については 1 点 1 件とし、消耗品については 1 品種 1 件とする。）

オ 調査、報告の方法

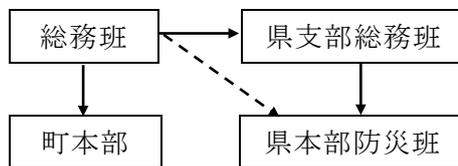
調査、報告に当たっては、次の点を留意して扱う。

- (7) 調査に当たっては、「町有財産被害調査表」(様式 38 号)により施設別に調査作成し、集計する。なお、上記調査表は、「町有財産被害状況等報告書」において被害確定報告を文書によって行うときに添えて提出する。
- (イ) 本被害のうち、建物については「住家等一般被害状況等報告書」の住家(公舎等)及び非住家その他と重複計上される。

(9) 消防被害状況の調査、報告

火災による被害及び災害時における消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統



イ 火災報告

火災、爆発等による火災が生じた場合、あるいは風水害等により火災が発生又は発生するおそれがある場合で、「火災・災害等即報要領」の定める火災等即報の一般基準、個別基準、社会的影響基準に該当する場合に報告する。

(7) 一般基準

- a 死者 3 名以上を生じた火災
- b 死者及び負傷者の合計が 10 名以上を生じた火災

(イ) 個別基準

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の 11 階以上の階において発生した火災で、利用者等が避難したもの
- c 「適マーク」を交付した防火対象物の火災(複合用途防火対象物で「適マーク」対象外の部分からの出火を含む)
- d 建物の焼損延べ面積 3,000 m²以上と推定される火災
- e 損害額 1 億円以上と推定される火災
- f 上記に掲げるもののほか、その他特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災
- g 危険物に係る事故

(ウ) 調査、報告事項

「火災・災害等即報要領」に定めるところによって行う。ただし、上記報告は災害発生後直ちに行う電話等による即報事項であって、その後速やかに

「火災報告取扱要領」に定めるところにより「火災詳報」の様式事項について調査、報告する。

ウ 消防活動状況等の調査報告

災害時における消防機関の活動を掌握し、応急対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

(7) 調査、報告事項

災害が発生し、又は発生するおそれがあるために、消防機関を出動させて警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に從事させたときに「消防職団員活動状況報告書」(様式 39 号)に定める事項について調査、報告する。ただし、町長が水防法に基づく水防管理者として消防機関を出動させた場合の報告は、本節(10)水防の情報に定める計画による。

(イ) 調査、報告の方法

- a 活動状況については出動月日につき 1 枚とする。
- b 消防本部、消防団を区別して記入する。

(10) 水防の情報

洪水に当たって堤防等の危険な状態を掌握し、水防活動その他応急対策の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 雨量の通報

相当降雨量があったと認めるときは、都市環境班は雨量の通報を行う。

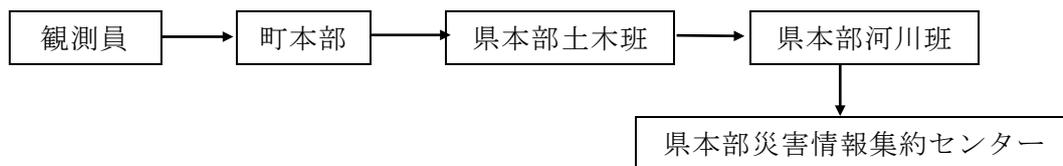
イ 水位の通報

(7) 都市環境班が洪水のおそれがあることを察知し又は洪水予報の通知を受けたときは、水位の変動についてその状況を通報する。なお、通報事項は、次のとおりである。

- a 観測場所
- b 観測日時
- c 水位
- d 増減の傾向及び見込

ウ 雨量及び水位の通報系統

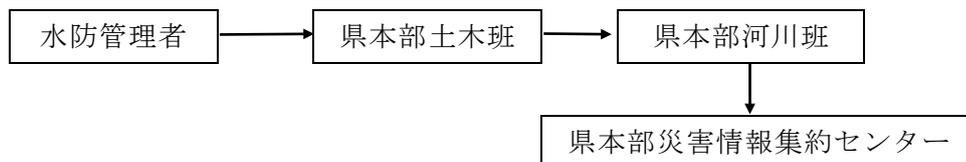
通報は、次の系統により行う。



エ 決壊等の通報

堤防等が決壊し、又は決壊しそうになったとき、あるいは住民の避難指示

等を要する状態になった時は、次の系統によりその状況を通報する。



オ その他の通報

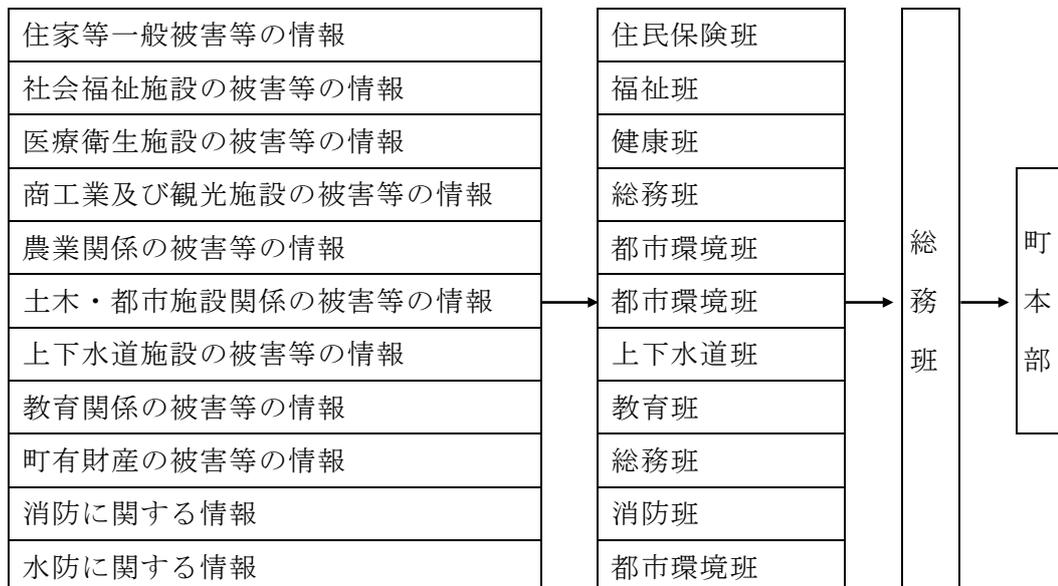
(7) 都市環境班は、消防機関等が出動して河川の巡視警戒又は水防作業等を行ったときは、出動人員等の状況を県支部総務班を経て県本部に報告する。

(4) 都市環境班は、他の機関の応援を求めるとき、又は自衛隊の出動を要請するときは、県支部を経て県本部に通報又は要請する。

(11) 総合被害状況等の調査、報告

ア 収集の系統

被害情報等は、町本部において次の系統によって集計する。



イ 被害の集計

総務班は「総合被害状況調」(様式 40 号) 及び「法定被害状況報告書」(様式 41 号) に定める事項について集計を行う。

ウ 被害の通報

町本部はとりまとめた被害状況のうち、「法定被害状況報告書」(様式 41 号) については、報道機関及び県警察に通報する。なお、「総合被害状況調」(様式 40 号) に「災害総合被害状況調」(様式 42 号) を添付し、町本部における対策資料にするほか、必要に応じて報道機関及びその他関係機関に通報する。

第10節 災害広報

住民の安全確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、新聞、テレビ、ラジオ、広報車等のあらゆる広報手段を活用して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び提供窓口の一本化を図る。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。

1 情報の収集及び広報担当

被害状況その他の災害情報の広報は、町本部において担当する。

2 災害情報の収集

本章第9節「災害情報等の収集、伝達、報告」に定める事項以外の災害情報の収集は、次の要領により収集する。

- (1) 町本部は写真担当者を指定し現地に派遣して、災害現場写真を撮影する。
- (2) 広域的な災害現場の撮影が必要な場合は、県防災航空隊に要請する。
- (3) 一般住民等から寄せられた写真、資料を町本部において収集する。なお、県本部広報班の要望があれば、これらの写真を提供する。
- (4) その他現場における資料の収集を図る。

3 広報手段別の活動

広報は、情報の混乱を避けるため関係機関と十分に連携を保ち、時機を逸せずに行う。

(1) 報道機関による広報

ア 情報提供

報道機関に対する情報提供は、町本部が庁舎内にて行い、報道機関への情報提供の一元化を図る。なお、報道機関への情報提供は次による。(発表時に判明している事項について行う)

- (ア) 災害の種別(名称)及び発生年月日
- (イ) 災害発生の場所
- (ウ) 被害調査及び発表の時限

- (エ) 被害状況（様式 41 号）
- (オ) 災害救助法適用の有無
- (カ) 町本部等における応急対策の状況

イ 報道機関との連携

緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合は、町本部は「災害時の放送に関する協定」に基づく、あらかじめ定められた手続きにより、シーシーエヌ㈱に対し、テレビ等による広報事項の放送を依頼する

(2) 防災行政無線による広報

同報系防災行政無線による広報は、町本部が行う。

(3) インターネットによる広報

北方町公式ホームページの広報は、町本部が行い、最新の情報等を掲載する。

(4) エリアメールによる広報

エリアメールによる広報は、町本部が行う。

(5) 写真速報

写真による速報は、庁舎内に掲示する。

(6) 「広報きたがた」による広報

「広報きたがた」の特集号発行により、町内各世帯に災害情報を広報する。

(7) 広報車による広報

都市環境班は、広報車により災害情報を広報する。

4 デマの発生防止対策

町本部は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力により正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実を入手したときは、その解消のため適切な措置を講ずる。

5 住民の安否情報

住民保険班は、安否情報システムにより安否情報を収集し、住民からの安否照会に対応する。

6 総合的な窓口の設置

町本部は、住民からの意見、要望、問合せ等に対応するため、総合対応窓口を設置するよう努める。その際、女性職員も配置するなど、男女双方のニーズの違いに配慮する。

第 11 節 水防活動

水防法第 3 条の規定に基づき、洪水による水災を警戒、防御し、及びこれらによる被害を軽減するため、町内各河川に対する水防上必要な監視、警戒、水防のための消防機関の活動、水防管理団体相互間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用等について万全を期す。

1 組織運用計画

水防に関する配備体制は、概ね次による。

配備区分	配備基準	出 動	
		配備場所	配備担当班
警戒配備	雨等に関する注意報発令時等	町内河川、危険地域等の巡視点検	都市環境班
巡視配備	氾濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	町内河川、危険地域等の巡視点検	都市環境班 消防班
非常配備	危険な状態と判断されたとき	水防管理者が指定する場所	都市環境班 消防班

2 動員計画

- (1) 雨に関する警報発令時には、消防班は出動しなければならない。災害の発生が予想されるときは、出動できるよう自宅待機する。
- (2) 町本部は、電話その他により消防班及び岐阜市消防本部本巢消防署に連絡する。
- (3) 町長は水防のため必要があると認めるときは、北方警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

3 水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号は、県水防計画による。

- (1) 第 1 信号
氾濫注意水位に達したことを知らせる
- (2) 第 2 信号
消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせる
- (3) 第 3 信号
当該水防管理団体の区域内に居住する住民が出動すべきことを知らせる

(4) 第4信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる

※水防信号は次表の方法によって表す。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第2信号	○○○ ○○○ ○○○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第3信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 1分 ○—休止 ○—休止 ○—
備考	1 信号は適当な時間を継続すること。 2 必要あれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。 3 水防解除は口頭伝達により周知されるものとする。	

4 水防資器材の調達

町地域内における資器材の現有量は次のとおり。なお、不足する資器材の調達及び借上げは、都市環境班が関係業者、関係団体と連絡調整を図り、その整備確保に努める。

種類	数量
スコップ	50 丁
縄	20kg
土のう袋等	1,000 枚
鋸	50 丁
杭	40 本 1.5m
カケヤ	50 丁

5 巡視

(1) 警戒水位及び堤防に危険が生じた場合、巡視者は直ちに町本部に連絡する。

河川別	地域	巡視者
糸貫川	俵町、西町、加茂町、柱本、高屋	町本部が指名する
天王川	栄町、森町、天王町、地下、高屋	〃

(2) 巡視基準

巡視の開始、警戒水位は次による。

河川別	地域	基準(巡視の開始)	基準(警戒水位)
糸貫川	柱本	必要のつど開始	2.00m
天王川	栄町、森町、天王町、地下	〃	町本部が定める

6 避難のための立ち退き

巡視者は、洪水等により住民の生命が危険と認められるときは、町本部長にその旨報告し、町本部長は避難又はその準備の指示を必要と認められる地域に対して行う。

7 応援要請等

地域内被害が激甚で水防活動要員が不足し、あるいは水防資器材等の確保が困難な場合等、町単独において実施不能のときは、町本部は県支部土木班、隣接市町に応援又は斡旋の要請を行う。

応援を要請する場合は、次の点を明示する。

- (1) 人員数
- (2) 物資名、数量
- (3) 携行品
- (4) その他必要事項

8 河川管理者の協力事項

水防法第7条第3項の規定により、河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理者が行う水防訓練への参加
- (4) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防活動の記録及び工法

9 決壊の通報と決壊後の処置

- (1) 決壊の通報

水防法第25条に基づき、堤防その他の施設が決壊したときは、町本部長は

直ちにその旨を県支部総務班及び氾濫する方向の隣接市町等に通報する。

(2) 決壊後の処置

決壊後は速やかに応急水防工法を実施し、でき得る限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

(3) 水防工法

工法は、選定を誤らなければ 1 種類の工法を施工するだけで成果が得られる場合が多い。しかし、当初施工の工法では成果が得られない場合は、これに代わるべき工法を次々に行う。また、工法の選定は、現場の状態を考慮して最も有効かつ使用材料がその場で得やすい工法を選ぶ。

10 費用負担と公用負担

(1) 水防に要する費用は水防法第 28 条の規定により、町区域のみ負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間において協議によって定める。また、水防管理団体の水防によって当該水防区域外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。(水防法第 42 条の第 2 項)

(2) 公用負担

水防法第 28 条の規定により水防のため必要があるときは、町本部長は次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用

ウ 車、その他の運搬具又は器具の使用

エ 工作物、その他障害物の処分

(3) 損失物補償

前号の権限行使によって損失を受けた者に対しては、町は時価により損失を補償する。

11 報告

消防班は、水防活動が完了したときは、次の書類を作成して都市環境班に報告しなければならない。

(1) 水防実施報告書 (様式 45 号)

(2) 使用資材費内訳 (様式 46 号)

12 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止措置

(1) 浸水想定区域の指定状況

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。また町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。なお、本町に関係する浸水想定区域は次のとおり。

河川名	最新公表年月等
長良川	平成 28 年 12 月 (国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所)
伊自良川	平成 28 年 12 月 (国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所)
糸貫川	平成 30 年 9 月 (岐阜県岐阜土木事務所)
天王川	平成 30 年 9 月 (岐阜県岐阜土木事務所)

(2) 円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

町は、洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 地下街等

(イ) 要配慮者利用施設

(ウ) 大規模な工場その他の施設

(3) 洪水ハザードマップ

本町は、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布及び町ホームページに掲載している。町は、洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

(4) タイムラインの作成、活用

本町では、実施すべき対策を発災前から時系列で取りまとめたタイムライン

を作成しており、事前対策の実施確認に活用している。なお、タイムラインは災害が発生するたびに見直しを行うよう努めるものとする。

第 12 節 消防活動

災害発生に伴う火災から住民の生命、身体及び財産を保護するために、出火、延焼の防止、迅速な救出、救助活動を行う。

1 火災気象通報の取り扱い

消防法第 22 条第 1 項の規定により気象機関から通報される火災気象通報は、次の取り扱いによる。

(1) 気象の条件及び通報

火災気象通報は、気象の状況が火災の予防上危険であるとき、具体的には次の条件該当する場合に岐阜地方気象台より県本部防災班を通じて通報される。

ア 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下になる見込みのとき。

イ 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上継続して吹く見込みのとき。

(2) 火災警報の発令

消防庁が、気象台発表の気象通報を勘案し、火災予防上危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかであるときに発令する。

ア 実効湿度 55%以下で、最小湿度 30%以下であるとき。

イ 実効湿度 65%以下で、最小湿度 35%以下であって、かつ、現に風速 10m/s 以上になると予想されるとき。

ウ 現に風速 12m/s 以上であるとき、又は風速 12m/s 以上になると予想されるとき。

エ 上記ウの場合において、降雨もしくは降雪のとき、又は実効湿度 70%以上で、最小湿度 50%以上であるときは適用しない。ただし、台風時はこの限りでない。

(3) 火災警報の解除

発令した火災警報は、降雨、降雪があったとき等発令基準に適合しないようになった場合に解除される。

(4) 火災警報の伝達及び住民に対する周知徹底は、次の方法で行う。

ア 火災警報発令のサイレン吹鳴及び広報(防災行政無線(同報系))

(ア) サイレン信号

30 秒

30 秒

○ —— 6 秒休止 ○ ——6 秒休止 <数回>

(イ) 防災行政無線による広報(必ず 2 回繰り返す)

○○警報 (チャイム)「こちらは広報北方です。○○時○○分、○○

警報が発令されました。」

イ 関係機関に対する電話通報

ウ 消防車等による広報

(5) その他火災警報に関する必要事項は、岐阜市火災予防規則による。

2 出動計画

火災その他の非常災害が発生した場合は、岐阜市消防本部本巢消防署にあっては、別に定める規定によるものとし、消防団にあっては、岐阜市消防本部本巢消防署と緊密な連絡をとりつつ次のとおり行う。

(1) 火災出動は、別に定めるところによる。

(2) 火災以外の災害における出動は、消防団長の命令により出動する。

(3) 現地連絡所を設置したときは、各出動班ごとに伝令員を差し出す。

(4) 鎮火後の警備は、その都度消防団長が指示する。

(5) 消防活動終了後、出動分団長は、活動内容、人員機械器具の異常の有無等を速やかに消防団長に報告する。

3 招集計画

火災その他非常災害の発生又は発生のおそれがある場合は、次により招集する。

(1) 消防吏員にあっては、別に定める規定による。

(2) 消防団員にあっては、次により招集する。

ア 招集は、サイレンの吹鳴、電話、メール又は同報無線により行う。

イ 集合場所は、特に指定するもののほか、各所属の消防車庫とする。

ウ 出場した団員は、所属班長に申告し、班長は分団長に報告する。分団長は、応召完了の旨を消防団長に報告し指揮を受ける。

エ サイレンによる招集信号等は次による。

(ア) 消防の信号

信号	種別	打鐘信号	余韻防止付 サイレン信号
火災 信号	近火信号（消防屯所から約 800m 以内のとき）	連点 ○—○—○—○—○	3 秒 2 秒休止 ○— ○— ○—
	出動信号（消防団出動区域内）	3 点 ○—○—○ ○—○—○	5 秒 6 秒休止 ○— ○— ○—
	応援信号（消防団待命応援出	2 点	同 上

	動のとき)	○ー○ ○ー○ ○ー○	
	報知信号（出場区域外の火災を認知したとき）	1点 ○ ○ ○ ○	
	鎮火信号	1点と2点の斑打 ○ ○○ ○ ○○	
	演習召集信号	1点と3点の斑打 ○ ○ー○ー○	15秒 6秒休止 ○ー ○ー

(イ) 北方町防災行政無線

・近火信号

3秒 2秒休止

○ー ○ー ○ー(サイレン信号)「こちらは広報北方です。只今○○地内○○宅(付近)に於いて火災が発生しました。」

・鎮火信号

(チャイム)「こちらは広報北方です。只今の○○地内の火災は鎮火しました。」

4 消防(防御)計画

(1) 特殊地域消防計画

ア 危険地域

この種の地域は、商業、工業、住宅その他木造建築物が密集しているため、あらかじめ警備計画を作成し、これにより商工業経済の中心地域の保護を狙いとして重要方面の防御に主力を注ぐよう決定する。

イ 危険物件密集地域

この種の地域内は特に危険物件が密集貯蔵され、あるいは多量に取り扱っている地域であるため、常時地域内を調査し、延焼防止と人命の危険防止等を併せて特殊な防御対策を行う。

(2) 特殊建築物消防計画

ア 耐火、簡易耐火建築物

この種の建物は1棟1戸又は数棟及び高層建築物等に区分されるため、この様式、用途、燃焼物防火壁、防火扉、階段等の有無により異なるため、その実情に即し、かつ無理なく合理的に防御態勢が出来るよう行う。

イ 重要建築物

特殊建築物の防御計画に準ずる。

(3) 異常時消防計画

ア 強風時火災

火災の規模、出動部隊の状況により、第2次火災に備え、飛火警戒隊として現場付近又は器具庫に待機するよう計画する。

イ 異常乾燥時火災

常に、風位、風速、湿度の変化に注意し、消防隊の運用は、強風時火災計画を準用する。

ウ 変災時火災

この種の火災は、地震、暴風、その他の変災時に発生する火災の特異性が予想される建築物の倒壊、道路、橋梁、水道、貯水槽及び通信電気施設の破壊等消防に及ぼす影響を考慮し、特別の消防対策を行う。消防燃料、消防機械、非常食糧の補給等を考慮する。

(4) 特殊火災消防計画

ア 延焼拡大火災

平常時及び異常時の火災で、延焼拡大又はおそれのある場合、出動部隊は状況を判断し、迅速なる次の消防部隊の増強を図り、水利又は高所の送水時各種事象に応じ、必要とする消防力の要請をする他、防御担当4方面の移動転戦又は風下の地理地物を利用しての延焼阻止戦の設定又は建物局部の中破壊等を決定して防御する。

イ 危険物火災

常に所有者、管理者と連絡協議、貯蔵物件及びすべての種別の確認をすると共に防御方法を選定する爆発、引火、油脂類、有毒ガス又は酸アルカリ性の危険物件が大量に所在発散するものに対する危害予防、延焼防止並びに搬出隔離、除去の方法及び防御に必要な消防資機材の準備等具体的な消防対策を行う。

ウ R・I（ラジオアイトソープ）施設火災

この種の施設の火災は、社会に及ぼす影響を考慮し、その所有者、管理者等の指示により最も安全なる方法を協議し、防御態勢を計画する。

5 警戒計画

災害以外の警戒出動は、次のとおり行う。

- (1) 岐阜市消防本部本巢消防署にあっては、別に定める規定による。
- (2) 消防団にあっては、特に計画するもののほか次のとおり行う。

ア 火災警報下の警戒

- (ア) 出動態勢の強化

- (イ) 火災の早期発見、警戒発令下の措置
- イ 特別警戒
 - (ア) 歳末特別警戒
 - (イ) 春秋火災予防週間時の特別警戒
 - (ウ) 異常気象下の特別警戒
 - (エ) イベント等公衆の多数集合し、特別警戒を実施する必要がある場合

6 断減水時の計画

水道の断減水、自然水利の減水時の計画は、次による。

- (1) 自然水利等を巡回点検し、水利確保に努めるとともに、中継等による防御又は水利の統制を行う。
- (2) 消防車等により火災予防広報を実施する。
- (3) 防御計画を協議して対策を講ずる。

7 警察機関との協議

- (1) 災害時における応急対策実施のため消防機関と警察機関等の連絡あるいは調整の必要がある対策については、両機関相互に連絡協議して行う。
- (2) 特別警戒実施計画は、消防機関と警察機関の協議により定める。ただし、次に定める事項については必ず警察機関と協議する。
 - ア 犯罪のおそれや交通に支障がある事項
 - イ 火災鎮火後の処理
 - ウ 火災発生原因の調査に関する事項

8 相互応援計画

岐阜市、瑞穂市、本巣市とそれぞれ消防相互応援協定を締結し、応援出動計画に基づき実施する。

9 応援部隊誘導計画

相互応援協定に基づく応援部隊を要請したときは、消防団員を応援部隊の到達する主要道路に誘導員を待機させ、防御部署について現場本部の指令を伝達し誘導する。なお、防御部署完了後は、応援部隊の総指揮者並びに伝令要員を現場本部へ誘導し万全を期す。

第13節 雪害対策

降雪時における交通の確保、その他雪害に関する計画は、本計画に定めるところによる。

1 道路の除雪対策

(1) 実施責任者

道路の除雪は次の区分によりそれぞれの機関において実施する。

区分	実施範囲
岐阜県	国道、県道、主要地方道
北方町	町道

(2) 除雪体制の整備

道路除雪の円滑を期するため、除雪機械の借上げ等については関係者と連絡を密にして、降雪時には直ちに除雪活動に移れるようその体制を整備する。

国・県道等の除雪については県支部土木班と連絡を密にして実施する。

(3) 道路の除雪

各世帯の玄関先道路の除雪及び屋根の雪降ろし等は、道路除雪計画の遂行に多大の支障を及ぼすので、通行の妨げとならない場所等を考慮して雪を集積する。町本部は、これを沿道住民に十分徹底するとともに、降雪期には県支部土木班、警察機関及び管内関係団体と連絡を密にし、関係機関が行う除雪作業の調整をし、円滑な実施に当たる。

(4) 道路除雪等の路線

除雪等の路線については別添図面による。

(5) 除雪判断基準

ア 通学路（歩道部等）・都市計画街路（車道）・歩道橋・地下道（出入口）・バス路線（ターミナル等含む）・保育園及びこども園、各学園外周道路の除雪作業とする。

実施基準 積雪 20cm 以上

イ 商業地域及び近隣商業地域内道路については、道路等の除雪された雪だまりの排雪作業とする。

実施基準 積雪 30cm 以上

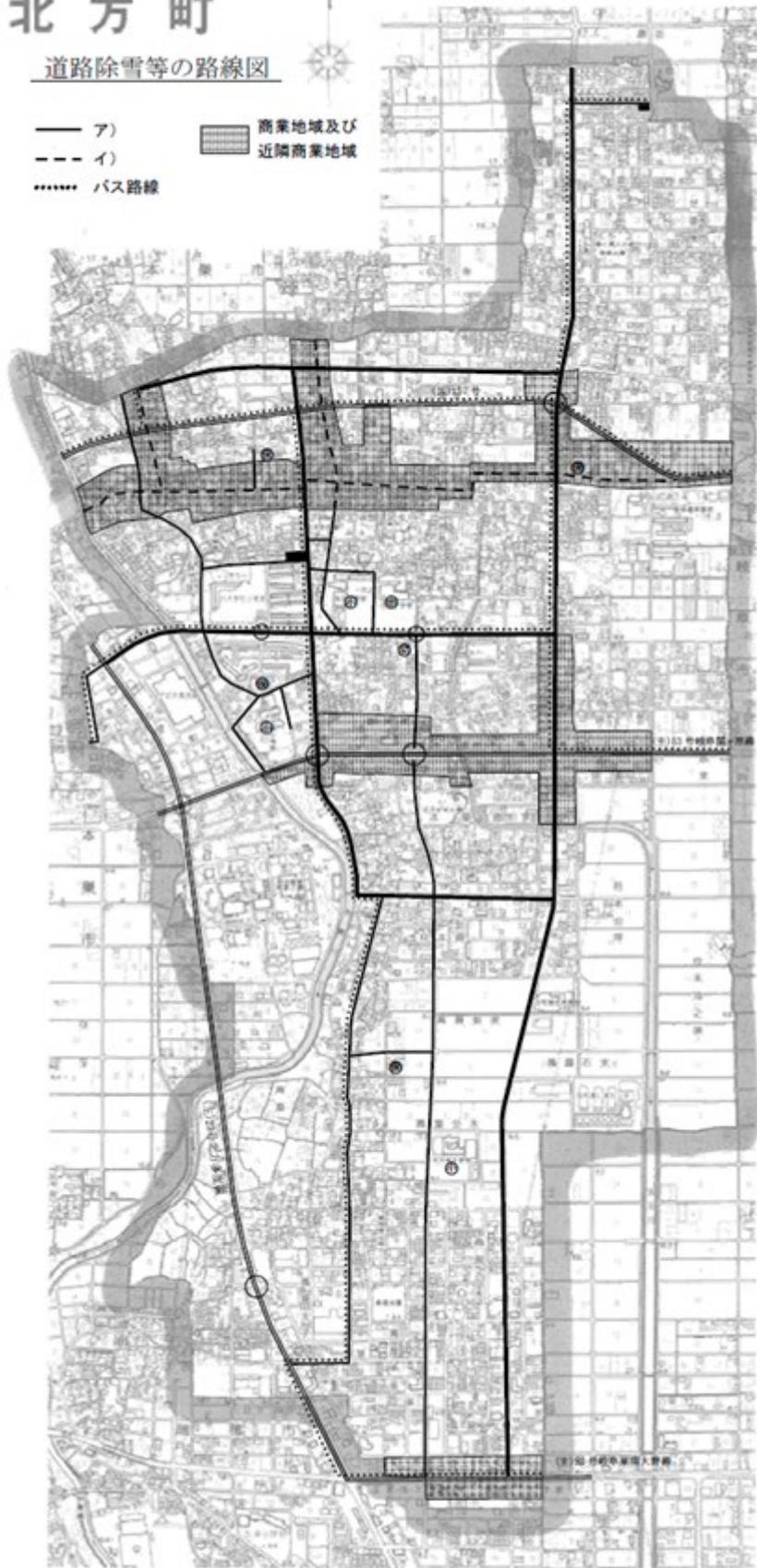
ウ その他町本部長が必要と認める場合。

北方町

道路除雪等の路線図



- ア) 商業地域及び
- - - イ) 近隣商業地域
- バス路線



第 14 節 県防災ヘリコプターの活用

災害が発生し、生命、身体、財産を保護するため緊急を要する場合、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

1 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターの運航については、「岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「岐阜県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

2 防災ヘリコプターの応援要請

町長等（消防の一部事務組合管理者を含む）から知事に対する応援要請は「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県防災航空センターに次の事項について電話連絡及び FAX を行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
- (5) その他必要な事項

連絡先	電話	FAX
県防災航空センター第 1 事務所	058-385-3772	058-385-3774

3 受入れ体制

町本部は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整える。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場及び病院等の搬送手配
- (3) 空中消火基地の確保
- (4) その他必要事項

第 15 節 災害救助法の適用

災害が一定規模以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合は、「災害救助法」（昭和 22 年法律 118 号）の適用を要請し、被災者の保護と社会秩序の安定を図る。

1 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、「災害救助法」第 30 条第 1 項の規定により知事はその権限に属する事務を町長が行うよう通知した場合、救助の一部を町長が行うことができる。救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、町及び県が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁することがある。

また、県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

2 災害救助法の適用

町長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対しその旨を要請する。県知事は、町長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。災害救助法による救助の適用基準は、次による。

(1) 適用の基準

- ア 本町における住家の全失世帯が 50 世帯以上に達したとき。
- イ 被害世帯がアに達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり、県下の全失世帯が 2,000 世帯以上の場合で、本町における被害世帯が 25 世帯以上に達したとき。
- ウ 被害世帯がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり、県下の全失世帯数が 9,000 世帯以上に達した場合で、本町における被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- エ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、内閣府令で定める基準に該当したとき。

(2) 被害計算の方法等

適用の基準となる全失世帯の換算等の計算は、次の方法による。

ア 住家の半失(半燃・半壊)世帯は、全失世帯の 1/2、床上浸水または土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は 1/3 とし
て計算する。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、あくまで世帯数で計
算する。例えば、被害家屋は 1 戸であっても 3 世帯が居住していれば、3 世
帯として計上する。

ウ 飯場や下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的
条件を考慮して、実情に即した決定をする。

エ 災害の種別については、限定しない。従って、洪水、震災等の自然災害で
あっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

3 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、次表のとおりとする。

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置及び収容	7 日以内	町本部
炊出し及び食品の給与	7 日以内	町本部
飲料水の供給	7 日以内	町本部
被服寝具及び生活必需品 の給貸与	10 日以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分 ＝町本部
医療	14 日以内	医療救護班派遣＝県本 部、日赤支部、町本部
助産救助	分娩した日から 7 日以内	
学用品の給与	教科書 1 ヶ月以内 文房具及び通学用品 15 日 以内	確保、輸送＝県本部 調査、報告、割当、配分 ＝町本部
災害にかかった者の救出	3 日以内	町本部
埋葬救助	10 日以内	町本部
仮設住宅の建設	着工 20 日以内	町本部
住宅応急修理	1 ヶ月以内	町本部
障害物の除去	10 日以内	町本部
遺体の捜索	10 日以内	町本部
遺体の処理	10 日以内	町本部
遺体の埋葬	10 日以内	町本部

- (1) 本実施区分の基本実施者を示したもので、実際の実施に当たっては、県本部実施分を町本部が、また町本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定する。
- (2) 町本部は、救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡する。ただし、実施に当たって連絡しその指示を得るいとまのないときは、町本部で実施し、その結果を報告する。
- (3) 実施期間は、災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従ってこの期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

4 町本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、町本部は、本計画の定めるところにより、被災者の救出、避難所の開設及び炊出しあるいは医療、助産等の応急救助を実施するとともに、その状況を速やかに県本部防災班（県支部総務班経由）に報告する。実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあっては、町単独の救助として処理する。

5 災害救助実施状況の報告

町本部は、それぞれの担当班からの報告に基づき、「救助日報（様式5号）」を作成し、毎日午前8時30分までにその状況を県本部防災班に報告する。救助日報に関し、各班から本部に対する報告は、報告事由の発生の日翌朝までに文書（出先機関については電話）により行う。

報告事項		報告様式		その都度報告	日報	期間 指定報告
		様式	様式名称			
被害	概況報告	20	住家等一般被害状況等報告書	○		
	中間報告			○		
	確定報告					○2日以内
避難所設置	開設報告	—	—	○		
	収容状況報告	5	救助日報		○	
	閉鎖報告	—	—	○		
住宅	住宅対策報告	51	住宅総合災害対策報告書			○5日以内

	入居該当世帯報告	52	応急仮設住宅入居該当調査			○5日以内
	着工報告（町委託分）	5	救助日報		○	
	竣工報告（町委託分）	5	救助日報		○	
	入居報告	—	—	○		
炊出状況報告		5	救助日報		○	
飲料水供給状況報告		5	救助日報		○	
被必需 品給 与 生活	世帯構成員別被害報告	47	世帯構成員別被害状況			○2日以内
	支給状況報告	5	救助日報		○	
	支給完了報告	—	—	○		
医療 助 産	医療班出動要請	—	—	○		
	医療班出動報告	56	医療班出動編成表	○		
	医療助産状況報告	5	救助日報		○	
被災者救出状況報告		5	救助日報		○	
住宅 応 急 修 理	住宅対策報告	51	住宅総合災害対策報告書			○5日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	53	住宅応急修理該当世帯調			○5日以内
	着工報告（町委託分）	5	救助日報		○	
	竣工報告（町委託分）	5	救助日報		○	
支学 給 用品	被災教科書報告	57	被災教科書報告書			○5日以内
	学用品支給状況報告書	5	救助日報		○	
	学用品支給完了報告書	—	—	○		
埋葬救助状況報告		5	救助日報		○	
死体搜索状況報告		5	救助日報		○	
死体処理状況報告		5	救助日報		○	
障 害 物 除 去	住宅対策報告	51	住宅総合災害対策報告書			○5日以内
	障害物除去該当世帯報告	54	障害物除去該当世帯調			○5日以内
	障害物除去状況報告	5	救助日報		○	
	障害物除去完了報告	—	—	○		
輸送、賃金職員雇上状況報告		5	救助日報		○	
救助期間、程度、方法		—	—			各救助実

の特例申請				施期間中
-------	--	--	--	------

※各節に共通する様式

- 1 救助実施記録日計票（様式 58 号）
- 2 救助の種目別物資受払状況（様式 59 号）

6 被災者台帳の整備

被害状況の確定調査を完了し、各世帯の被害状況が判明したときは、税務班は速やかに「被災者台帳」（様式 50 号）を作成する。

- (1) 被災者台帳が災害時の混乱等により作成が遅れる場合においては「住家等一般被害調査表」（様式 21 号）又は「救助用物資割当台帳」（様式 67 号）をもって一時代用する。
- (2) 作成に当たっては、住民登録等の係と連絡し、正確を期す。
- (3) 「被災者台帳」（様式 50 号）は、救助その他の基本となるものであり、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備保管しておく。

第 16 節 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、住民の生命及び身体の安全確保等が必要と認められるとき、防災関係機関が相互に連携をとり住民に対し、避難指示等を発令し、危険な場所から避難させる。

町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

1 応急措置概要

(1) 高齢者等避難

洪水等の災害が発生するおそれがある場合は、危険区域の住民に高齢者等避難を伝達し、要配慮者等、避難行動に時間を要し緊急避難の対応が困難な者を予め指定した避難所への避難を開始させるとともに、通常の避難行動ができる住民に対して避難準備させる。

(2) 避難指示

通常の避難行動ができる住民全員に対して、避難所への避難を開始させる。

2 避難指示等の実施者

- (1) 町長の措置（災害対策基本法第 60 条第 1 項）
- (2) 水防管理者（町長）の措置（水防法第 29 条）
- (3) 県知事の代行措置（災害対策基本法第 60 条第 5 項）
- (4) 県知事の措置（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）
- (5) 警察官の措置（災害対策基本法第 61 条第 1 項、警察官職務執行法第 4 条第 1 項）
- (6) 自衛官の措置（自衛隊法第 94 条第 1 項）

3 高齢者等避難、避難指示の実施

(1) 実施責任者

ア 実施責任者は町長とする。

イ 町長が不在又は事故のある場合、実施責任者順位は、「本章第 1 節町本部活動体制」に準ずる。

(2) 実施基準等

実施基準は次のとおり。また、実施手順については、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を参照する。

			伝達手段	担当課	
高齢者等避難	警戒レベル3	①河川水位が避難判断水位に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき ②その他の災害において、要配慮者等避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性があるとき	①警戒レベル3 ②避難対象地域 ③避難先 ④事前避難すべき理由 ⑤その他必要事項	①広報車 ②防災行政無線 ③町ホームページ ④エリアメール ⑤町登録制メール ⑥県登録制メール ⑦自主防災隊長、民生委員児童委員への電話連絡	①風水害 総務班 福祉班 健康班 ②火災 総務班 ③その他 関係各課
避難指示	警戒レベル4	①河川水位が氾濫危険水位に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき ②漏水等破堤につながるおそれがある河川管理施設の異常を確認したとき ③その他の災害において、人的被害の発生する可能性が高くなったとき	①警戒レベル4 ②避難対象地域 ③避難先 ④避難路 ⑤避難指示の理由 ⑥その他必要事項	①広報車 ②防災行政無線 ③町ホームページ ④エリアメール ⑤町登録制メール ⑥県登録制メール ⑦自主防災隊長への電話連絡 ⑧岐阜放送等	
緊急安全確保	警戒レベル5	①異常な漏水の進行や亀裂・すべり等による決壊のおそれが高まったとき ②決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき ③その他の災害において、人的被害の発生する可能性が著しく高くなったとき	①警戒レベル ②避難対象地域 ③避難先 ④避難路 ⑤緊急安全確保の理由 ⑥その他必要事項	①広報車 ②防災行政無線 ③町ホームページ ④エリアメール ⑤町登録制メール ⑥県登録制メール ⑦自主防災隊長への電話連絡 ⑧岐阜放送等	

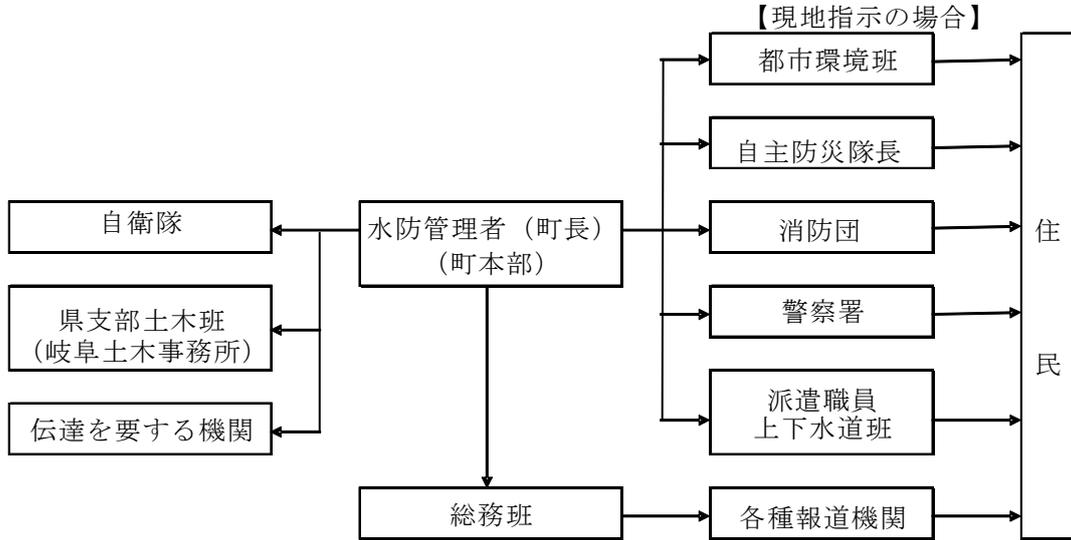
(3) 安全確保措置の指示

避難時の周囲の状況等により、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと、住民等自身が判断する場合は、自宅の上階部

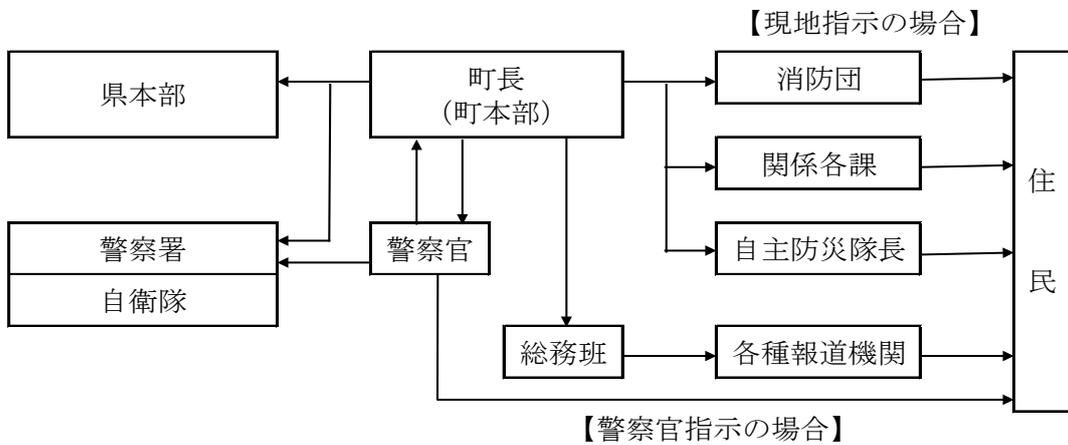
分などの一定の安全が確保された屋内に留まる等の「屋内安全確保」等、生命を守るために、最も適した行動をするよう指示する。

(4) 住民に対する関係機関の連絡フロー

(洪水の場合)



(水害以外の災害の場合)



(5) 伝達を要する機関

- ア 病院 (福祉班)
- イ 保育所 (福祉班)
- ウ 学園及びこども園 (教育班)
- エ 要配慮者が入所している施設 (福祉班)

4 避難誘導

避難誘導者は、指示者から通知を受けあるいは本部長から命ぜられたときは、消防団員及び警察官と連携を図りながら避難者の誘導に当たるが、誘導に当たっては、次のような点に留意しなければならない。

(1) 地域別避難誘導順位

緊急度の高い地域から順に避難誘導を行う。

(2) 避難者別避難誘導順序

第1順位 傷病者、心身障がい者、高齢者、妊婦等の要配慮者

第2順位 防災活動従事者以外の者

第3順位 防災活動従事者

(3) 避難に当たっての留意事項

ア できる限り、自治会ごとに集団で避難を実施する。なお、集団避難においては、誘導者は人員の掌握に努めるとともに、脱落者等を防ぐためロープ等によって集団の確保に努める。また、集団の配列に当たっては、要配慮者等を中央の安全な場所に位置させる。

イ 避難時の服装は、夏期等でも身体の露出を避け、できる限り厚着をするとともに、災害の状況に応じ座布団等で頭部を保護する。

ウ 夜間は、懐中電灯等を活用し安全を図る。

エ 避難は徒歩を原則とするが、身体の障がい等により徒歩での避難が困難な場合は、車両等により避難する

オ その他避難時における事故防止に努めるため、次の点に留意する。

(ア) 台風時にあつては、むやみに外に出ないようにし、建物が危険となったときに避難をするときは、建物が倒壊するおそれもあるので、う回路を利用するなど注意を要すること。

(イ) 避難途中に電線がたれ下がっているような場合は、絶対にふれないこと。なお、避難誘導者は、その旨を中部電力パワーグリッド又は町本部に通報する。

(ウ) 自動車交通の頻繁な道路を避難するときは、交通事故の防止に努め、必要に応じ県支部警察班と連絡し安全を期す。

(エ) 避難のために家屋を空けるとき等にあつては、盗難予防又は財産保全のために戸締り施錠を厳重にし、災害に応じた家財等の処置(浸水時にあつては、家財を高い所に移す等)をする。なお、予想される災害の程度を考慮して必要に応じ、家族のうち青壮年者が居残る等万全を期すこと。この場合、避難誘導者は、その旨町本部に通報し、予防警戒等を依頼する。

(オ) 火の元に注意し、完全に火の始末をする。

5 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、次により避難活動を実施する。

- (1) 避難指示等の地域内居住者への伝達の徹底
- (2) 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知
- (3) 高齢者、傷病者、身体障がい者等の支援を要する者の介護及び搬送
- (4) 防火、防犯措置の周知徹底
- (5) 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への収容
- (6) 地域内居住者の避難状況の把握

6 避難所の開設

(1) 避難所の指定

災害により住民を避難収容させる必要が生じたときは、町本部は災害の状況に応じ、公共施設のほか老人福祉施設や民間事業所等適切な避難所を定める。

(2) 避難所における措置

- ア 避難者の収容
- イ 避難者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需品の供給措置
- オ その他被災状況に応じた応急救護措置

(3) 避難場所及び避難所の開設

ア 開設の流れ

町本部は、災害により住民を避難させる必要が生じたときは、災害の種別や状況に応じ、高齢者等避難の発令をする。

イ 開設する施設の優先順位

避難施設の開設を検討する際は、以下の順位を原則とする

- 第一順位 指定緊急避難所兼指定避難所
- 第二順位 その他の指定避難所
- 第三順位 その他避難可能施設

ウ 開設にあたっての留意点

指定避難所の開設を検討するにあたり、施設の安全性を確認するとともに、当該避難所においてライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合などにおいては、あらかじめ指定避難所として指定されていたとしても、原則として開設しないものとする。

学校施設を開放する場合、災害の危険区域に立地する場合等を除き、原則体育館を利用するものとし、要配慮者が、より安心、安全に避難所生活を送るため、空調設備や個室の確保が必要であると自主防災隊(団)長が判断し、災害対策本部に要請した場合に、災害対策本部の指示により教室を開放する。

なお、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、多様な避難所を確保する。

(4) 福祉避難所の開設

避難所での避難生活が困難な要配慮者に対しては、福祉班が福祉避難所への受入れ調整を行う。

(5) 避難所開設状況の広報

町本部は、開設した避難所状況について、防災行政無線、広報車による放送の他に、自主防災隊長への電話連絡、ホームページへの掲載等によって住民に伝達する。

(6) 避難所の状況把握

避難所を開設したときは、町本部は各避難所に避難所開設班を派遣駐在させて、避難所の管理と収容者の保護、被災者情報、支援対策等の広報に当たらせる。なお、駐在員は次の各種記録を備え付け、整備する。

ア 救助実施記録日計票（様式 58 号）

イ 救助日報（様式 5 号）

ウ 救助の種目別物資受払状況（様式 59 号）

エ 避難所設置及び収容状況（様式 60 号）

オ 避難所用施設及び器物借用整理簿（様式 61 号）

(7) 世話人の設置

避難所を開設したときは、駐在員を補佐する世話人を、避難者のうちから若干名指名する。世話人は駐在員の指示のもと、避難所の運営が円滑に図られるよう相互に協力し、必要に応じて組織を編成し、自主的に運営する。運営においては、女性の参画を推進し、男女双方の視点から運営できるように配慮する。

(8) 資器材の確保等

避難所施設の状況に応じ、収容保護に必要な、毛布、ローソク、燃料等の確保あるいは便所の仮設等は、総務班の要請により関係各班が協力して、確保し、又は仮設する。

(9) ボランティアの活用

町本部は、北方町社会福祉協議会と連携し、避難所の開設に当たって、ボランティア団体の協力を得て避難所の生活環境の保持に努める。

(10) 応急仮設住宅の早期提供

都市環境班は、学校が避難所として使用され、避難生活が長期に及ぶおそれがある場合は、学校教育に支障をきたすことがないように、迅速に応急仮設住宅を建築するよう努める。

(11) 在宅避難者対応

福祉班は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による健康相談の実施等医療サービスの提供が行えるよう、情報の把握及び避難所との情報共有に努め、生活環境の確保が図られるよう努める。

7 応援の要請

広域かつ大規模な災害等のため、町地域内において収容保護ができないときは、町本部と協議して県支部総務班に応援の要請をする。応援の要請に当たっては、次の事項を明示する。

- (1) 応援を求める内容及び理由
- (2) 対象人員
- (3) 移送の方法
- (4) その他必要な事項

8 避難対策に関する基準

- (1) 災害救助法による避難所の開設及び収容のための支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。
- (2) 災害救助法適用時における収容期間の延長

災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、期間内に打ち切ることができない場合、町本部は、災害発生の日から5日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

- ア 延長の見込期間
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する理由
- エ 延長を要する避難所名及び収容人員
- オ その他

9 避難所の事前指定

北方町内における避難所は次表のとおりである。収容人数は、1人当たりの面積を3.3㎡として算出。

【指定避難所】

No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容 人数(人)	電話	摘要
1	働く婦人の家	芝原中町 3-50	978	296	323-2500	
2	勤労青少年ホーム	高屋条里 2-22	479	145	324-2167	☆
3	コミュニティセンター	北方 1335-5	170	51	320-2200	
4	福祉センター	北方 1345-2	509	154	324-6550	
5	町立北保育園	北方 1640-1	330	100	324-0254	
6	町立中保育園	北方 1857-3	608	184	324-8313	
7	町立南保育園	高屋勅使 1-52	627	190	324-0611	☆
8	きた子ども館	北方 1641-5	136	41	324-0254	
9	みなみ子ども館	高屋分木 2-20-1	251	76	322-2350	☆
10	北学園（前期課程）	北方 1367-1	4,158	1,260	324-4121	
11	北方西体育館	長谷川西 3-1	975	295	323-3500	
12	南学園	高屋分木 2-23	6,323	1,916	320-0088	☆
13	北学園（後期課程）	北方 1367-1	3,489	1,057	324-4121	
14	総合体育館	高屋石末 1-9	1,802	546	323-3500	☆
15	生涯学習センター	北方 1857	359	109	320-2200	
16	岐阜農林高等学校	北方 150	2,235	677	324-1145	
17	保健センター	高屋石末 1-10	188	56	323-7600	☆
	合計		23,617	7,153		

※摘要欄の☆印は、大雨時の浸水深によっては避難時に注意を要する

10 福祉避難所の事前指定

北方町における福祉避難所は次表のとおりである。収容人数は、1人当たりの面積を3.3㎡として算出。

【福祉避難所（町有施設）の開設予定場所】

No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容 人数(人)	電話	摘要
1	福祉センター	北方 1345-2	509	154	324-6550	
2	円苑	高屋白木 2-38	241	73	323-6294	☆

3	保健センター	高屋石末 1-10	188	56	323-7600	☆
	合計		938	283		

※摘要欄の☆印は、大雨時の浸水深によっては避難時に注意を要する

※福祉センターは指定避難所としての収容人員を含む

【福祉避難所（町有施設以外）の開設予定場所】

No.	施設名	所在地	面積 (㎡)	収容 人数(人)	電話	摘要
1	かわせみ庵	柱本 3-90	85	25	324-3466	☆
2	笑来北方	柱本 3-90	65	19	324-3007	☆
3	ファミリーケア北方	柱本 3-88	49	14	324-0324	☆
4	ナースケア北方	柱本白坪 2-3	210	63	322-4165	☆
	合計		409	121		

※摘要欄の☆印は、大雨時の浸水深によっては避難時に注意を要する

11 避難場所の事前指定

北方町内における避難場所は次表のとおりである。

【指定避難場所】

No.	エリア	名称	所在地	摘要
1	第1エリア	佃公園	芝原中町 5-26	
2		宮東公園	芝原中町 3-64	
3		芝原東公園	芝原東町 1-28	
4		東加茂公園	東加茂 2-67	浸水区域内
5	第2エリア	町制 120 年記念公園	栄町 3-72	浸水区域内
6		小柳公園	小柳 1-55	浸水区域内
7	第3エリア	加茂公園	加茂 1-12	浸水区域内
8		八切公園	長谷川西 1-55	
9		間長島公園	平成 4-67	
10		平成公園	平成 3-89	
11		湊之上公園	平成 7-79	
12		北方町防災公園	長谷川 1-2	浸水区域内
13		北方町北部避難場所	春来町 1-81	
14	第4エリア	曲路公園	曲路 1-74	浸水区域内
15		北方中央公園	柱本 2-3	

16		柱本公園	柱本南 2-75	浸水区域内
17		夕べが池自然公園	柱本池之頭 1-18	浸水区域内
18	第5エリア	馬道公園	高屋白木 1-29	浸水区域内
19		条里公園	高屋条里 2-90	浸水区域内
20		石仏公園	高屋太子 2-9	浸水区域内
21		伊勢田公園	高屋伊勢田 1-39	浸水区域内
22		北方町南部避難場所	高屋分木 2-28-1～2 高屋分木 2-29～32	浸水区域内

※浸水区域内にある一時避難場所については、大雨・洪水時の避難に注意を要する

12 指定緊急避難場所の事前指定

北方町内における指定緊急避難場所は次表のとおりである。

【指定緊急避難場所】

No.	エリア	名称	所在地	対象災害		摘要
				地震	風水害	
1	第1エリア	働く婦人の家	芝原中町 3-50	○	○	
2	第2エリア	北学園(後期課程)	北方 1367-1	○	○	
3	第3エリア	北方西体育館	長谷川西 3-1	○	○	
4	第4エリア	総合体育館	高屋石末 1-9	○	○	☆
5	第5エリア	勤労青少年ホーム	高屋条里 2-22	○	○	☆

※摘要欄の☆印は、風水害時に利用する場合、施設の2階以上とする

第 17 節 食料供給活動

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ、又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するため、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

1 実施班

炊出し及び食品の供給の実施は、給食調理場班が関係班の協力を得て実施する。

2 実施場所

炊出しは、給食センター、婦人の家、勤労青少年ホームの施設等を利用して行い運搬する。ただし、その施設が使用できないとき又は輸送不能の状態の場合は、避難所にできるだけ近い適当な場所、あるいは施設で実施し運搬する。

3 炊出しの方法

炊出しは、町本部長の指示を受け給食調理場班が主体となり、自主防災組織や奉仕団体等の協力を得て実施する。

(1) 主食

主食は、通常包装食する。ただし、包装食がないときあるいは不足するときは、握り飯、パン等による。

(2) 副食

副食は、災害発生直後の混乱時あるいは実施場所が分散しているとき等、副食の配分が困難なときにあつては、缶詰、梅干、つけ物等の輸送配分に便利なものにする。

(3) 湯茶

防疫上、生水の飲用を避けるため、炊出しに併せ、必ず湯茶の供給を行う。

(4) 献立

献立は、被害状況に留意し、できる限り栄養価等を考慮する。

(5) 責任者の立会

炊出しの場所には、給食調理場班員等が立会う。

4 食料の運搬

炊出しは、町本部長の指示を受け給食調理場班が主体となり、自主防災組織や奉仕団体等の協力を得て実施する。

5 物資の確保

炊出しその他食品供給のため必要な原材料、燃料等は福祉班において調達確保する。ただし、災害の規模その他により現地において確保できないときは、県本部に要請し、確保、輸送を受ける。

6 応援等の手続

町本部において、炊出し等食品の供給のできないとき及び物資の調達のできないときは、「災害救助食料（米穀）緊急引渡申請書」（様式 63 号）により知事に要請する。ただし、緊急を要するときは、次の事項を明示し、直接隣接市町村に応援等を要請する。

(1) 炊出しの実施

- ア 所要食数（人数）
- イ 炊出し期間
- ウ 炊出し食品送付先

(2) 物資の確保

- ア 所要物資の種別数量
- イ 物資の送付先及び期日

7 食品衛生

炊出しにおいては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊出しの施設には飲料適水を充分供給する。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し、備え付ける。
- (3) 炊出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意する。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い、保管に注意する。
- (6) 炊出し施設は、学校の調理、給食施設等を利用し、湿地、ほこりが多い場所等、衛生上、炊出しに不適切な場所は避ける。
- (7) 腹痛、下痢、嘔吐等の発症者があった場合は、直ちに町本部に連絡するとともに、医師の手配を行う。
- (8) 食料品の救援物資を受けた場合、その出所、日時を把握するとともに、食品品質の低下を防ぐため、できる限り涼しい場所に保管する。

8 災害救助法に基づく実施基準等

炊出し及び食品の供給のうち災害救助法に基づく実施基準等は、次のとおり。

(1) 対象者

ア 炊出し

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 家屋の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事ができない者。なお、床下浸水の場合は対象とはならないが、避難の指示に基づき避難所に収容した者は含む。また、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等は、被災地の市町村において対象とする。

イ 食料品、その他の食品の供給

床上浸水以上の被害を住家に受けた現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象にならない）に対して行う。

(2) 実施期間

ア 炊出し

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときはその日までとし、継続実施の必要があるときは、県支部総務班を経由して、県本部防災班に期間延長の要請をする。要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 延長の期間

(イ) 延長を要する地域及び対象人員

(ウ) 延長を要する理由

(エ) その他

イ 食品の供給

災害発生の日から7日以内とする。ただし、炊出しと重複して支給することとはできない。

(3) 費用の基準

1人1日あたりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

ア 費用の内容は、主食、副食、燃料、雑費等の合計をいう。ただし、炊出しに要する労力は、奉仕団により経費中には含まれない。

イ 費用の基準は1人1日分であって、1食分については、1日の費用の1/3としなければならない。

ウ 食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で現物により

給付する。

エ 被災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は、3日分以内とする。

(4) 費用の範囲、種別

ア 主食費

- (ア) 米穀類臨時購入切符で配給業者から購入した主食代（小売価格）
- (イ) 知事が農林水産省生産局長から買い受け配分した主食代（売却価格）
- (ウ) 配給食料のほか一般食料品店で購入したパン、うどん、乳児用ミルク等（購入価格）

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限はない。

ウ 燃料費

品目、数量については制限はない。

エ 雑費

品物(釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ)等の借上料、謝金その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認めない。なお、町その他公共団体から借用した物品の借入料及び謝金は認めない。

オ その他

賃金職員賃、輸送費は、特別の場合を除き原則として認めない。

9 その他の事務手続き

給食調理場班は、各炊出し場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管させるとともに炊出しの状況を報告させる。

- (1) 救助実施記録日計票（様式 58 号）
- (2) 救助の種目別物資受払簿（様式 59 号）
- (3) 炊出し給与状況（様式 63 号）
- (4) 炊出し協力者、奉仕者名簿（様式 64 号）
- (5) 救助日報（様式 5 号）

第 18 節 給水活動

災害により飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者及び病院（手術及び入院設備のあるもの）等の施設に対して、飲料水の供給を迅速かつ的確に行う。

1 実施班

飲料水の供給の直接の実施は、上下水道班が担当し、消防班、都市環境班の協力を得て、次の担当区分により実施する。

- (1) 飲料水の確保は上下水道班が担当する。
- (2) 飲料水の運搬は都市環境班、上下水道班、消防班が担当する。ただし、町本部のみにおいて実施できないときは県支部保健班に要請する。

2 給水方法

- (1) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水栓から給水車（タンク車を含む）又は容器により運搬供給する。
- (2) 水道水源が、冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。
- (3) 水道以外の水源を使用する場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。
- (4) 給水順序

飲料水の供給に当たって順位を設けて配分する必要があるときは、概ね次の順序で行う。

- ア 避難所及び炊き出し場所
- イ 病院（手術、入院施設のあるものは優先する）
- ウ 断水地域の住民、施設

3 応援の手続

町本部において飲料水の供給ができないときは、町本部が、県支部保健班に応援の要請をする。ただし、緊急を要するときは、隣接市町村のうち被災をまぬがれた市町村に応援の要請をする。なお、応援等の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 供給水量（何人分又は1日何リットル等）

- (2) 供給の方法（自動車輸送その他）
- (3) 供給期間
- (4) 供給先（地区）
- (5) その他水に関連した必要な事項

4 水道の対策

上下水道班は、災害による水道事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、上下水道班員を待機させるとともに資材の整備に努め、事故が発生したときは、次の方法によりその対策を講ずる。

- (1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- (2) 水源地の他に水源を調査しておき、非常の場合その水源により取水できるようにする。
- (3) 施設の損壊、漏水等を認めたときは応急復旧にあたる。また状況により北方町上水道工事指定店及び日本水道協会岐阜県支部水道災害相互応援要綱に基づく市町村の応援を要請し、復旧作業の円滑を図る。
- (4) 水道施設に被害があったときは、「医療衛生施設被害状況報告書」（様式 26号）により県支部保健班を経由して県本部健康福祉部に報告する。

5 災害救助法に基づく実施基準等

飲料水の供給のうち災害救助法に基づく実施基準その他は、次のとおりである。

(1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者及び人工透析施設を有する医療機関に対して行う。なお、本救助は他の一般救助とは異なり、住家や家財の被害がなくてもその地区において自力で飲料水を得ることができない者は対象とする。反対に、住家等に被害があっても自力で確保できる者は本救助の対象としない。

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなったときはその日までとし、継続実施の必要があるときは、県支部総務班を経由して、県本部防災班に期間延長の要請をする。要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 延長の期間

イ 延長を要する地域及び対象人員

ウ 延長を要する理由

エ その他

(3) 費用の範囲

ア 濾水その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

(ア) 機械とは、自動車、給水車、ポンプ等

(イ) 器具とは、バケツ、樽、瓶、水のう等

イ 浄水用薬品及び資材費

(ア) 薬品とは、次亜塩素酸ナトリウム（カルキ）等

(イ) 資材とは、ろ水に必要なネル、布、ガーゼ等

ウ 飲料水の輸送費及び供給のための人夫費

エ 費用の限度は、概ね1人1日当たり3リットルを供給するに必要な範囲の額とする。

6 その他の事務手続き

上下水道班は、各給水場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管させるとともに炊出しの状況を報告させる。

(1) 救助実施記録日計票（様式 58 号）

(2) 飲料水の供給簿（様式 65 号）

(3) 救助の種目別物資受払簿（様式 59 号）

第 19 節 物資供給活動

災害により日常生活に欠くことができない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速かつ適切な措置を行う。

1 実施者

被災世帯に対する生活必需品の給与又は貸与は、町本部において行う。ただし、県本部長が現地において直接確保することの指示があったときは、町本部において確保する。なお、県は、町における被災者に対する生活必需品の給与または貸与が不可能であると認められる場合、生活必需品等の確保を行い、町に供給する。

2 対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことができない生活必需品を喪失又は毀損し、かつ、資力の有無に関わらず、これらの物資を直ちに入手できない状態にある者。

3 物資の確保

支給する物資は、被害の実情及び時間経過とともに変化するニーズや、要配慮者や女性、子どもの特性に応じ、寝具、外衣、肌着、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物により行う。物資の調達は、総務班が行うが、地域内において対応が不能になったときは県に協力を求める。

4 物資の輸送

被災者に対する物資の輸送は、福祉班が配分計画を作成し行う。なお輸送に当たっては次の点を留意する。

- (1) 荷造りは各町内ごとに行い、授受を簡便にする。
- (2) 輸送は原則として自動車輸送とする。
- (3) 自動車輸送に当たっては、責任者が同乗し輸送の適確を期す。
- (4) 物資の引継ぎに当たっては「救助用物資引継書」（様式 66 号）に記載し授受を明確に記録する。

5 物資の割当

物資の割当ては次の方法で行う。

(1) 割当台帳の作成

「救助用物資割当台帳」(様式 67 号) を全失世帯と半失世帯(床上浸水世帯を含む)に区分して作成する。

(2) 割当ての基準

町本部長が指示した基準による。

(3) 注意事項

物資の割当てに当たっては次の事項に留意する。

ア 割当ての基準(町本部長が指示したときはその指示)を変更してはならない。(余剰物資があってもそのまま保管しておくこと。)

イ 世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員による。

ウ 世帯の全体が「災害救助法」適用外市町村に転出したときは除く。

エ 災害発生後に出生した者があるときは、町本部に連絡した上で割当てる。

オ 性別、年齢等により区分のある物資は、実情に適して割当てる。

6 物資の支給方法

被災世帯に対する物資の直接の支給は、福祉班が給与責任者を定めて行う。物資支給の場所は、物資の管理上等から町役場等とし、給与責任者があらかじめ給与の場所と日時を被災者に通知して、関係事項を記録する。避難所において給与を行うときは避難所の責任者が給与責任者を兼ねることができる。なお、生理用品、女性用下着等の支給は女性が行うなど配慮する。

7 物資の保管

町本部は、物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警察機関に対する警備の要請等十分な配慮する。なお、被災者に対して物資を支給した後の残余物資については、福祉班及び給与責任者は厳重に保管し、県本部の指示によって処置する。

8 その他事務手続

福祉班は、物資の保管及び配分の状況を「救助日報」(様式 5 号)により、毎日、県支部総務班を経由して県本部に報告し、次の諸記録を作成、整備保管しておく。

(1) 救助用物資引継書(様式 66 号)

(2) 救助用物資割当台帳(様式 67 号)

- (3) 救助実施記録日計票（様式 58 号）
- (4) 物資の給与状況（様式 68 号）
- (5) 救助の種目別物資受払簿（様式 59 号）

9 生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、岐阜地域福祉事務所長がその必要を認めた場合、生活保護法により次の物資を支給する。

- (1) 被服及び寝具の支給
基準の範囲内において支給する。
- (2) 家具の什器の支給
基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

10 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。ただし、期限内に支給することができないと認めるときは、福祉班は県支部総務班を経由し、県本部防災班に期間延長の要請をする。なお、要請にあつては、次の事項を明示して行う。

- (1) 延長する期間
- (2) 延長を要する地域
- (3) 延長を要する理由
- (4) 延長を要する地域ごとの世帯数

第 20 節 応急住宅対策

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また、住宅の毀損等に対し、自力で応急修理又は障害物の撤去ができない者に対して迅速に必要な措置を行う。ただし、災害発生直後における住居の対策については、本章第 16 節「避難対策」の定める避難所の開設及び収容による。

1 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土砂等の侵入その他により居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は概ね次の種別及び順位による。

対策種別		内容	
住宅の確保	1 自力確保	(1)自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2)既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替をして住居とする。
		(3)借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営施設収容	(1)公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居
		(2)社会福祉施設の収容	老人ホーム、児童福祉施設等、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融公庫から融資を受けて建設する。
		地滑り関連住宅貸付	
4 災害救助法による仮設住宅建設		生活能力の低い世帯のため町が仮設の住宅を建設する	
住宅の修繕	1 自費修繕	り災者が自力(自費)で修繕をする。	
	2 資金融資	(1)国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融公庫が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2)その他の公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために町が応急的に修繕する。

	4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。
障害の除去等	1 自費除去	被災者が自力(自費)で除去する。
	2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のため町が除去する。
	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し土砂石等の除去又は屋根の雪おろしを生活保護法で行う。

注1 対策順位はその種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

2 住宅の確保のうち3の融資、4の建設は住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。

3 障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土砂石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

2 住家等の被害状況調査

応急仮設住宅の建設、応急修理、障害物の除去は、住家被害の調査結果に基づき実施するため、福祉班や税務班等は全壊等被害規模の大きな住宅等についての調査報告は、迅速に実施する。

3 応急仮設住宅の建設及び入居

災害のため住家が全壊等し、又は被災者のうち自らの資力では直ちに住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、一時的な居住の安定を図る。

(1) 実施者

応急仮設住宅の建設は、調査に基づき都市環境班において直営又は建設業者に請負わせて建設に当たる。ただし、町本部において実施できないときは県支部総務班に応援を要請する。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

福祉班は、次の各条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」(様式52号)により災害発生後5日以内に県本部防災班に報告する。

ア 住家が全失(全焼、全壊、全流失)した世帯。

イ 居住する仮住宅がなく、また借家等借上げもできない世帯。

ウ 生活程度が低く、自己の資力で住宅を確保することができない世帯。なお、

選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、生活能力が低く、かつ住宅の必要度の高い世帯から、順次建設戸数の範囲内において選定する。なお、必要に応じ適宜補欠世帯も選定しておく。

(3) 建設予定場所の選定

建設予定場所は原則として被災現地周辺とし、できる限り集団的に建築できる公共地等から優先的に選定する。なお、選定した敷地については契約期間3年以上の土地貸借契約書又は貸与承諾書を作成又は徴して、県支部総務班に提出する。

番号	名称	所在地	面積 (m ²)		災害時の 用途指定	水道	排水	排水先
			敷地	有効		電気	ガス	電話
1	北方中央公園	柱本 2-3	14,499	8,700	指定避難 場所	公営 ○	公営 都市	水路 ○
2	条里公園	高屋条里 2-90	10,262	6,157	指定避難 場所	公営 ○	公営 都市	水路 ○
3	宮東公園	芝原中町 3-64	10,007	6,004	指定避難 場所	公営 ○	公営 都市	水路 ○
4	北学園 (前期課程)	北方 1367-1	8,830	5,298	指定避難 場所	公営 ○	公営 都市	水路 ○
5	南学園	高屋分木 2-33	7,469	4,481	指定避難 場所	公営 ○	公営 都市	水路 ○
6	北学園 (後期課程)	北方 1367-1	3,348	2,008	指定緊急 避難場所	公営 ○	公営 都市	水路 ○
7	八切公園東 多目的広場	長谷川西 1-27	3,238	2,000	指定避難 場所	公営 ○	公営 都市	水路 ○
	合計		67,846	40,764				

※○印は、当該敷地への引込可能を示す。

(4) 建設基準等

ア 面積の限度は、1戸当たり 29.7 m²以内とする。

イ 費用の限度（敷地費、附帯工事費、事務費等を含む）は岐阜県災害救助法
施行細則に定める額の範囲内とする。

ウ 面積及び建設費の限度額をやむを得ない事由で超過させる必要があると
きは、町本部は県本部防災班に連絡する。

(5) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。なお 20 日以内に着工できないときは、その理由を付して県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をする。なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域
- ウ 期間の延長を要する理由
- エ 期間の延長を要する地域ごとの設置戸数
- オ その他

(6) 建設資材の確保

建設のための資材は、原則として請負業者が確保する。ただし、災害時における混乱等により確保することができないときは、町本部を通じ県本部に斡旋を申請する。

(7) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、知事から町長への委任に基づき福祉班が担当する。管理に当たっては、入居者によるコミュニティの形成及び運用に努め、孤独死、餓死等を防止するための心のケアや、アフターケアのために入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意を得るなど配慮する。また、女性の参画を推進し、女性視点の意見が反映できるよう努める。

ア 家賃及び維持管理

- (ア) 家賃は無料とする。
- (イ) 維持補修は入居者の負担とする。
- (ウ) 地料を必要とするときは、入居者の負担とする。
- (エ) 維持補修に当たって、原形が変更されるときは町長に届け出て承認を受けてから実施する。

イ 入居者台帳の作成

福祉班は「応急仮設住宅入居者台帳」（様式 69 号）を作成し、「災害救助法」による「応急仮設住宅入居誓約書」（様式 70 号）とともに整備保管しておく。

ウ 貸与期間等

被災者を応急仮設住宅へ入居させる場合は、その趣旨や貸与期間が 2 年であること等を説明し、「応急仮設住宅入居誓約書」（様式 70 号）を徴してから入居させる。

(8) 要配慮者への配慮

要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、応急仮設住宅への入居は優先的に行う。なお、住宅建設に関する情報提供についても十分配慮する。

(9) 着工及び竣工届

都市環境班は着工報告及び竣工報告(写真添付)を県本部防災班に提出する。

(10) 備付け帳簿等

福祉班は次のアからオに関して、都市環境班は次のクに関して諸記録を作成し、整備保管しておく。

ア 救助日報(様式5号)

イ 救助実施記録日計票(様式58号)

ウ 救助の種目別物資受払状況(様式59号)

エ 住宅総合災害対策報告書(様式51号)

オ 応急仮設住宅入居該当世帯調(様式52号)

カ 応急仮設住宅入居者台帳(様式69号)

キ 災害救助法による応急仮設住宅入居誓約書(様式70号)

ク 敷地貸借契約関係書類、建設請負契約関係書類

ケ 入居該当者選考関係書類

4 住宅の応急修理

災害により住宅が半壊、半焼又は半流出し、当面の日常生活を営むことができない状態であり、かつ自らの資力では応急修理できない者に対し、住居の応急修理を行う。

(1) 実施者

住宅の応急修理は、福祉班による「修理対象世帯の選定」に基づき、都市環境班が、直営又は建設業者に請負わせて応急修理に当たる。

(2) 修理対象世帯の選定

福祉班は、次の各条件に適合する対象者のうちから修理予定者を選定し、「住宅応急修理該当世帯調」(様式53号)により災害発生後5日以内に県本部防災班に報告する。

ア 住家が半失(半焼、半壊、半流失)し、そのままでは当面の日常生活を営むことのできない世帯。

イ 生活能力が低く、自己の資力では応急修理をできない世帯。なお、選定に当たっては、民生委員その他関係者の意見を聞き、生活能力が低く、かつ住宅の必要度の高い世帯から、順次修理戸数の範囲内において選定する。なお、

必要に応じ適宜補欠世帯も選定する。

(3) 修理基準等

ア 修理箇所

応急修理は居室、炊事室、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。すなわち個々の修理部分については、日常生活に欠くことのできない緊急を要する破損か所の応急的修理で、例えば、土台、床、天井、屋根、窓、戸等のいかんを問わない。

イ 費用の基準

1世帯当たりの費用（原材料費、労務費、輸送費等一切）は岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。ただし、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

ウ 修理期間

災害発生の日から1か月以内とする。ただし、1か月以内に修理することができないと認められた場合は、県本部防災班に対して期間延長の要請をする。なお、延長要請は次の事項を明示して行う。

(ア) 延長の見込み期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由

(エ) その他（期間の延長を要する地域ごとの修理戸数等）

(4) 修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は、原則として請負業者が確保する。ただし、災害時における混乱等により困難なときは、町本部を通じ、県支部総務班に斡旋を要請する。

(5) 修理の着工及び竣工

都市環境班は、修理についての着工報告及び竣工報告を県本部防災班に提出する。

(6) 備付帳簿等

住居の応急修理において、福祉班は次のアからエに関して、都市環境班は次のオ及びカに関して諸記録を作成し、整備保管しておく。

ア 住宅応急修理該当世帯調（様式 53 号）

イ 住宅応急修理該当者選考関係書類

ウ 救助実施記録日計票（様式 58 号）

エ 救助の種目別物資受払状況（様式 59 号）

オ 住宅応急修理記録簿（様式 71 号）

5 障害物の除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂石、竹木等により、日常生活に著しい障害を受けている世帯に対して、障害物の除去を行う。

(1) 実施者

障害物の除去は、福祉班による調査に基づき、都市環境班が奉仕労力又は賃金職員を雇い上げ、若しくは機械器具を借り上げて、直接又は土木業者に請け負わせて実施する。ただし、町本部において実施不可能なときは、次の事項を明示して県本部防災班に応援の要請をする。

- ア 応援を要する地域(作業場所)
- イ 障害物の除去を要する戸数及び状況
- ウ 応援を求める内訳(人員、機械、器具等)
- エ 応援を求める期間
- オ その他

(2) 除去対象世帯の選定

福祉班は、次の各条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定し、「障害物除去該当世帯調」(様式 54 号)により、災害発生後 5 日以内に県本部防災班に報告する。

- ア 住宅が半壊又は床上浸水の被害を受け、土砂石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害をきたしている世帯。
- イ 自己の資力では障害物を除去することのできない世帯。
- ウ 高齢者世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等において、自力で除去することができない世帯。対象世帯の選定について民生委員その他関係者の意見を聞き、除去すべき障害の条件の悪い世帯から順次除去対象数の範囲内において選定する。なお、適宜補欠世帯も選定する。

(3) 除去の基準等

ア 費用の基準

障害物の除去に要する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家(一戸)につき 2 以上の世帯が同居している場合は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

イ 除去する期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、10 日以内に除去できないと認められた場合は、県本部防災班に対して期間延長の要請をする。なお、延

長要請は次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長の見込み期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由
- (エ) その他（期間の延長を要する地域ごとの修理戸数等）

(4) 報告事務手続

福祉班は、障害物の除去を実施したときは、その状況をその都度救助日報（様式5号）により県本部防災班に報告する。なお、福祉班は次のアに関して、都市環境班は次のイからエに関して諸記録を作成し、整備保管しておく。

- ア 障害物除去該当世帯調（様式54号）
- イ 障害物除去記録簿（様式72号）
- ウ 除去工事その他関係書類
- エ 障害物除去対象世帯選考関係書類

6 住宅対策等の調査報告

福祉班は、災害が終了し住宅の被害が確定したときは、その他関係各班と協力して、被災者に対して住宅対策の種別及びその概略を説明し、次の種類により希望者を調査する。

(1) 希望調査

- ア 公営住宅入居希望者
- イ 公庫資金借入希望者
- ウ 生活融資資金借入希望者
- エ 母子福祉資金借入希望者
- オ 寡婦福祉資金借入希望者
- カ 社会福祉施設入居希望者
- キ 応急仮設住宅入居希望者
- ク 住宅応急修理対象者
- ケ 障害物除去対象者

(2) 調査の注意事項

- ア 制度種別が極めて多く、かつその内容がそれぞれ相当に異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底する必要がある。
- イ 建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望が予想されるが、直ちに着手する「災害救助法」による制度については、特に正確を期すよう努める。

ウ 各制度別重複計上を避けるため、本人の第1希望のみにより計上することなく、その世帯条件等も十分考慮して、適切な種別を希望できるよう指導する。

エ 各制度種別のうち、次の制度間については重複して差し支えない。

- (ア) 応急仮設住宅と各種公営住宅
- (イ) 応急仮設住宅と各種資金融資
- (ウ) 住宅の応急修理と各種資金融資
- (エ) 障害物等の除去と各種資金融資

(3) 報告

福祉班は、調査が完了しその対策を取りまとめたときは「住宅総合災害対策報告書」（様式51号）により県本部防災班に報告する。

7 低所得世帯等に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった者で、住宅を補修し、又は被災を免れた非住宅を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資する。

- (1) 母子福祉資金の住宅資金
- (2) 寡婦福祉資金の住宅資金
- (3) 災害援護資金の貸付

8 生活保護法による家屋修理

福祉班は、「災害救助法」が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は「生活保護法」により、次の方法で家屋の修理をする。

(1) 家屋修理費等

厚生大臣が定める基準額の範囲内において、必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理。

(2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として前記(1)による基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び賃金職員借上費等。

第 21 節 医療、救護活動

災害のため町内の医療機関の混乱、医療機能の低下により、住民が医療、救護を受けられなくなった場合、迅速に医療救護班を編成するとともに、被災地周辺の医療機関も含めた広域ネットワークを活用し、応急的な医療、救護活動を実施する。

1 医療救護班の編成等

災害時において医療、救護活動を実施するため、地域医師会等の医療関係者をもって、医療救護班を編成し、救護活動を行う。災害の程度により必要と認めるときは、県及びその他関係機関に応援要請する。

2 医療（助産）救護活動

(1) 医療（助産）救護活動の原則

医療に必要な機材や薬剤を効率的に利用できるよう、救護活動は開院可能な診療所等で行う。平常時において通院している医療機関を利用できない場合は、町本部や医師会等が把握している情報により便宜を図る。なお、傷病者が多数あるいは診療所等の損壊が激しい場合は、救護所を開設し、医療救護班を現地に派遣して救護活動を実施する。

(2) 重傷者等の搬送方法

重傷者等の搬送は、消防機関の協力を得て実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、町、県及び医療救護班で確保した車両により搬送する。なお、道路の損壊等により車両による搬送ができない場合、又は遠隔地への搬送の場合については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

(3) トリアージの実施

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努める。

3 救護対象者

(1) 医療救護

ア 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。

イ 災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

(2) 助産救護

災害時（災害発生前後7日以内）に分娩する者で、災害のため助産の途を失った者。（死産、流産を含む）

4 実施の方法

医療の実施は、災害の規模等によって一定ではないが、概ね次の方法による。

(1) 医療救護班の派遣による方法

被災現地において医療の必要があるときは、健康班は、医療救護班を現地に派遣して実施する。

(2) 医療機関による方法

被災地の医療機関（医療施設）によって医療を実施することが適当なときは、健康班は当該医療機関の代表者と協議して、平常時の取扱いに準じて実施する。

(3) 移送、収容

医療を要する者の状態が重傷病で施設（病院）へ収容する必要があるときは、医療救護班、医療機関又は発見者は、健康班に通知、協議し、「災害時の救護病院指定に関する協定」に基づく病院又は救助に適切な医療収容施設（病院）へ移送し救助する。患者の移送にあたって自動車、ヘリコプター等を必要とするときは、町本部に対して車両等の確保を要請する。

(4) 応援等

健康班は町において医療、助産の実施が不可能又は困難なときは、町外の医療施設における広域的な後方医療活動の要請を次の方法によって他機関と共同して実施する。

ア 健康班は、県支部総務班及び県本部健康福祉政策班にその旨連絡し、応援の要請をする。

イ 健康班は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、町本部及び関係機関と協議の上、県と連携して搬送拠点を確保、運営するとともに、町内の医療機関から搬送拠点までの搬送を実施する。

ウ 連絡、報告及び要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(ア) 医療、助産救助実施の場所

(イ) 対象者及び医療機構の状況

(ウ) 実施の方法及び程度（医療救護班派遣数等）

(エ) その他必要な事項

(5) 県の医療（助産）救護活動

県は、保健所を通じて被災地の医療・救護状況の情報収集・情報提供にあたりると共に、岐阜 DMAT 指定病院に DMAT の派遣を要請する。市町村から医療（助

産) 救護に関する協力要請があったとき、または医療(助産) 救護を必要と認めるときは、災害拠点病院及び県が設立する地方独立行政法人が設置する病院(以下「県立病院」という) 所属の医師等による医療救護班を派遣するとともに、必要に応じて関係機関に協力要請する。

5 医薬品等の確保

(1) 医薬品等(血液を除く) の確保

医療救護班が行う医療及び助産救助のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療救護班を編成する医療関係者及び医療機関の手持品を繰り替え使用し、後日それを補てんし、あるいは代価の支払をする。ただし、不足が生じる場合は、「医薬品等調達要請書」(様式 55 号) により県支部総務班及び関係機関に調達を依頼する。

(2) 血液の確保

血液については、岐阜県赤十字血液センターに要請する。

6 医療、助産に関する基準

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、岐阜県災害救助法施行細則等による。ただし、期限内に打ち切ることができない場合は、健康班は県支部総務班を経由し、県本部防災班に期間延長の要請をする。なお、要請にあっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 延長する期間
- (2) 延長を要する地域
- (3) 延長を要する理由
- (4) 救助を要する患者数、病状等

7 医療、助産に関する基準

医療及び助産の救助は、原則的に 14 日以内で打ち切られ、平常時の医療機関に戻るため、健康班及び住民保険班等は、各種保険制度等を所管する関係機関と緊密な連絡をとり、継続診療を要するものについて、速やかにそれらの制度の医療給付に切り替えるよう、適用の決定、保険証の再交付等に努める。

8 その他事務手続き

医療救護班が出動し救護活動を実施したときは、健康班は「救助日報」(様式 5 号) により県本部防災班に報告するとともに、次の諸記録を作成し整備保管する。

- (1) 医療救護班出動編成表（様式 56 号）
- (2) 医療救護活動報告書（様式 80 号）
- (3) 医療救護班医薬品衛生材料使用記録（様式 73 号）
- (4) 病院診療所医療実施状況（様式 74 号）
- (5) 助産台帳（様式 75 号）
- (6) 救助実施記録日計票（様式 58 号）
- (7) 救助の種目別物資受払状況（様式 59 号）

第 22 節 救出活動

災害により生命、身体が危険となった者を迅速に救出し、負傷者については医療機関に収容するものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請する。

1 実施班

救出に係る連絡調整は、総務班が担当し、直接の実施は、消防機関等が当たる。実施に当たっては警察機関と連絡を密にし相互協力をして行う。

2 対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

- (1) 災害のため生命、身体が危険な状態にある者。
- (2) 災害のため行方不明の状態にあつて、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、また生命があるかどうか明らかでない者。

3 救出活動

被災者の救出は、時間の経過とともに救命率が低下するため、迅速な対応を行う。

- (1) 被災直後において、岐阜市消防本部本巢消防署及び消防団、警察等が救助救出活動を行い、この場合において、指揮は岐阜市消防本部本巢消防署が執る。なお、指揮隊長等は、必要に応じ自主防災隊に協力を求める。
- (2) 町本部長は、町の消防力等では救出が困難な場合には、他市町村、県への救出の実施又はこれに要する要員及び資機材についての応援を要請する。また、状況により「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき防災ヘリコプターの出動を要請する。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町本部長は「岐阜県広域消防相互応援協定」及び「岐阜県広域消防応援基本計画」の定めるところにより応援を要請する。
- (3) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、町本部長（町本部長から委任を受けた場合は消防長）がこれを指揮し迅速に部隊の配置を行う。

4 災害救助の基準等

災害救助法による被災者救出の実施基準は次による。

- (1) 費用の範囲

被災救出のため支出する費用は概ね次の範囲とする。

ア 借上賃

舟艇等救出に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上賃。

イ 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕代。

ウ 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代あるいは救助実施のため必要な照明用の灯油代金等。

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし災害発生の日から4日以上経過してもまだ救出を要する者があるとき又は災害が継続して新たに救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要があるときは、災害発生の日から3日以内に県本部防災班に対して期間延長の要請をする。なお、延長要請申請に当たっては次の事項を明示する。

ア 延長の見込期間

イ 延長を要する地域

ウ 延長を要する理由又はその状況

エ 救出を要する人数

5 事務手続

消防機関等は、次の諸記録を作成し整備保管しておく。また、被災者の救出期間中は、その状況を毎日「救助日報」（様式5号）により、町本部及び県支部総務班経由で県本部防災班に電話等によって報告する。

(1) 救助実施記録日計票（様式58号）

(2) 被災者救出状況記録簿（様式76号）

(3) 救助の種目別物資受払状況（様式59号）

第 23 節 遺体の捜索・取扱い・埋葬

災害時に死亡した者の捜索、処理、埋葬等を的確に実施するため、遺体捜索体制を確立し、遺体安置場所を確保するとともに火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。

1 遺体の捜索

(1) 捜索の方法

岐阜市消防本部本巢消防署、都市環境班及び住民保険班は、警察、消防団及び自主防災組織の協力により遺体の捜索を実施する。ただし、岐阜市消防本部本巢消防署は、生命がある者又は生命がある可能性がある者の救出に必要な人員以外の者を遺体の捜索に当たらせる。

(2) 応援の要請

ア 町本部は、災害の状況又は遺体が流出したこと等により他市町村にあると認められるときは、県支部総務班に応援の要請をする。ただし緊急を要する場合等にあつては、隣接市町村本部又は下流の市町村本部に捜索応援を要請する。

イ 応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 遺体が埋没し、あるいは漂流していると予想される場所
- (イ) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等
- (ウ) 応援を求めたい人数、舟艇、器具等
- (エ) その他必要な項目

(3) 県防災ヘリコプターの出動要請

町本部は、災害の状況により上空からの捜索が必要な場合は、県防災ヘリコプターの出動要請により捜索を依頼する。

(4) 遺体の捜索基準

災害救助法適用時の遺体捜索の実施基準は、岐阜県災害救助法施行細則に定めるところによる。

ア 捜索する場合

行方不明の状態にある者で、周囲の事情から既に死亡していると推定される者に対して行う。なお、死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されていれば救助の対象とする。

イ 捜索期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期限内において捜索を打ち切ることができないときは、町本部は、県本部防災班に期間延長の申請をす

る。捜索期間の延長要請及び申請は、次の事項を明示して行う。

- (ア) 延長の見込期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由
- (エ) 延長することによって捜索されるべき遺体の数

ウ 費用の範囲

遺体捜索に要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

- (ア) 借上費
舟艇その他遺体捜索のために必要な機械器具の借上費
- (イ) 修繕費
捜索のため使用した機械器具の修繕費
- (ウ) 燃料費
機械、器具の使用に必要なガソリン代、石油代または捜索作業実施のため必要な照明用の灯油代等

(5) 報告及び事務手続き

都市環境班は、本救助を実施したときは、ア記録の各項目について整備保管するとともに、イ報告の各項目について毎日県支部総務班を経由して、県本部防災班に「救助日報」（様式5号）により報告する。

ア 記録

- (ア) 遺体捜索状況記録簿（様式77号）
- (イ) 救助実施記録日計票（様式58号）
- (ウ) 救助の種目別物資受払状況（様式59号）
- (エ) 遺体捜索用機械器具修繕簿（様式78号）

イ 報告

- (ア) 実施月日
- (イ) 実施の地域
- (ウ) 実施の状況及び方法
- (エ) 捜索対象死体数

2 遺体の取扱い

(1) 遺体の取扱い体制

ア 身元が判明しており、遺族に引き渡せる場合

遺体を発見した場合に住民保険班及び福祉班は、警察に連絡し、警察は遺体の見分、検視を行い、遺族に引き渡す。

イ 身元が判明していない場合又は遺族に引き渡しが困難な場合

遺体識別のため、福祉班は処理場所を借上げ（仮設）、医療救護班、又は医師が奉仕団等の労力奉仕により、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をする。町本部で実施できないときは、県支部総務班に医療救護班の応援出動を要請し、実施する。処理場の借上げができないときは町内の寺院等に要請する。

(2) 遺体の取扱い基準

災害救助法適用時の遺体の取扱い基準は、岐阜県災害救助法施行細則に定めるところによる。

ア 取扱いをする場合

遺体の取扱いは、災害により社会混乱をきたし、その処置を要するときに行うものとし、埋火葬救助の実施と一致することを原則とする。

イ 遺体の取扱い内容

遺体の取扱いは、その条件によってそれぞれ異なるが、概ね次の内容について実施する。

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のために行う。

(イ) 検視

遺体についての死因その他について医学的検査をする。

ウ 取扱い期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期限内において遺体の取扱いを打ち切ることができないときは、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間延長の申請をする。

(ア) 延長の見込期間

(イ) 期間の延長を要する地域

(ウ) 期間の延長を要する理由

(エ) 延長することによって処理されるべき遺体の件数

エ 費用の範囲及び限度

遺体の取扱いに要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

(ア) 遺体の取扱いのための費用

岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

(イ) 遺体の一時保存のための費用

既存建物利用の場合は、当該施設の借上費。

(ウ) 検案料

医療救護班が実施した場合は支出しないが、その他による場合で費用を

必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(3) 報告及び事務手続き

町本部は、「遺体の取扱台帳」（様式 79 号）を作成し、整備保管するとともに、毎日その状況を県支部総務班を経由して、県本部防災班に「救助日報」（様式 5 号）により報告する。なお、遺体の取扱いを医療救護班が実施したときは「医療救護活動報告書」（様式 80 号）により、その実施状況を報告する。

3 遺体の収容、安置等

- (1) 都市環境班は、寺院等の施設に依頼し、遺体の一時安置を行う。なお、遺体が多数のため寺院等で一時安置ができない場合は、「災害時における協力に関する協定書」に基づき、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会を通じて、町内の葬儀業者に要請する。
- (2) 町本部長は、遺体搬送について警察に協力要請するとともに、車両を借上げ、遺体を安置場所まで搬送する。
- (3) 福祉班は、協定に基づき町内葬儀業者の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業指導のための要員を確保する。
- (4) 住民保険班は、検視調書（写）を引き継ぎ、「遺体取扱い表」（様式 81 号）並びに「遺体及び所持品引取書」（様式 82 号）を作成する。
- (5) 住民保険班は、棺に氏名及び番号を記載した札を添付する。
- (6) 遺族等から遺体引受けの申し出があったときは「遺体取扱い表」（様式 81 号）により整理のうえ引き渡す。
- (7) 遺体引受人が見つからない遺体については、町本部長を身元引受人として、遺体火（埋）葬許可書の発行手続きをとる。

4 遺体の火（埋）葬等

(1) 遺体の火（埋）葬

火（埋）葬の実施は、住民保険班において行うとともに、棺、骨つぼ等の遺族への支給については現物給付をもって行う。なお、火（埋）葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後に火（埋）葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の火（埋）葬は、

行旅死亡人としての取り扱いとする。

(2) 広域調整

大規模な災害が発生した場合、火葬については近隣市町に依頼又は「岐阜県広域火葬計画」に基づき、県本部生活衛生班に調整を依頼する。なお、この際の費用負担は、災害救助法の定めるところによる。

(3) 遺体の火（埋）葬の基準

災害救助法適用時の遺体の火（埋）葬基準は、岐阜県災害救助法施行細則に定めるところによる。

ア 火（埋）葬の実施

- (ア) 災害の混乱時に死亡した者であること（災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていないものを含む）。
- (イ) 緊急に避難を要するため時間的、労力的に火（埋）葬を行うことが困難な場合
- (ウ) 火葬場等が浸水または流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難な場合
- (エ) 経済的機構の一時的混乱のため、遺族または扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手困難な場合
- (オ) 埋火葬すべき遺族がないか、またはいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難な場合

イ 埋火葬期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において火（埋）葬の処理を打ち切ることができないときは、県支部総務班を經由して県本部防災班に期間延長の申請をする。

- (ア) 延長の見込期間
- (イ) 期間の延長を要する地域
- (ウ) 期間の延長を要する理由
- (エ) 火（埋）葬を要する遺体数

ウ 費用の範囲及び限度

火（埋）葬に要する費用の範囲及び限度は次のとおりである。

(ア) 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬または土葬に要する経費で、火（埋）葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含むが、埋火葬に当たっての供花代、酒代等は含まない。

(イ) 費用の限度

岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲以内とする。

(4) 報告及び事務手続き

住民保険班は、埋葬救助を実施したときは「埋葬台帳」(様式 83 号)を作成し、整備保管するとともに、毎日その状況を県支部総務班を経由して、県本部防災班に「救助日報」(様式 5 号)により報告する。

第 24 節 防疫・食品衛生活動

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により、感染症の疫病が発生しやすく、また、蔓延する危険性も高いため、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所等において、的確かつ迅速に防疫措置を実施する。また、被災地における食品の安全性を確保するため、炊出し施設等に対して食中毒の防止の指導を行う。

1 防疫活動

(1) 県への協力

県が行う被災者の検病調査、健康診断及び感染症患者の搬送は、福祉班及び健康班が協力して行う。なお、感染症患者の搬送で緊急を要する場合は、消防機関が救急車で搬送する。

(2) 市町村の防疫活動

防疫活動は、都市環境班及び福祉班、健康班が、次の項目を実施する。

- ア 防疫資機材の確保、便槽、家屋等の清掃及び消毒
- イ ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布
- ウ 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
- エ 「感染症予防法」第 35 条第 1 項の規定による感染予防委員の選任
- オ 臨時予防接種又は予防内服薬の投与
- カ 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報の実施

(3) 応援の要請

町本部は、被害が甚大で町単独で防疫活動の実施が不可能又は困難なときは、隣接市町又は県から応援を得て実施する。要請にあたっては次の事項を明示する。

- ア 要請する作業内容等
- イ 要請する防疫班数、物資名、数量
- ウ 日時、場所等
- エ その他必要な事項

(4) 報告

災害時における防疫に関する報告は次による。

ア 被害状況の報告

都市環境班は、防疫を必要とする災害が生じたときは、防疫に関する情報を「医療衛生施設被害状況等報告書」（様式 24 号）により、県支部保健班を

經由して県本部健康福祉部に毎日電話及び文書で報告する。

イ 災害防疫所要見込額の報告

都市環境班は、災害防疫に関する所要見込額を「災害防疫経費所要額調」（様式 84 号）により作成し、県支部保健班を經由して県本部健康福祉部に毎日電話及び文書で報告する。

ウ 日時、場所等

都市環境班は、災害防疫が完了したときは、防疫活動が完了した日から 20 日以内に「災害防疫業務完了報告書」（様式 85 号）を作成し、県支部保健班を經由して県本部保健医療班に提出する。

(5) 町本部で備付けを要する記録

ア 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）

イ 防疫経費所要額調及び関係書類

ウ 清掃方法及び消毒方法に関する書類

エ ねずみ、昆虫等の駆除に関する書類

オ 家庭用水の供給に関する書類

カ 患者台帳

キ 防疫作業日誌

2 食品衛生活動

(1) 避難所施設等の食中毒防止活動

避難所責任者は、炊出しを開始した場合は、町本部に連絡するとともに、県から派遣される食品衛生監視員と協力して、食中毒の防止を図る。

(2) 食中毒発生時の対応

避難所責任者は、避難者に食中毒症状を呈する者の発生を覚知した場合は、町本部に連絡する。町本部は直ちに医療救護班を派遣し対応を図る。

第 25 節 保健活動・精神保健

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

1 保健活動

(1) 体制

町は、県及び関係機関の協力を得て保健活動チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。

(2) 活動内容

- ア 避難所、自宅及び仮設住宅等の被災者の生活状況の把握、生活環境の整備
- イ 避難所における巡回健康相談等の実施
- ウ エコノミークラス症候群に対する注意喚起
- エ 結核、難病、発達障がい者（児）、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、妊婦、災害に伴う健康障がい者等への訪問指導の強化及び一般家庭への健康調査と保健指導の実施
- オ 避難所等の巡回栄養・食生活相談
 - 慢性疾患患者、アレルギー患者、高齢者及び障がい者等へ配慮した食事内容の提案、配給食品の確認、栄養状態に応じた特定保健用食品やサプリメントの配布、食品衛生に関する指導の実施
- カ 定例保健事業の実施
- キ 仮設住宅における訪問指導とグループ指導の実施

2 精神保健

町内の精神保健に関する住民ニーズを把握するとともに、被災者への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

(1) 精神障がい者の住居等、生活基盤の早期確保

- ア 住居をなくした発達障がい者（児）の居住地の確保

- イ 精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等
- (2) 24時間精神科救急体制の確保
 - ア 被災地外の精神科チームの配置と同チーム内への夜間往診チームの設置
 - イ 夜間休日対応窓口の設置
- (3) 治療、通所を中断した通院・通所者の治療、通所機会の提供
- (4) 被災者への心のケア
 - ア 民間諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の普及、啓発
 - イ 心の健康に関する相談体制の充実
 - ウ 精神科医、保健師等による常設の相談実施
 - エ 避難所等への相談所開設
 - オ 仮設住宅、一般家庭等への巡回相談
 - カ 医療、福祉、教育等の各分野において実施される診察、相談等の調整
- (5) 被災者救援にあたる職員、ボランティアへの心のケア
 - 民間諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察等必要があれば適切なカウンセリング等を継続実施する。
- (6) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請
 - 町本部は、被災者のストレスケア等のため、必要な場合は、県に対し災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

第 26 節 清掃活動

ごみ、し尿処理事業は、災害の規模により、その処理に支障をきたすおそれがあるため、迅速に収集、処分体制を確保して、被災地の環境衛生の保全を図る。

1 ごみ、し尿の処理活動

都市環境班は、「ごみ収集運搬」と「し尿収集運搬」の編成について、町の災害廃棄物処理計画に準じ、あらかじめ課の災害応急対策マニュアル等により定めしておく。なお、町単独での実施ができないときは、県支部総務班に連絡し、県支部内の他市町村から応援を得て実施する。

2 清掃の方法

(1) ごみ処理

ア 収集順序

収集順序は、被災地の状況あるいは被災世帯の屋内清掃状況を考慮して決定する。ただし、感染症発生のおそれのある地域等は最優先する。

イ 収集方法

ごみの収集は、委託業者所有車によって行い、各車両の収集担当地域を明確にする。また、委託業者は被災地域の住民及び都市環境班に、災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

ウ 処分

収集したごみについては最終処分場不足も予想されることから、リサイクル等による減量化施策を行う。リサイクルできないごみは焼却処分を原則とし、不燃性物質又は焼却できないごみは、埋め立て処分する。なお、フロン使用機器の廃棄処分については、フロン類の適正な回収、処理を行う。

(2) 災害廃棄物の処理

町は、町の災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況に応じて仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処理を図ることで、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を実施する。なお、災害廃棄物の処理に当たっては、適切な分別を行うことにより有効利用すべき資源物については、可能な限り資源化できるよう努める。

また、被災状況により町単独による処理の見込みがない場合には、町本部を通じて県支部総務班に応援要請をする。そのほか、著しく異常かつ激甚な非常災害時において、廃棄物処理特例地域として指定されたときは、災害廃棄物処

理の実施体制、専門的知識及び技術の必要性、災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案し、国に災害廃棄物処理の代行を要請する。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努める。

(3) し尿処理

ア 収集順序

し尿の汲取収集は、被災地の状況を考慮して実施する。なお、汲取り順序の決定については、ごみ収集の順序決定に当たっての留意事項を考慮する。

イ 収集方法

し尿の汲取収集は、委託業者所有車によって行うが、各車両の収集担当地域を明確にする。

ウ 処分

し尿の処分は、原則としてし尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

3 その他関連対策

(1) 便所の仮設

避難所開設に伴う仮設便所の設置は原則として、し尿貯留槽が装備された便所（以下仮設トイレという）を設置する。なお、避難所以外の場所に仮設トイレを設置する場合は、立地条件を配慮し、漏洩等により汚染しない場所を選定し、避難人員 200 人に対して、大小便器をそれぞれ 2 個以上設置する。また、閉鎖に当たっては、消毒後埋没処理する。

4 事務処理

都市環境班は、災害時における応急対策が終了し、経費が県計画に定める限度額を超えたときは、次の報告書を県本部環境生活部廃棄物対策班に 4 部提出する。

- (1) 廃棄物処理施設被害状況の報告について（様式 86 号）
- (2) 災害廃棄物処理事業の報告について（様式 87 号）

第 27 節 文教災害対策

災害発生時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障をきたさないよう必要な措置を講ずる。

1 学校施設等の災害防止対策

施設管理者は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため、必要に応じ補修、補強その他の対策を講じる。

2 気象予警報の把握と伝達

町教育委員会及び施設管理者は、各施設における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努め、必要な情報を各学校長に対し伝達する。

3 防疫措置等

(1) 清掃の実施

施設管理者は、学校が浸水した場合等には、直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全に努める。

(2) 防疫措置

施設管理者は、洪水等の災害時にあっては児童生徒の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期措置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、町、県、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期す。

4 教育活動の早期再開

(1) 学校施設の確保

被害の程度による学校施設の使用は次による。なお、学校が避難所に使用される場合は、避難者及び児童生徒に対し、それぞれ支障とならないよう徹底を図る。

ア 応急的な修理で使用できる場合は、応急修理により使用する。

イ 学校の一部校舎が使用できない場合は、特別教室や屋内体育施設等を利用する。なお、施設が不足するときは、二部授業等の方法をとる。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等公共施設を利用する。この場合において、教育班と当該公共施設管理者との協議で施設利用を

決定し、その決定事項は、教職員及び住民に徹底する。また、地区が全体的に被害を受け、利用すべき公共施設がないときは、応急仮設校舎を建設する。

エ 町の公共施設で対応できない場合、教育長と町本部長との協議により他市町村の施設利用公園要請を決定し、教育班は、県支部教育班に対して、次の事項を明示し施設利用の応援を要請する。

- (ア) 応援を求める学校名
- (イ) 予定施設名又は施設種別
- (ウ) 授業予定人員及び教室数
- (エ) 予定期間
- (オ) その他の条件

(2) 施設の応急復旧

教育班は、できる限り速やかに被災校舎等の応急復旧を行う。なお、応急復旧を実施する場合、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくため、写真の撮影保存等に留意する。

(3) 教育職員の対策

災害に伴い教育職員に欠員が生じたときは、次の方法により補う。

ア 学校内調整

欠員が少数の場合は、学校内において調整する。

イ 町内調整

学校内で解決できない場合は、学校長は教育班に教育職員の派遣を要請する。教育班は、町内の学校間において調整する。

ウ 他市町村調整

町内で解決できない場合は、教育長と町本部長の協議により他市町村の教育職員の応援要請を決定し、教育班は、県支部教育班に対して、次の事項を明示し、教育職員の応援を要請する。

- (ア) 応援を求める学校名
- (イ) 授業予定場所
- (ウ) 派遣要請をする人員（必要に応じその内訳）
- (エ) 派遣予定期間
- (オ) 派遣職員の宿舎等その他の条件（学校班と教育班との協議で処理）

(4) 応急教育の実施

災害に伴う被害程度によって授業が不可能と認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。ただし、教育班は、できる限り速やかに応急授業の実施に努めるとともに、応急教育の実施については、次の点に留意して行う。

- ア 災害時の授業については、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失した児童生徒の負担にならないよう留意する。
 - イ 教育の場が公民館等学校外施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。
 - ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等の危険防止を指導し徹底する。
- (5) 緊急連絡網の作成等
- 緊急休校その他の事態に備えて、学校関係者は、緊急連絡網など学校と児童生徒との連絡の方法を定める。
- (6) 教育長への災害報告
- 学校長は、教育班に対して、次の場合には災害の報告をするとともに、教育長の指示を求める。
- ア 教室の一部変更の場合（報告）
 - イ 二部授業の場合
 - ウ 公民館等他の公共建物を使用する場合
 - エ 隣接学校等を使用する場合
 - オ 被災者の使用のため授業不能の場合
 - カ その他被害激甚のため授業不能の場合
- (7) 被害児童生徒の調査報告
- 教育班は、災害により被災した児童生徒について調査し、「災害により被災した児童生徒数調」（様式 88 号）により県本部に報告する。

5 学校給食関係

- (1) 被災状況の調査報告
- 給食関係の被災状況の掌握と災害に伴う準要保護児童生徒の給食費補助に関する調査、報告は次による。
- ア 学校給食用物資の被害状況調
- 学校長又は学校給食パン指定加工業者若しくは学校給食米飯指定加工業者、学校給食小麦粉指定加工業者は、学校給食用物資の被害を「学校給食用物資被害状況報告書」（様式 89 号）により速やかに調査し、教育班に報告する。なお、教育班は速やかに県支部教育班に報告する。
- イ 児童生徒被災状況調
- 学校長は、児童、生徒の属する世帯の被害状況を「児童生徒被災状況報告書」（様式 90 号）により速やかに調査し教育班に報告する。なお、教育班は速やかに県支部教育班に報告する。

(2) 応急給食の実施

学校長は次の項目に留意して応急給食を実施する。

- ア 給食用施設、設備が浸水した場合等にあつては、クレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄するなど衛生管理に配慮する。
- イ 給食用施設、原料等が被災し、給食が実施ができないときは、教育班に連絡し、速やかに応急措置を行う。
- ウ 学校が避難所として使用され、給食施設は炊出し施設に利用された場合は、学校給食と炊出しとの調整に留意する。

6 学用品等の支給

(1) 災害救助法による学用品支給条件

災害救助法が適用された場合、岐阜県災害救助法施行規則等に基づき、以下の基準により実施する。

ア 支給対象者

住家が焼失、流失、倒壊又は半焼、半壊、床上浸水による被害を受け、学用品を滅失又は毀損した各学園に在籍する児童生徒で、町本部における被災者台帳に登載されている児童生徒であること。

イ 費用の基準

(ア) 教科書代

「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」第3条に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費。

(イ) 文房具及び通学用品等

各学園児童生徒の学校生活上必須の最少実費。

ウ 支給期間

教科書は災害発生の日から1か月以内、文房具及び通学用品等は、災害発生の日から15日以内とする。ただし、期間内に支給することが困難なときは、町本部は、県支部総務班を経由して県本部防災班に期間の延長を要請する。なお、延長要請は、次の事項を明示して行う。

(ア) 延長の見込期間

(イ) 期間延長を要する地域

(ウ) 期間延長を要する理由

(エ) 延長を要する地域ごとの児童生徒数

(2) 災害救助法適用災害時の教材学用品の調達配給

教材学用品の調達配給は、次の区分に従って行う。なお、教育班において調達困難な場合は、「被災教科書報告書」（様式 57 号）を各学園班において 5 部作成、教育班に 4 部提出する。教育班は災害発生後 5 日以内に県支部総務班に 3 部提出する。

ア 被災児童生徒の調査は、教育班と各学園班で実施する。

イ 被災教科書の調査報告は、教育班及び各学園班で調査し、県支部にて県本部へ報告する。

ウ 教科書及び文房具の調達は、県本部の指示により教育班が実施する。

エ 教科書及び文房具の配給は、教育班が実施する。

(3) 災害救助法適用外における教科書等の斡旋

「災害救助法」が町に適用されたが、教科書を失った児童生徒の属する世帯の被害が、床上浸水または半壊に達しない場合又は同一時の災害において近隣市町村に「災害救助法」が適用されたが、町には「災害救助法」の適用を受けなかった場合で、その災害により教科書を失った児童生徒に対しては、教育班が前(2)と同様に一括で調達、斡旋する。ただし、経費については、本人負担とする。

(4) 教科書及び文房具の輸送

教科書、文房具等学用品の輸送は、教育班と協議のうえ、町本部が調達する。なお、物資輸送の授受は、「学用品引継書」（様式 92 号）により記録を残す。また、教科書の輸送が販売取扱店から直接教育班及び学園班に送付されたときは、納品書を教育班において取りまとめ、県本部防災班に提出する。

(5) 被災児童生徒及び教科書等被災状況の調査報告

ア 被災児童生徒調査

教育班及び各学園班は、災害終了後速やかに児童生徒又は父兄についての「被災児童生徒名簿」（様式 91 号）を作成する。本名簿には、住家の被害がない場合においても教科書を失ったものについては調査作成する。なお、本名簿作成に当たっての被災程度の区分は、福祉班で調査作成されている調査票又は被災台帳等により行う。

イ 被災教科書等調査集計

教育班及び各学園班は、「被災児童生徒名簿」（様式 91 号）により被災教科書等調査集計し「被災教科書報告書」（様式 57 号）を作成する。

(6) 学用品の割当及び配分

県本部の指示により、教育班において学用品の調達輸送を承知したときは、次の方法により児童生徒別に割当て支給する。

ア 割当て

教育班及び各学園班は、県本部からの学用品支給基準(1人当量)の通知を受けたときは、速やかに各児童生徒別に「学用品の給与状況」(様式 93 号)により割当てる。なお、割当てにあたっては、児童生徒の被害区分(程度)を被災者台帳による程度区分等と照合をし、正確を期す。

イ 支給

教育班及び各学園班は、受領書と引換えに学用品を児童生徒に支給する。なお、被災児童生徒が縁故地への避難により支給できないときは、教育班又は各学園班において保管し、本人の登校を待って支給する。

ウ 剰余物資の保管

学用品等を指示基準に従って配分した場合に剰余物資があったときは、県本部に対してその旨を報告するとともに、県本部からの指示があるまで厳重に保管する。

(7) その他の事務手続

教育班及び各学園班は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに学用品の保管、配給の状況を毎日「救助日報」(様式 5 号)により、各学園班は教育班へ、教育班は県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。

ア 被災児童生徒名簿(様式 91 号)

イ 被災教科書報告書(様式 57 号)

ウ 学用品引継書(様式 92 号)

エ 学用品の給与状況(様式 93 号)

オ 救助実施記録日計票(様式 58 号)

カ 救助の種目別物資受払状況(様式 59 号)

第 28 節 文化財、その他の文教施設関係の応急対策

災害時における文化財、その他の文教関係施設の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

1 災害の防止対策

文化財、その他の文教関係施設の管理者は、災害の発生が予想される時又は発生したときは、その被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、必要に応じ補修、補強その他の対策を講じる。

2 応急復旧等の措置

文化財、その他の文教関係施設の管理者は、文教施設等に被害を受け業務の運営に支障が生じ、又はそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行う。

3 公民館その他社会教育施設の対策

教育班は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県本部に報告するとともに、被害施設の応急対策を行う。なお、被災時において、公民館その他の社会教育施設等は、災害応急対策で避難所等に利用するため、教育班は迅速に開放する。

4 文化財関係

教育班は、被災文化財について、県文化財保護審査会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に支持するよう所有者又は管理者に被災文化財個々についての対策を指示指導する。

第 29 節 要配慮・避難行動要支援者対策

災害発生時、要配慮者は身体面または情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護及び救済対策等の様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

1 要配慮者対策

町は、県、消防機関、警察、町社会福祉協議会及び自主防災組織等と連携して要配慮者に対して、できるだけきめ細やかな対策を講ずる。

(1) 具体的な対策

- ア 要配慮者が必要な支援内容の把握（時系列で）
- イ 要配慮者のニーズに応じた救護、援護
- ウ 避難所での要配慮者への配慮
- エ 要配慮者向け相談所の開設
- オ 福祉避難所としての社会福祉施設の活用
- カ 要配慮者に対する仮設住宅への優先入居

(2) 避難行動要支援者対策

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を速やかに実施するため、本計画に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。また、避難支援に携わる避難支援等関係者、町社会福祉協議会、消防機関や警察に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する支援体制を確立する。なお、名簿の提供の際は、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講ずる。

(3) 福祉専門職員の確保

町は、要配慮者に対する介護等の福祉的支援を行う専門職員が必要とされる場合には、町本部を通じて県に岐阜県災害福祉医療チーム（D-CAT）の派遣を要請する。

2 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような

対策を講じる。

(1) 入所者の保護

ア 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、施設近隣住民の協力を得ながら迅速な避難に努める。

イ 臨時休園等の措置

保育園は、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。また、児童館、知的障がい者通所更生施設等の通所施設についても、保育園に準じた措置をとる。その他の社会福祉施設にあつては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ウ 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。また、医療その他の救助を必要とする場合は、町、県に連絡または要請する。

エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、県、町等の協力を得つつ施設機能の回復を図り、もしくは、入所可能な場所を速やかに確保する。

オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、または入所者数の増加によって職員等の人員が不足するときは、不足の程度等を把握し、町、県に連絡しその応援を要請する。

カ 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について町、県に連絡しその支援を要請する。

キ 健康管理、メンタルケア

入所者や職員のメンタルケアを含めた健康管理に十分配慮する。

(2) 被災者の受入れ（福祉避難所）

被災を免れた施設または被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先する。

3 外国人対策

(1) 各種通訳の実施

県は、財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て、通訳ボランティアを必要な地域に派遣する。

(2) 正確な情報の伝達

県と町は、ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対して必要な情報が欠如し混乱することがないように努める。

4 要保護児童の措置

福祉班、教育班は、災害において保育を必要とする児童（児童福祉法第4条でいう児童をいう。）があるとき、または保護者を死亡等で失った児童があるときは、速やかに次により保護をする。

(1) 保育を必要とする児童があるときは、保育園に入所させ保育する。

(2) 保育者を失った児童があるときは、所管の福祉事務所または県子ども相談センターに連絡して収容施設に収容保護する。

第 30 節 愛玩動物等の救援

災害時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）等が多数発生すると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。そのため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

1 被災地域における動物の保護

町は動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。

2 動物の適正な飼育体制の確保

(1) 愛玩動物同伴可能な避難所の設置

町は、避難所を設置するに当たり、テント等を備蓄し、愛玩動物同伴可能な避難所の設置に努める。

(2) 避難所での愛玩動物の把握

町内の避難所において、飼い主と共に避難してきた愛玩動物を把握し、避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう努める。

(3) 避難所等での飼育について

避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。

(4) 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）について

同伴で避難所生活は困難であることを説明し、避難所以外の飼育施設に収容する。

3 特定動物の逸走対策

特定動物が飼育施設から逸走した場合に町は、県、飼育者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第 31 節 産業の応急対策

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、適切な措置をとる。

1 商工業の応急対策

(1) 物価安定計画

総務班は、災害発生に伴い、物価が高騰し又は高騰が予想されるときは、速やかに県及び関係団体と物価安定について協議し、消費の物価安定を図るため、自主規制及び県の方針に対する協力を徹底する。

(2) 災害融資計画

総務班は、被災商工者のうち事業資金の融資を希望する者のために、県災害融資計画に定める一般金融、県費預託、保証助成の斡旋を行う。

(3) 復旧資材の調達

復旧資材の確保、斡旋について町本部から要請のあったときは、総務班は町内で確保に適当な業者等に、その協力を依頼する。なお、町内において確保不可能なときは、県本部に対して確保、斡旋の要請をする。

2 農作物の応急対策

(1) 農作物に対する計画その 1(風水害)

ア 水稻被害田の種子確保

災害（特に水害）によって、苗の流失、壊滅等が生じた場合の改補植用として種子の確保は、農業協同組合等の協力を得る。

イ 災害用そ菜種子の確保

災害発生時における畑作物の代用播種用種子については、その時期ごとに都市環境班において、農業協同組合及び種苗業者と連絡し、必要数量を確保するよう努める。

ウ 生産資材の確保

災害発生時における一般生産資材及び肥料については、農業協同組合等に依頼確保する。災害の規模によっては、町本部、県等の指示により、隣接市町村及び JA 全農岐阜（全国農業協同組合連合会岐阜県本部）等の協力を得る。なお、必要資材とは、農業用燃料、肥料、農薬、農機具等をいう。

エ 災害時における病虫害の発生及び防除

(ア) 病虫害防除指導の徹底

浸冠水等の災害時に発生が懸念される病虫害においては、農事改良組合、

農業協同組合等と協力し、共同防除を実施する。

(イ) 農薬の確保

農薬の確保については、農協において確保する。

(ウ) 防除器具対策

災害規模により県支部と連絡を密にして、防除を実施する。

(2) 農作物に対する計画その2(凍霜害)

農作物等に凍霜害の発生のおそれのあるときは、気象台の警報、注意報等により予防的措置を講ずるよう関係生産団体等に指導する。

ア 果樹等の永年作物の被害の程度によって樹勢回復のための施肥管理を適切に行う。

イ 野菜類の被害によって生産見込みのあるものについては適切な施肥管理を行い、回復見込みのないものについては速やかに転作計画を策定する。

(3) 農作物に対する計画その3(干害)

ア 干ばつ被害の報告

水田及び一般畑については、連続干天日数（日雨量 5mm 未満を含む。）が 20 日以上又は 30 日間の総雨量が 100mm 以下、果樹園については、連続干天日数が 25 日以上又は 30 日間の総雨量が 60mm 以下、及び干ばつ被害が発生したときは、次の方法で速報する。

(ア) 都市環境班は、「干害被害報告書」（様式 99 号）により県に提出する。

(イ) 被害の状況を取りまとめ、応急対策の実施について万全を期すとともに、速やかなその概要を県に報告する。

イ 利水調整

干ばつに対する利水調整その他応急対策等については、現地の条件によって一定できないが、必要に応じて都市環境班において適宜調整あるいは指導の実施に当たりその対策に万全を期す。

ウ 応急対策用ポンプ

干ばつ地帯の干害応急対策用ポンプが不足するときは、農業用応急ポンプを利用し、その対策に当たる。

3 畜産に対する応急対策

(1) 組織編制

畜産関係の災害応急対策の実施は、都市環境班が行うほか、次の組織による。

ア 畜産振興会

イ 農業協同組合

ウ 県支部（家畜保健衛生班、農林班、地域農業改良普及班）

エ 県獣医師会

オ 県農業共済組合

(2) 応急対策

ア 家畜の避難

都市環境班は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、避難場所について県支部家畜保健衛生班と連絡を取り、家畜を避難させる必要があると認めるときは、家畜飼育舎に避難させるよう指導するとともに、必要に応じ関係機関の協力を求める。

イ 死亡家畜の処理

都市環境班は、関係機関に協力を得て処理する。

ウ 家畜の診療

都市環境班は、災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、県に要請する。

エ 家畜の防疫

畜舎等の消毒、緊急予防注射は、関係機関の協力を得て実施する。

オ 飼料等の確保

都市環境班は、避難家畜に対する飼料、薬等が現地において確保できないときは、県に確保、斡旋の要請をする。

カ 畜産生産物の流通対策

その他の防疫措置については、家畜伝染病予防法の定めるところにより実施するものとする。

第 32 節 公共施設の応急対策

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先とした施設復旧を行う。

1 道路施設の応急対策

(1) 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに道路パトロール等により管理する道路の被害状況を調査し、緊急輸送道路など主要（幹線）道路を優先的に車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

(2) 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するため路上の障害物の除去が必要な場合は、警察機関、消防機関、自衛隊及び建設業者の協力を得て実施する。

2 河川施設の応急対策

河川、ため池等の管理者は、岐阜県水防計画に基づき、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努める。

3 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の拠点施設や避難施設などとしての利用が想定されることから、各施設管理者は、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、応急復旧による機能確保に努める。

第 33 節 ライフライン施設の応急対策

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生すると、災害応急対策に支障をきたすとともに、住民生活に大きな混乱が生じる。そのため、事業者間の広域的な支援体制を整備し早期復旧を図る。

1 水道事業者の応急復旧対策

(1) 緊急要員の確保

上下水道班は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備する。

(2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

上下水道班は、水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送、配水システムを考慮した復旧計画を作成する。

(3) 復旧資機材業者及び指定給水装置工事事業者への協力要請

上下水道班は、復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請するとともに、災害時における応急復旧に関する協定に基づき、町内指定管工事協同組合に対して水道施設の応急復旧の応援を要請する。

(4) 応急復旧の目標期間の設定

ア 3日まで:給水拠点による給水(1人1日3ℓ)

イ 10日まで:幹線付近の仮設給水栓(1人1日20ℓ)

ウ 21日まで:支線上の仮設給水栓(1人1日100ℓ)

エ 28日まで:仮配管による各戸給水や共用栓(1人1日250ℓ)

(5) 県への応援要請

町本部は、上下水道班による応急復旧が困難な場合は、「岐阜県水道災害相互応援協定」に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援要請を行う。

(6) 重要施設への優先的復旧

上下水道班は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

2 下水道管理者の応急復旧対策

(1) 緊急要員の確保

上下水道班は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道事業者に応援を要請する。

(2) 被災状況の把握及び応急対策

上下水道班は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、下水管路、処理場、ポンプ施設等について、被害の拡大防止及び二次災害発生防止、暫定機能の確

保等の災害応急対策を実施する。

3 電気施設

(1) 町の応急対策

ア 情報収集

総務班は、災害発生時には中部電力パワーグリッド㈱から被災状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、町本部及び関係機関、報道機関等への、正確な情報伝達に努める。

イ 応援要請

町本部は、二次災害発生防止と応急復旧への協力を中部電力パワーグリッド㈱及び電気工事関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

(2) 電力会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電力会社は、災害の発生が予想される時又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

イ 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集、連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努める。

エ 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時から復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断、渋滞等を予想して、ヘリコプターによる空輸など多面的な輸送手段により実施する。

オ 災害時における危険予防措置

電力会社は、災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずる。

カ 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努める。

キ 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車による巡回広報等により周知する。また、地域復旧体制へ

の協力と被害状況の把握のため、地域の防災関係機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク 重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

4 都市ガス施設

(1) 町の応急対策

ア 情報収集

総務班は、災害発生時には東邦ガス㈱から被災状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、町本部及び関係機関、報道機関等への、正確な情報伝達に努める。

イ 応援要請

町本部は、二次災害発生防止と応急復旧への協力を東邦ガス㈱及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

(2) 都市ガス会社の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

都市ガス会社は、災害の発生が予想される時又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

イ 緊急要員の確保

都市ガス会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請する。

ウ 情報収集、連絡体制

都市ガス会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努める。

エ 復旧用資機材及び輸送手段

都市ガス会社は、通常時から復旧用資機材の確保に努めるとともに、災害時の輸送手段の確保に努める。

オ 緊急措置

都市ガス会社は、被害状況に応じて、要所毎の遮断バルブや供給ブロックのバルブの開閉措置を行い、二次災害防止と供給停止の極小化を図る。

カ 復旧支援要請

都市ガス会社は、被害状況に応じて復旧支援を（社）日本ガス協会に要請する。

キ 臨時供給

都市ガス会社は、緊急供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択し、必要に応じて、関係エルピーガス事業者等と協議し、早期に行うよう努める。

ク 災害時における広報活動

都市ガス会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報車による巡回広報等により周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域の防災関係機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ケ 重要施設への優先的復旧

都市ガス会社は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

5 電話（通信）施設

(1) 町の応急対策

ア 情報収集

総務班は、災害発生時には電気通信事業者から被災状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、町本部及び関係機関、報道機関等への、正確な情報伝達に努める。

イ 応援要請

町本部は、二次災害発生防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

(2) 電気通信事業者の応急復旧対策

ア 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに災害対策本部を設置し必要な体制を整える。

イ 緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請する。

ウ 情報収集、連絡体制

電気通信事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

エ 通信の確保

電気通信事業者は、災害時に際し、次により臨機な措置をとり、重要通信の確保を図る。

- (ア) 臨時回線を作成するほか、必要に応じ臨時公衆電話の設置等を図る。
- (イ) 重要通信を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置をとる。
- (ウ) 非常、緊急の電話及び電報は、一般の手動電話又は電報に優先して取扱う。
- (エ) 警察、消防、鉄道電話その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

オ 資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量の確認及び車両の確保を図り、不足すると予想される資機材については、関連会社等の在庫確認を行い緊急確保に努める。

カ 応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求めるなど必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。

キ 災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定等を報道機関や広報車による巡回広報等により周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域の防災関係機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

ク 重要施設への優先的復旧

電気通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

第 34 節 危険物等災害対策

危険物、高圧ガス、毒劇物及び火薬類（以下「危険物」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者の発生する危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

1 災害情報の収集

(1) 災害情報の収集、連絡

危険物等取扱事業者は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を直ちに町へ連絡する。町は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概要的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡する。

(2) 応急対策活動状況の連絡

危険物等取扱事業者は、町に応急対策の活動状況等を連絡する。町は、応急対策の活動状況等の情報を直ちに県等へ連絡し、必要に応じて応援要請する。

(3) 通信手段の確保

危険物等取扱事業者、県、町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保する。電気通信事業者は、災害時における町、県及び防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 危険物等取扱事業者

危険物等取扱事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとり、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずる。また、消防機関及び警察機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(2) 町

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

(3) 広域的な応援体制

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他市町村に対して応援を要請する。

(4) 広域的な応援体制

県知事は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を

判断し、必要があれば直ちに要請する。町は応急措置を実施するに当たり必要があると認める場合は、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 災害の拡大防止活動

- (1) 危険物取扱事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
- (2) 町は県と連携し、危険物等災害時に危険物等の流出拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講じる。

4 救助、救急、医療及び消火活動等

- (1) 救助、救急活動
危険物等取扱事業者は、発災直後における負傷者の救助、救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。
- (2) 医療活動
医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関に協力を求める。町は、必要に応じて日本赤十字岐阜県支部、もとす医師会等に対し医療救護班の派遣要請を行う。
- (3) 消火活動
消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

5 交通の確保

町、県及び防災関係機関は、災害の拡大防止及び緊急輸送活動のため、被害状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

6 危険物等の流出に対する応急対策

- (1) 危険物等取扱事業者等は、直ちに防除措置を講ずる。
- (2) 消防機関及び警察は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。
- (3) 町及び県は、直ちに関係機関と協力のうえ、環境モニタリング、危険物の処理等必要な措置を講ずる。その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会など、既存の組織を有効活用し迅速に対応する。なお、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を

最小限に抑える措置を講ずる。

7 避難収容活動

(1) 避難誘導

町は、危険物等災害により人命に危険の及ぶおそれのある場合には、消防機関等と協力し、地域住民の避難誘導を行う。なお、避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 避難所の開設

町は、必要に応じて避難所を開設し、被災者の保護に努めるとともに、自主防災組織等に協力を要請する。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

町、危険物等取扱事業者及び防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、各々の機関が講じている施策に関する情報等被災者に役立つ情報を、正確かつ適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、各防災関係機関相互に連絡をとり情報の一元化を図る。

第 35 節 原子力災害対策

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）10 条に基づき、原子力事業者から県に通報がある場合又は同法 15 条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合等、原子力防災上必要と認められる場合において、速やかに必要な応急対策を実施する。

1 情報の収集・連絡

県は、国又は原子力事業者から、警戒事象、特定事象又は原子力緊急事態に関する通報・連絡があった場合、速やかに県警察、市町村に通知するとともに、災害等の状況把握のため、情報収集・伝達を行う。

2 活動体制の確立

(1) 県の体制

県は、原子力事業所において原子力緊急事態が発生した場合等には、知事を本部長とする災害警戒本部又は対策本部を設置するとともに、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と密接な連携を図りつつ、緊急時応急対策を講じる。

(2) 町の体制

町は、県からの原子力災害に関する連絡を受けた場合、その状況に応じて速やかに次の体制をとる。なお、この計画中に定めのない事項については、一般対策計画第 3 章第 1 節「町本部活動体制」に定めるところによる。

準備体制	1 町内において核燃料物資等の事業所外運搬中に事故が発生したとき 2 近県に所在する原子力事業所において異常な事象が発生し、県が警戒体制をとったとき	・総務危機管理課消防担当職員
(災害警戒本部設置) 警戒体制	1 町内において核燃料物資等の事業所外運搬中に特定事象(原災法第 10 条第 1 項前段の規定により通報を行うべき事象) 事故が発生したとき 2 近県に所在する原子力事業所において異常な事象が発生し、県が警戒体制をとったとき 3 その他町長が必要と認めたとき	・総務班全職員 ・都市環境課全職員 ・各課長及び町長が指名した課内職員

(災害対策本部設置) 非常体制	1 県内の一部が原災法第 15 条第 2 項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき	・全職員
	2 県内の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域にならない場合であっても、近県に所在する原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第 15 条第 1 項に規定される事態）が発生した場合	
	3 その他町長が必要と認めたとき	

ア 準備体制

町は、警戒事象発生の通報を受けた場合、県等と緊密な連携を図り、必要な対策を講じるための準備体制をとり、情報収集・連絡体制の確立を行う。

イ 警戒体制（災害警戒本部設置）

町は、準備体制をとる要因が特定事象であった場合、若しくは時間経過により特定事象となった場合は、警戒本部を設置する。

ウ 非常体制（災害対策本部設置）

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、県内の一部が緊急事態応急対策実施区域となった場合、又は町長が必要と認めた場合、災害対策本部を設置する。

(3) 応援体制

ア 防災関係機関相互の連携体制

町は、独自で十分な応急活動が実施できない場合、第 2 章第 16 節「広域応援体制の整備」により応援を要請する。

イ 自衛隊派遣要請

町本部は、応急措置を実施するうえで必要と認めるときは、第 3 章第 4 節「自衛隊派遣要請計画」により、県知事に対して自衛隊の派遣要請をする。

3 屋内退避、避難収容等の防護活動

(1) 屋内退避、避難誘導等

原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、国、県等の指示又は独自の判断により屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施する。

(2) 避難所等の開設

県と連携し、避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民に対し周知徹底を図る。なお、避難所等の運営に当たっては、県の協力を得て、高齢者、乳

幼児、障がい者等の要配慮者等に配慮する。避難所の開設に当たっては、第3章第16節「避難対策」を準用する。

(3) 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、他市町村への避難が必要であると判断した場合、県の指示のもと、県内及び他県の市町村と協議する。

(4) 安定ヨウ素剤の予防服用

原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合は、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用に当たっての注意を払ったうえで、服用すべき時機及び方法の指示、医師や薬剤師の確保等、必要な措置を講じる。

(5) 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合又は保護者へ引き渡した場合は、町又は県に速やかにその旨を連絡する。

(6) 飲食物、生活必需品等の供給

町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活維持に必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品を調達・確保し、時間経過により変化するニーズに合わせて供給・分配する。なお、飲食物及び生活必需品等の供給に当たっては、第3章第17節「食料供給活動」及び第19節「物資供給活動」を準用する。

4 治安の確保及び火災の予防

町は、応急対策実施区域及びその種変における治安の確保について、県、警察機関と協議して万全を期す。特に、避難のため立退きの指示を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

5 住民等への的確な情報伝達

デマ等による社会的混乱を防止するとともに、住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

(1) 住民等への情報伝達活動

ア 町は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺や混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、的確な情報提供や広報活動を迅速に行う。

イ 町は、住民等への情報提供において、国及び県と連携し、情報の一元化を図り、情報の発信元を明確にする。

ウ 町は、情報伝達において、被災者の生活環境、住居環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する媒体に配慮する。特に、避難所は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体を使うなど適切な情報提供ができるよう努める。

(2) 住民等からの問い合わせ対応

町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置及びその人員の確保するための体制を整備する。

6 行政機関の業務継続に係る措置

庁舎の所在地が、避難のため立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、避難先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、住民等の避難を優先したうえで退避を実施する。

第4章 災害復旧

第1節 災害復旧・復興体制の整備

災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、住民の意向を尊重しながら町及び県が主体的に取り組む。特に復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことから、その維持や再構築に十分に配慮する。

また、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画にも配慮する。

1 復旧・復興計画の策定

町は、被災の状況、地域の特性等を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しながら復旧・復興計画を作成する。

2 人的資源等の確保

町は、復旧・復興対策を実施するうえで不足する職員を補うため、必要に応じ、国や県に職員の派遣を要請する。

3 その他

町は、国、県及び関係機関等と連携し、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 災害義援金品の募集配分

被災者に対して寄託される救援金品を確実に、迅速に被災者に配分するため、受入れ、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を講ずる。

1 募集配分機関

町における義援金品の募集及び配分は、福祉班が中心となり、概ね次の機関が共同又は協力して行う。なお、特殊な災害等による募集配分については、関係機関が単独又は共同して行う。

- (1) 日本赤十字社岐阜支部（義援金に限定、物資は扱わない）
- (2) 北方町社会福祉協議会
- (3) 北方町自治会連絡協議会
- (4) 北方町民生委員児童委員協議会

2 募集

(1) 募集配分会議

義援金品を募集し、配分しようとするときは、福祉班は、募集配分に参加する機関の代表者を集め「義援金品募集配分会議」を開催し、次の事項を決定する。

- ア 参加団体
- イ 募集対象（一般世帯募集、学校募集等）
- ウ 募集の種別（金銭募集、物品募集の別）
- エ 集積、輸送の場所、方法、期間等
- オ その他必要事項

(2) 募集の周知

義援金品の募集について、一般の周知が必要と認められる場合は、報道機関等を通じて公表する。なお、義援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に配慮した方法に留意するよう呼びかける。

3 集積

募集に基づく又は任意に抛出される義援金品の集積は、次の方法による。

- (1) 各家庭から募集したときは、自治会連絡協議会又は民生委員児童委員協議会の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持

参してもらふ等の方法によって集積する。なお、この場合においては「義援金品拋出者名簿」（様式 94 号）を作成すること。

- (2) **各学園**生徒又は工場における職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受ける。なお、この場合においては「義援金品引継書」（様式 95 号）を作成すること。
- (3) 個人で募集配分機関に申し出のあったものについては、それぞれ申し出を受けた機関で受け付け、その都度又は一定の期間まとめて、それぞれ単位機関別に指定した場所に集積する。なお、この場合においては「義援金品受領書」（様式 96 号）を作成、発行すること。

4 引継ぎ

義援金品の引継ぎに当たっては、「義援金品引継書」（様式 95 号）を作成し、その授受を明らかにしておく。

5 配分

(1) 配分の基準

義援金品募集配分会議は、災害義援金品の配分を決定する場合、概ね次の基準により行うものとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々について検討して行う。なお、福祉班が災害義援物資をり災者に配分する場合についても、概ね次の基準を参考にして行うものとするが、関係のある機関の代表者の意見を聞き、実情に即した配分とする。

ア 一般家庭用物資

全壊世帯	1
半壊世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

イ 無指定金銭

死者（行方不明で死亡と認められる者を含む。）	1
重傷者	1/2
全壊世帯	1
半壊世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3

(注) 1 床上浸水 10 日以上在世帯にあつては、物資、金銭とも半壊の基準によるものとする。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することができる。

(2) 配分の時期

配分は、できる限り受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が少量、少額等で、世帯別配分が不可能な場合又は輸送及び労働力等の問題で経費を浪費すると考えられる場合は、一定量に達したときに行う等、配分の時期について十分留意して行う。ただし、腐敗、変質のおそれのある物資については、適宜配分し、腐敗、変質がないよう努める。

6 義援金品の保管

義援金品は、次の方法によりそれぞれの募集配分機関において管理する。

(1) 金銭の管理

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、「現金出納簿」（様式 97 号）を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(2) てん末の記録

義援金品の募集配分機関は、「義援金品受払簿」（様式 98 号）を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

7 費用

義援物資の募集や配分に要する労力等は、できる限り無料奉仕とするが、災害義援金品の輸送及び配分に要する経費が必要な場合は、義援金の一部をこの経費に充当できる。なお、経費の証拠記録は、整備保管しておく。

第3節 公共施設災害復旧事業

公共施設等の復旧は、社会、経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した神速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。なお、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

1 災害後旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道災害復旧事業
 - エ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

2 災害復旧事業の方針

(1) 実施体制

町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、災害復旧事業を早急に実施するため、適正な人員の配備や応援及び派遣活動について、必要な体制を整える。

(2) 災害復旧事業計画

町は、国又は県が費用の全部または一部を負担し、若しくは補助するものについて、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、事業費の決定及び査定が速やかに受けられるよう努める。

(3) 緊急調査の促進

施設の被害状況により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査が実施されるよう努める。

(4) 事業時間の短縮

関係機関は、事業計画の策定に当たり、災害の状況や発生原因等を考慮し、速やかな効果が発揮できるよう、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 事業の促進

災害復旧事業に決定した施設は、早期に事業効果が得られるよう促進に努める。

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るためには、国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、町及び県は早期に被害情報を収集し、国に指定の働きかけを行う。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業

- キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障がい者更正援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障がい者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防施設事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の補助
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 被災者の生活確保

災害時の混乱状態を解消し、生活手段の早急な確保、生活再建への支援等により住民生活の安定を図る。

1 生活相談

福祉班は、被災者の生活確保のため相談所を設け、要望事項又は苦情等を聴取し、その内容について関係各班を通じ早期解決に努める。

2 罹災証明書の交付

税務班は、各種の支援措置が早期に実施されるよう「罹災証明書」（様式 48 号）を交付する。ただし、災害時の混乱等により証明書の交付ができないときは、とりあえず「仮罹災証明書」（様式 49 号）を作成交付し、後日速やかに「罹災証明書」と取り替える。本証明書の発行にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 本証明書は、災害救助のみならず、以降諸対策の基礎となるものであるから特に慎重を期す。
- (2) 本証明書は、被災者台帳と照合し、発行にあたっては、契印を行う等発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む。）を避けるように留意する。
- (3) 本証明書は、救助用物資支給前に交付し、物資給与時には本証明書の提示を求め得られるようにする。

3 個人被災者への資金援助等

- (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付（福祉班）

「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 24 号）」及び「同条例施行規則（昭和 49 年規則第 2 号）」による災害弔慰金等の支給に基づき、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」及び「同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号）」の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金又は自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に災害障害見舞金を支給するとともに、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行う。

- (2) 被災者生活再建支援金の支給（都市環境班）

ア 「被災者生活再建支援法、同法施行令（平成 10 年政令第 361 号）」及び「同法施行規則（平成 10 年総理府令第 68 号）」に基づき、自然災害によりその

生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

イ 「北方町被災者生活・住宅再建支援金交付要綱」に基づき、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他の異常な自然現象により生ずる被害を受けた者の生活及び住宅の再建に必要な経費等の一部について、被災者生活、住宅再建支援金を支給する。ただし、「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給対象者は、この要綱による支給は行わない。

(3) 生活福祉資金の貸付（岐阜県社会福祉協議会）

岐阜県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要領」に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、災害援護資金の貸付を行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律にもとづく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わない。

4 租税の徴収猶予及び減免等

(1) 町税の減免

災害により被害を受けた者は、災害の規模により、住民税及び固定資産税を減免される場合がある。（参考：「北方町災害による被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和 51 年条例第 23 号）」

(2) 国民健康保険税の減免

災害により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者は、災害の規模により、保険税を減免される場合がある。（参考：「北方町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（昭和 51 年条例第 24 号）」

(3) 障害福祉サービスに要する介護給付費の支給割合の増

「北方町障がい者自立支援法施行規則（平成 19 年細則 2 号）」に基づき、災害その他特別の事情により、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた場合、介護給付費等の支給割合が増えることがある。

(4) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予、減免

岐阜県後期高齢者医療広域連合は、「後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 32 号）」に基づき、被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき、後期高齢者医療保険料の徴収が猶予、減免されることがある。

(5) 介護保険料の徴収猶予、減免

「もとす介護保険条例」に基づき、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者は、保険料の徴収が猶予、減免されることがある。

5 雇用に関する相談

被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等を行う。

6 生活必需物資、復旧資材等の供給確保等

町、県及び関係機関は、被災地において住民の不安や動揺を沈静化し、生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、災害復旧用建築資材等の確保を図るとともに、物資の需要、価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していく。

第6節 被災中小企業の振興

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

1 自立の支援

町、県及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

2 各種対策

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん補率の引上げ及び保険率の引下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡処分の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

第7節 農業関係者への融資

被災農業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

1 災害関連資金の融資等

町、県及び防災関係機関は、農業施設等の災害復旧資金及び被災農業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者への資金の周知、資金相談対応を行うものとする。

2 各種対策

- (1) 天災融資法による資金
- (2) 農業災害緊急支援資金
- (3) 農業災害緊急支援特別資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農業経営基盤強化資金
- (6) 農業基盤整備資金
- (7) 農林漁業施設資金